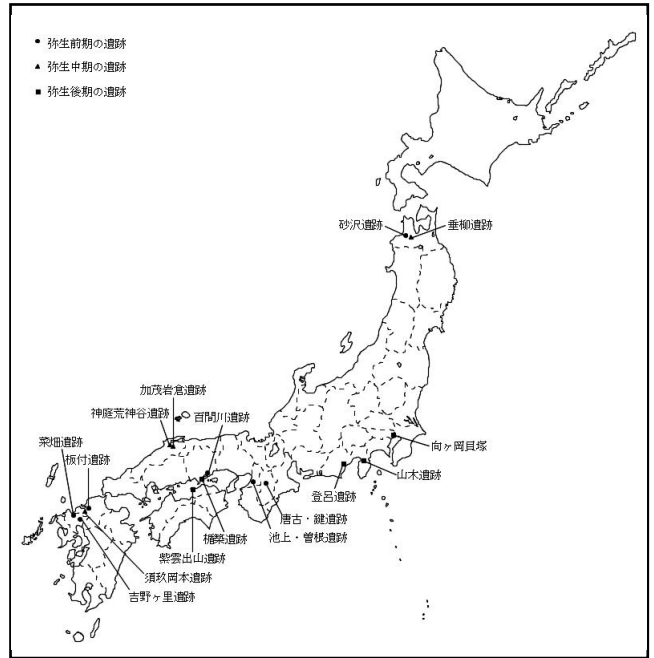


日本史一現代語訳編一

[史料]	古代① [原始時代・古墳時代]	2
	古代② [飛鳥時代]	6
	古代③ [奈良時代]	8
	古代④ [平安時代]	10
	中世① [鎌倉時代]	14
	中世② [室町時代]	18
	近世① [安土・桃山時代]	22
	近世② [江戸時代]	24
	近現代① [明治時代]	34
	近現代② [大正時代]	41
	近現代③ [昭和時代]	44
	近現代④ [戦後]	49
	文化史① [古代]	54
	文化史② [中世]	56
	文化史③ [近世]	57
	文化史④ [近現代]	60
[付録]	付録① [元号(年号)]	61
	付録② [都道府県・旧国名地図]	62
	付録③ [覚え歌(前近代)]	64
	付録④ [覚え歌(近現代)]	66



図解 NOTE [旧石器・縄文・弥生時代の概説]

(地質学) 鮮新世 (500 万年前～) → 更新世 (258 万年前～) → 完新世 (1 万年前～現在) →

	約 500 万年前 (気候)	約 1 万 3000 年前	紀元前 5 世紀頃
	①大型動物 →打製石器を使用 (尖頭器・細石器)	①動物＝中小動物 →磨製石器を使用 (弓矢の石鏃など)	①金属器 (青銅器・鉄器が同時期に伝来) →青銅器・鉄器を使用
(世界史)	＝旧石器時代	→＝新石器時代	→＝青銅器時代・鉄器時代
考古学的区分	②植物＝針葉樹林 →土器は使用せず	②植物＝落葉広葉樹林など →縄文土器を使用 (煮沸用・貯蔵用)	②水稻耕作の伝播 →弥生土器を使用 (米蒸し用・煮炊き用)
(日本史)	＝先(無)土器時代	→＝縄文時代	→＝弥生時代
考古学的区分	③日本列島は中国大陆と陸続き 日本人の先祖はマンモス・ナウマン象など 大型動物を追って日本へきたと考えられる	③日本列島の形成 (氷が溶け海面が上昇) →入り江が増加 ＝骨角器を使用 (貝塚の増加)	③日本人の形成 縄文系の古モンゴロイドと 弥生系の新モンゴロイドの混血
	④狩猟・(採集)文化 (生活は安定せず) →食料を求めた移住生活	④狩猟・採集・漁労文化 (生活が安定) →定住生活 (竪穴住居に居住)	④食料採取段階→食糧生産段階へ →集落を統率する首長が出現
		⑤墓制 (共同墓地内に屈葬で埋葬) →副葬品なし＝貧富の差なし	⑤墓制 (共同墓地内に伸展葬で埋葬) →銅剣・銅鏡などの副葬品あり ＝貧富の差(身分階級)の発生 →甕棺墓・支石墓 (弥生前期の九州北部) →方形周溝墓 (弥生前期の近畿地方) (1) 余剰生産物をめぐる集落(ムラ)同士の争い (2) 強力な集落(ムラ)は小国(クニ)へ発展 (3) 小国の統合が進展し、支配者の性格が強める →墳丘墓 (弥生後期の共同墓地外に築造) →※高地性集落・環濠集落 (軍事的集落) (弥生時代から古墳時代へ) →古墳 (畿内中心に画一的な前方後円墳を築造)
[中国大陆との交渉(弥生時代)]			
	①小国の王が朝鮮半島の楽浪郡へ遣使 (B.C.1)	②奴国王が後漢へ遣使し光武帝に朝貢 (57)	
	③帥升が後漢へ遣使し生口 160 人を献上 (107)	④戦乱が激化して倭国大乱 (2 世紀後半)	
	⑤卑弥呼(邪馬台国女王)を立てて収束 (3 世紀) →卑弥呼没後に大きな冢を築造 (箸墓古墳?)		

㊦ 紀元前 1 世紀前後の倭『漢書』地理志 by 班固

楽浪郡の海の向こうには、倭人(日本人)が住んでいて、百余りの小国に分かれている。そして彼らは楽浪郡に、定期的に貢物を持って朝貢して来るという。

㊦ 1 ～ 2 世紀の倭『後漢書』東夷伝 by 范曄

建武中元 2 年(57 年)、倭の奴国が、貢物を持って都にまで朝貢してきた。その使いは自分のことを大夫という身分だと称した。奴国は倭の最南端にある。光武帝はこの奴国王に印綬(組み紐のついた印。江戸時代に「漢倭奴国王」の金印が福岡県志賀島で出土したため同一のものと考えられる)を授けた。

安帝の永初元年(107 年)には、倭の国王帥升らが 160 人の生口(奴隷)を献上し、安帝にお目にかかりたいと願い出た。

桓帝と靈帝の時代(2 世紀後半)、倭の国内が乱れ、内乱が続き、互いに戦って長い間統一されなかった。

㊦ 邪馬台国『魏志』倭人伝(『三国志』魏書東夷伝倭人の条)by 陳寿

倭人(日本人)は帯方郡の東南の海の向こうに住んでいて、山に囲まれている島に国や村をつくっている。もともと百余りの国に分かれ、漢の時代には朝貢するものもあった。現在魏に使者を遣わしてくるものは 30 国である。郡(帯方郡)から日本に行くには、朝鮮半島の海岸沿いを航海し、韓国を経て、あるいは南の方へ、あるいは東の方へ行って、狗邪韓国につくまで七千里ほどある。…その後、さらに進んでいくと、最終的に邪馬台国に着く。

国々には市場があり、物々交換が行われ、大倭という役人がそれを監視している。卑弥呼のいる女王国より北には、一大率という役人を置いて諸国を檢察している。諸国はそれをおそれている。伊都国に常に置かれている。……身分に上下の差別があり、お互いにふさわしい態度をとる。租税を納める大きな邸宅がある。下戸(身分の低い者)が大人(身分の高い者)に道であった時は、おそろおそろ草むらに入ってしまう。何か申し上げる時は、うずくまったり、ひざまずいたりしながら、両手を地につけ相手を敬う。

其の国(邪馬台国)は、もと男の王が 70,80 年支配していたが、国内が乱れて何年間も互いに攻め争うようになった。そこで共同で一人の女子を王に立てた。その名を卑弥呼といい、女王は鬼道(呪術)を得意とし、人民を支配した。年をとっても結婚せず、弟が政治を補佐している。

景初 3 年(239 年)、倭の女王(卑弥呼)は大臣の難升米らを郡(帯方郡)に遣わして、魏の天子(明帝)に朝献できるように願い出た。(その後、帯方郡の長官である劉夏が都の洛陽まで送らせた)。

その年(239 年)の 12 月、明帝は詔書を下して倭の女王(卑弥呼)に報じていうに「…今あなたを親魏倭王とし、金印紫綬をさずけ、封をして帯方郡の長官にことづける」

卑弥呼が死んだ時、大きな墓をつくった。その直径は 150 メートル余りで、女王に殉死した奴婢が 100 人余りであった。その後、男の王が立ったが、人々は心服しなかった。おたがいに殺し合い、千人ほどが死んだ。そこで、卑弥呼の宗女(一族の女)、奝与が 13 歳で王となると、国中が安定した。

回 百済との友好「奈良県石上神宮七支刀」

〔表〕泰和4年(369年)、5月16日の正午、よく鍛えられた鉄で七支刀をつくる。

〔裏〕このような刀は前代未聞である。百済の王(肖古王か)と王子、奇生観音(仇首王か)は、それ故に倭王旨(讃か)のために、この刀をつくり、後世に伝えようとした。

回 朝鮮半島への進出『高句麗好太王碑文』

百残(百済)・新羅は古くから高句麗に服属し、以前から朝貢していた。ところが、倭が辛卯の年(391年)から海を越えて襲来し、百残(百済)や新羅を破って服属させてしまった。396年王(好太王)自らが水軍を率いて残国(百済)を討伐した。……百済王は困って奴隷1000人と美しく細い布1000匹を献上し、好太王に帰順して自ら誓った。「これからは好太王の奴隷となります」と。……399年、百残(百済)はその誓いを破って倭に通じていたので、再び好太王は兵を出した。

回 倭王武の上表文『宋書』倭国伝 by 沈約

興(安康天皇)が死んで、弟の武(雄略天皇)が即位した。自ら倭・百済・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓7カ国の軍事的指揮権をもつ安東大将军倭国王と称した。順帝の昇明2年(478年)、使いを送って上表した。「私の国(倭)は、中国からは遠い辺鄙な所に国を立てています。昔から私の祖先は、国土を平定するために、自ら甲冑を身につけて武装し、山川をかけめぐり休む暇もありませんでした。そして、東は毛人(蝦夷)を55カ国、西は衆夷(熊襲)を66カ国、そして海を越えて海北(朝鮮半島)は95カ国を征服しました」と。そこで皇帝(順帝)は、武(雄略天皇)を倭・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓の6カ国の軍事的指揮権をもつ安東大将军倭王に任命した。

回 漢字の使用①「熊本県江田船山古墳出土鉄刀銘」

獲加多支鹵大王(雄略天皇と考えられている)の統治する御世、典曹人(事務官)として仕えていた、名前は无利旦という者が、8月中旬に、大きな釜と、4尺の延刀(延べ金で作った官刀)を用いて、何度も精錬を重ねた立派な刀を作った。

回 漢字の使用②「埼玉県稲荷山古墳出土鉄剣銘」

〔表〕辛亥年(471年)7月中に記す。乎獲居臣、その祖先は意富比埴、その子は多加利足尼、その子の名は旦已加利獲居、その子の名は多加披次獲居、その子の名は多沙鬼獲居、その子の名は半旦比、
〔裏〕その子の名は加差披余、その子の名は乎獲居臣、代々杖刀人(親衛隊)の長になり、朝廷に仕えて現在にいたる。獲加多支鹵大王(雄略天皇と考えられる)の朝廷が斯鬼宮にあった時、私は、大王の統治を助けたので、この精錬された立派な刀を作らせて、自分が大王に仕えてきた由来を記すのである。

回 漢字の使用③「和歌山県隅田八幡神社人物画像鏡銘」

癸未年(443年か503年)8月日中、男弟王(即位前の継体天皇と考えられる)が意柴沙加宮(忍坂宮)にいらっしゃった時に、斯麻百済の斯麻王(武寧王)と考えられる)が、長寿を祈って河内直穢人・今州利の2人を派遣し、上質の銅に200皐を使って、この鏡を作った

回 筑紫国造磐井の乱『日本書紀』

継体天皇即位21年(527年)の6月3日に、近江毛野は兵6万を率いて、任那へ行き、新羅に破られた南加羅(洛東江口)と嚙己吞(慶尚北道達城郡慶山か)を新羅から奪い返し、任那に編入しようとした。筑紫国造磐井は、ヤマト政権に反逆しようと決意していたが、反乱を実行することをずっとためらっていた。…新羅は、このことを知って、ひそかに磐井に賄賂を送り、近江毛野の軍を防ぎ止めるように求めた。そこで、磐井は火(肥前・肥後の肥)・豊(豊前・豊後の豊)の2つの国に勢力を張って、ヤマト政権の政務を行わなくなった。

回 仏教私伝『扶桑略記』 by 皇円

継体天皇即位 16 年の壬寅(522 年)、中国の鞍作鳥(止利仏師)の祖父である司馬達等が、この年の春 2 月に来日した。彼はすぐに大和国高市郡坂田原(現在の奈良県高市郡明日香村の坂田付近)に草堂を建て、本尊を安置し、仏に帰依して礼拝した。世間の人が皆言うことには、「これは中国の神様だ」と。

回 仏教公伝『上宮聖徳法王帝説』

志絜嶋天皇(欽明天皇)の治世、戊午の年(538 年)の 10 月 12 日に、百済国の聖明王が初めて仏像・経文を伝え、僧侶をおくつてきた。そこで天皇は命令を下し、大臣の蘇我稲目に仏像などを授け、仏法を盛んにさせたのである。

回 仏教公伝『日本書紀』

欽明天皇 13 年(552 年)冬 10 月、百済の聖明王が、…釈迦仏の金銅像一体と幡蓋(仏堂内の荘厳具)と、いくらかの経論を献上した。…そこで天皇は群臣に一人一人問いかけられた。「百済から献上された仏の顔は端正で美しい。いまだかつて見たことがないものであるが、礼拝すべきかどうか」と。大臣の蘇我稲目が申し上げた。「西隣りの国ではすべて礼拝しています。どうして日本だけがそむけましょうか」と。大連の物部尾輿と中臣鎌子が同じように申し上げた。「わが国で天下を支配されている天皇は、常に天地の多くの神々を春夏秋冬おまつりされることになっています。今、改めて外国の神を拝まれるならば、おそらくわが国の神の怒りをまねくことになりましょう」と。すると欽明天皇は、「では、礼拝を希望している蘇我稲目に仏像をあずけ、試みに礼拝させてみることにしよう」と述べられた。

回 憲法十七条『日本書紀』

推古天皇の12年(604年)夏, 4月3日に皇太子(厩戸王(聖徳太子))は自らはじめて憲法十七条を作られた。

一, すべて和を尊び, 人に逆らわないように心がけよ。人には仲間があるが, 理を悟っている者は少ない。それで, 或は君主や父の命に従わず, また隣近所とも仲良くいかない。しかし上下の者が互いに仲良く親しみあい, 意見を十分に述べ合えば, 道理が自然に通じ合って, すべての事がうまくいく。

二, 深く三宝を敬え。三宝とは仏と, その教えである法と, 教えを説く僧である。

三, 詔(天皇の命令)を受けたらば, 必ず心から謹んでこれに従え。君(君主)とはすなわち天のように高く, 臣(家臣は地のように天の下にあるべきものである)。

十二, 国司や国造は, 国民から勝手に収奪してはならない。国に2人の君主はなく, また民に2人の主人はない。

回 600年の遣隋使の派遣(第1次)『隋書』倭国伝 by 魏徵

開皇二十年(600年), 倭王がいた。姓は阿每, 名は多利思比孤といい, 阿曇羅彌(大王)と名乗った。(その王が)使者を闕(隋の都長安の宮廷)に派遣してきた。文帝は, 役人に倭の風俗について質問をさせた。

回 607年の遣隋使の派遣(第2次)『隋書』倭国伝 by 魏徵

大業三年(607年), その王(倭国の王)多利思比孤(推古天皇か厩戸王(聖徳太子))が使者(小野妹子)を送って朝貢してきた。使者が言うには, 「海西の菩薩天子(煬帝)様が, 仏法を重んじていると聞いております。そこで, 使者を派遣し, 同時に僧侶数十人を, 仏法の研究をさせるため派遣してきたのです」と。(使者が持ってきた)その国書には「日出づる処の天子(太陽の昇る東側の国の天子＝推古天皇)が日没する処の天子(太陽の沈む西側の天子＝煬帝)に手紙を送ります。お元気でしょうか」と記されていた。帝(煬帝)は, この国書を見て不機嫌になった。鴻臚卿(外交官)に「野蠻な国の国書に無礼なものがあつた。あのような無礼な国書は二度と私に見せるな」と命じた。(しかし, 隋は高句麗征討を控えていたため, 高句麗が倭国と結びつきのを恐れ), 明年(608年), 上(煬帝)は, 文林郎裴世清を倭国に使者として派遣した。

回 608年の遣隋使の派遣(第3次)『日本書紀』

推古天皇十六年(608年)夏4月, 小野妹子が隋から帰国した。隋は小野妹子に蘇因高という中国名を与えた。隋の使者裴世清と供の者12人が小野妹子に案内されて筑紫にきた。…秋8月に隋の使者裴世清は飛鳥に到着した。…9月11日, 隋の使者である裴世清が帰国した。そこで, 再び小野妹子を隋に派遣した。……そのとき, 天皇は煬帝へのあいさつの書の中に「東の天皇(推古天皇)がつつしんで西の皇帝(煬帝)に申し上げます…」と記した。このとき, 隋の国に派遣された留学生は倭漢直福因・奈羅恵明・高向玄理・新大圀, 留学僧は旻・南淵請安・志賀慧隱・新広濟らで, 合わせて8人である。

回 改新の詔『日本書紀』

大化二年正月甲子(646年)1月1日, 新年の儀式が終わってから, 改新の詔を宣布し, 次のように言われた。

その一, 昔から代々の天皇が設置した子代の民, 各地の屯倉, および他には臣・連・伴造・国造・村首などの諸豪族が所有していた部曲の民や, 田莊などの私有地・私有民を廃止せよ。そして, 食封を上級官人の大夫以上の者に与えよ。

その二, はじめて京師(都)の制を定め, 畿内・国司・郡司や関塞(関所)・斥候(辺境防備の施設)・防人・駅馬・伝馬を設置し, 鈴契(駅鈴・関契)を造り, 地方の行政区画を定めよ。

その三, はじめて戸籍・計帳・班田収授法を作れ。

その四, 旧来の租税や労役の制度を廃し, 田に課する調(税の制度)を行え。……また1戸ごとに調を徴収する。1戸について, 上質の布一丈二尺とする。

㊦ 天皇神格化『万葉集』

大君(天皇＝具体的には天武天皇)は神であられるから、赤毛の馬がいるような田園を都(飛鳥浄御原宮)にすることができる。
大君(天皇＝具体的には天武天皇)は神であられるから、天の雲の雷の上にさえも、居を構えることができる。

〔律令体制〕（P11 対応史料）

㊦ 里と戸－戸令－『令義解』by 清原夏野

戸は50戸で1里とせよ。1里ごとに里長を1人置け。
 計帳を造る場合は、毎年6月30日以前に、京・国の役人は、戸主の申告に基づき細かに家族数・年齢を記せ。
 戸籍は6年に1回造れ。11月の上旬から始めて、式(律令の施行細則)に従って造れ。里ごとにまとめて、全部で3通を造れ。そのうち、2通は太政官に送り、残りの1通はその国で保管せよ。
 戸籍は常に五比(30年間)保存せよ。それより昔の年のは廃棄せよ。ただし、近江の大津宮で造られた庚午年籍は廃棄してはならない。

㊦ 田制－田令－『令義解』by 清原夏野

田地は縦30歩、横12歩を乗じた面積、つまり360歩をもって1段とせよ。10段を1町とせよ。田地1段につき租は稲2束2把(収穫の3パーセント)。ゆえに、1町の場合は22束になる。
 口分田の班給は、男子に2段、女子にはその3分の1を減らした面積を与えよ。5歳以下の者には与えてはならない。……易田(やせた土地)は2倍の面積を与えよ。口分田を班給し終わったならば、詳しく町・段の面積や東西南北の境を記録せよ。
 諸国の公田(班田後に残った乗田)は、その地域の売買価格を参考にして賃租(土地を賃貸して2割の地子をとる)せよ。その価格は太政官に送り、雑用にあてよ。
 口分田は6年に1回班給せよ。ただし、神田・寺田は例外とする。もし、その本人が死んだ場合は、次の班田収授の年に収公せよ。

㊦ 税制－賦役令－『令義解』by 清原夏野

調の絹・緇(質の悪い絹)・糸・綿・布はその地域の産物を納めよ。……次丁2人分、中男4人分の税負担が正丁1人と同じである。
 正丁の労役である歳役は10日間。もし、庸を支払う場合は、布(麻布)を2丈6尺(約8メートル)納めよ。……次丁2人分の税負担は正丁1人と同じである。ただし、中男と京・畿内は庸を免除する。
 調・庸は毎年8月中旬から納入の輸送を始めよ。近国は10月30日まで、中国は11月30日まで、遠国は12月30日までに大蔵省への納入を完了せよ。……運脚は調・庸を納める家から平等に選べ。みな国司官人の貢調使に従って送れ。
 国司に対する労役義務である雑徭は均等に割り当てよ。合計して60日を越えてはならない。

㊦ 軍制－軍防令－『令義解』by 清原夏野

兵士の中で、都の警備に向かう者(衛士)は1年間、九州北部の警備に向かう者(防人)は3年間である。
 兵士の中で、都の警備に向かうものを衛士という。……九州北部の警備に向かう者を防人という。

㊦ 和同開珎の鑄造『続日本紀』

和銅元年（708 年）正月 11 日、武蔵国秩父郡（現在の埼玉県秩父市）が、和銅（精錬された銅）を献上してきた。（元明天皇が）詔を下して仰るには、「……慶雲五年を改めて和銅元年（708 年）として（元明天皇の）治世の年号と定める。」…5 月 11 日、初めて（和同開珎の）銀銭を造った。…8 月 10 日、初めて（和同開珎の）銅銭を造った。

㊦ 平城京遷都『続日本紀』

……まさに今平城（奈良）の地は、四神思想（青龍（東）・白虎（西）・朱雀（南）・玄武（北）の四神）にも合っており、三山（春日山・奈良山・生駒山）が鎮めとなっており、亀卜や筮竹による占いでもそのような理想的な地であるとの結果が出ている。（よって、この平城の地に）都を置くべきである。

㊦ 蓄銭叙位令『続日本紀』

（和銅四年（711 年）10 月 23 日）、（元明天皇が）詔を下して仰るには、「そもそも銭の有用な点は、財を通じて余ったもの足りないものを交換・売買することにある。今の百姓は、依然として物々交換などの古い慣習にしたがって、その理法がわからないでいる。わずかに銭で売買するといっても、銭を蓄える者はいない。そこで蓄銭の多少にしたがって、段階を定めて位を授けなさい。……」

㊦ 国分寺建立の詔『続日本紀』

（天平十三年（741 年 3 月））24 日、（聖武天皇は）詔の中で次のように述べられた。「……諸国に命じて各々七重塔一基を建立し、金光明最勝王經（国分寺で読ませた護国經）・妙法蓮華經（国分尼寺で読ませた護国經）を各一部を写させよ。……僧寺（国分寺）には必ず僧 20 人を置き、金光明四天王護国之寺（国分寺の正式名称）と名づけ、尼寺（国分尼寺）には尼僧 10 人を置き、法華滅罪之寺（国分尼寺の正式名称）と名づけ、両寺ともに仏の教えと戒律を伝えよ。」

㊦ 大仏造立の詔『続日本紀』

（天平十五年（743 年））冬 10 月 15 日、（聖武天皇は）詔の中で次のように述べられた。「……天平十五年（743 年）10 月 15 日をもって、普く衆生を救済しようという菩薩の願いを起こして、盧舎那仏（俗に大仏と呼ばれる華嚴經の本尊）の金銅像一体をお造りする。……天下の富をもつ者は私（聖武天皇）であり、天下の勢いをもつ者も私（聖武天皇）である。この富と勢いともをもって仏の尊像をお造りする。」

㊦ 三世一身の法『続日本紀』

（養老七年（723 年）4 月）17 日、太政官は次のように天皇に奏上した。「最近、人口が次第に増加したのに対し、田や池は狭く不足しています。よって、天下の人民に田地の開墾を勧め行わせたいと思います。その場合、新たに灌漑施設を造って開墾した者があれば、開墾地の多少にかかわらず三世（本人・子・孫の三代。子・孫・曾孫とする説もある）までの所有を許し、もし旧い灌漑施設を利用して開墾した時には一身（本人一代限り）に所有を許すことにしたいと思います。」天皇はこの奏上を許可した。

㊦ 墾田永年私財法『続日本紀』

（天平十五年（743 年）5 月）27 日、（聖武天皇は）次のような詔を下した。「聞くところによると、墾田は養老七年の格（三世一身の法）によって、期限が過ぎれば一般の公地と同様に収公してきたが、このため農民が意欲を失い、せっかく開墾した土地が再び荒廃してしまうという。今後は、開墾者の意のままに私財（私有地）として認め、三世までとか一身の間とかいわずに悉く永久に収公してはならない。……初位以下と庶民は 10 町とする。但し、郡司については、大領・少領は 30 町、主政・主帳は 10 町を限度とする。

㊦ 加墾禁止令『続日本紀』

（天平神護元年（765 年）3 月）5 日、（称徳天皇が）お命じになることには、「聞くところによると、墾田は天平十五年の格（墾田永年私財法）に従い『今後は、開墾者の意のままに私財（私有地）として認め、三世までとか一身の間とかいわずに悉く永久に収公してはならない。』とした。このため、人々は競って開墾を行い、勢力のある家は百姓を酷使し、貧しい百姓は生計を立てる余裕がない。よって今後は、加墾（これ以上の開墾）を一切禁止する。ただし、寺院は、以前より寺院の所有地として定められた土地を開墾することを禁じない。また、その土地の百姓は、1・2 町を開墾することを認める。……」

回 平安京遷都『日本紀略』

(延暦十三年(794 年)10 月)22 日、遷都した。(桓武天皇が)詔を下して仰るには、「…(中略)…。葛野(京都府にあった葛野郡)の大宮の地は、山や川が麗しく、四方の国の百姓が集まるには交通や水運の便が良いところで、…(中略)…。」……11 月 8 日、(桓武天皇が)詔して「…(中略)…。山の姿は、本当に以前に聞いた事柄と適合する。…(中略)…。この国は山が襟のように囲んでそびえ、河が帯のようにめぐって流れ、自然の要害をなしている。この景勝(優れた景色)に因んで、新しい国名を制定するのが相応しい。山背国を改めて山城国に決めよう。」と仰った。また、天皇に心服して集まった人民や、天皇の徳を慕い、喜びの歌を歌う人々が、異口同音に称して、この都を平安京と呼んだ。

回 健児の制『類聚三代格』

太政官が命令を下す。健児を定めて徴発せよと。

大和国 30 人 河内国 30 人 和泉国 20 人……

常陸国 200 人 近江国 200 人……

右の事に関して、右大臣(藤原継縄)が天皇のお言葉を伝えることには、桓武天皇のご命令では、諸国の農民から徴発した兵士は、辺境の軍事的に重要な地(陸奥・出羽などの東北地方・大宰府管内の九州地方)を除いて、すべて廃止せよとのことである。各地の兵器庫や駅鈴を収めた蔵、及び国府(国司の役所)などは、健児を派遣して守備させよ。健児は郡司の子弟を選んで派遣し、交替制をとって守備の任にあたらせよ。

延暦十一年(792 年)6 月 14 日

回 造都の中止—徳政相論—『日本後紀』

(延暦二十四年(805 年)12 月 7 日)、……(桓武天皇の)ご命令があり、参議右衛士督從四位下藤原朝臣緒嗣と参議大弁正四位下菅野朝臣真道とで天下の善い政治とは何かをお互いに論議させることになった。この時に緒嗣は議論して言った。「現在、天下の民が苦しんでいる原因は軍事(蝦夷の征討)と造作(平安京の造営)である。この二つの事業を停止すれば、民衆は安楽となりましょう。」と。一方、真道はこれに反対して、自分の意見にこだわって緒嗣の意見を聴こうとしなかった。帝(桓武天皇)は緒嗣の意見を正しいと判断され、二大事業を停止した。

回 格式の編纂—弘仁格式序文—『類聚三代格』

律は懲肅(懲らしめ慎ませること)を主とし、令は勸誡(善を勧めて悪を戒めること)を基本とする。格は時勢に対応して制度をつくり、式は欠けていたものを補い、見落としていたものを拾い集めて不備を補う。…推古天皇の 12 年(604 年)になって、上宮太子(厩戸王(聖徳太子))がみずから憲法十七条をつくり、国家が法を制定することが始まった。天智天皇の元年(668 年)になって、令 22 巻を制定した。現在人々が近江朝廷の令(近江令)と称しているものがこれである。文武天皇の大宝元年(701 年)になって、贈太政大臣正一位の藤原不比等が、天皇の命を受けて律 6 巻・令 11 巻を編纂した。養老 2 年(718 年)には、再び不比等が天皇の命によって律令それぞれ 10 巻を編纂した。現在施行されている律令(養老律令)がこれである。……律令は国家の行政に従う根本であり、格式は職務をきちんと果たすための要である。……大宝元年(701 年)に始まり、弘仁 10 年(819 年)に至るまでのものを整理し、全部で式 40 巻、格 10 巻としてまとめた。……

回 摂政のはじめ『日本三代実録』

(応天門の変の直後の貞観8年(866年))8月19日、清和天皇は太政大臣(藤原良房)に、天皇に代行して天下の政治を摂り行なう摂政に命じる文書を下された。

回 関白のはじめ『政事要略』

摂政太政大臣(藤原基経)に全ての政務を関白させる詔を賜う。

詔にいうには「私(宇多天皇)は徳が薄い身にもかかわらず皇位に就いた。……ああ、基経は3代(清和・陽成・光孝天皇の3代)にわたって政務を補佐し、一心に忠節を尽くしてきた。先帝(光孝天皇)は徳が厚いのに、基経を摂政に任じて政務を委ねた。私(宇多天皇)は無力であるばかりか頼る者もない有り様である。そこで、大小の全ての政務について、太政大臣が官人すべてを統轄し、太政大臣(藤原基経)を関白に任命し、全ての政務は太政大臣を経て、奏上・下命することは従来の通りにせよ。担当者はこの詔を施行せよ。」との命令が出た。

仁和三年(887年)11月21日

回 遣唐使の廃止『菅家文草』 by 菅原道真

この事柄について申し上げます。私(菅原道真)は、中国に滞在している僧の中ちゅうかん 権が去年(893年)3月唐の商人である王おうとつ訥らに渡して送ってきた記録を見ましたが、唐の衰退の様子が詳細に記載されていました。……私たちの願いは、中ちゅうかん 権の報告を広く公卿・博士らに与えて、遣唐使の派遣の可否を事細かに審議していただきたいということです。国家の大事であるから申しているのであって、決して(遣唐使に任命された)私個人の安全のために申しているものではありません。私の誠心を披露して処置を求めます。以上謹んで申し上げます。

寛平6年(894年)9月14日、大使(遣唐大使)参議勘解由次官従四位下兼守左大弁行式部権大輔春宮亮菅原道真

回 平将門の乱『将門記』

……天慶二年(939年)11月21日に(将門は)常陸国に兵を進めた。常陸国司軍はすでに警固を整えて、将門の軍を待ち受けていた。……両者の合戦の結果、常陸国の兵士3000人が討ち取られた。

この時、武蔵権守の興世王はひそかに将門に意見をした。「今までの事情(常陸国府を襲い、受領を捕らえ、印鑑いんかんを奪ったこと)からみると、わずか一国を討ったに過ぎなくとも、朝廷からの処罰は軽くはありません。どうせ同じことなら関東全域を奪い取って、しばらく様子をうかがおうではありませんか。」将門がこれに答えて、「将門が思うところも同じだ。その理由は何となれば、……苟くも自分は剋帝の苗裔(桓武天皇の末裔)で三世の末葉(高望王三世の子孫)である。同じことなら関東八国から始めて、都まで征服したいと思う。」と言った。

さらに数千の兵を従えて、天慶二年(939年)12月11日にまず下野国に侵入した。……ここに自ら定めて称号を申しあげた。将門を名付けて新皇という。

回 藤原道長の栄華『小右記』 by 藤原実資

(寛仁二年(1018年))10月16日、本日は女御の藤原威子が後一条天皇の皇后になる日である。(威子は前の太政大臣(藤原道長)の三女で、一家から三人の皇后(彰子・妍子・威子)を出すことは未だかつてないことである)。……太閤(藤原道長)が下官の私(藤原実資)を呼び寄せて言われた。「和歌を詠もうと思う。君も必ず返歌を詠みなさい」と。私は答えて「必ず返歌いたしましょう」と返事をした。藤原道長は続けて「今日のことを誇らしく思っつつった歌だが、以前から準備しておいたわけではない」ともいい、「この世を私の思いのままである。満月の欠けるていことがないように」と詠んだ。私(藤原実資)は「素晴らしい歌でしたので、これに見合う返歌などはとてもできません。みなさんでこの歌を唱和するのがよいでしょう」と言った。

㊦ 山上憶良の貧窮問答歌『万葉集』

…綿も入っていない麻の袖なしの、しかも海松(海藻の一種)のように破れて垂れ下がり、ぼろぼろになったものばかりを肩にかけて、低く潰れかけた家、曲がって傾いた家の中には、地べたに直に藁を解き敷いて、父母は枕の方に、妻子は足の方に、自分を囲むようにして、悲しんだり呻いたりしており、かまどには火の気もなく、甕には蜘蛛の巣がはって、飯を炊くことも忘れたふうで、かぼそい力のない声でせがんでいるのに、短いものの端を切るという諺と同じように、咎を持った五十戸良(里長)の呼ぶ声が寝室にまで聞こえてくる。世間を生きてゆくということは、これほどどうしようもないものなのだろうか。この世の中をつらく身も痩せるように堪え難く思うけれども、どこかへ飛んで行ってしまうこともできない。鳥ではないから。

㊦ 浮浪・逃亡の禁止『続日本紀』

(養老元年(717年)5月)17日、(元正天皇が)詔して仰るには、「全国の人民は、各地に浮浪して、課役(庸・調・雑徭)の負担を逃れて、遂には皇族・貴族に仕えて資人(皇族・貴族の従者)にさせてくれと希望したり、あるいは得度(正式に僧侶になること)を希望したりしている。皇族・貴族は、本籍地の国衙・郡衙を通さず、国司や郡司に頼んで、個人的に彼らを使役し、彼らの希望を叶えてしまう。このようにして、人民は他国で浮浪して過ごし、故郷に戻らない。もしもこういう連中がいて、匿うことがあれば、状況に応じて罪を科し、律令に基づいて処罰せよ。」と。

㊦ 延喜の荘園整理令『類聚三代格』

太政官符す

勅旨田の開田と、皇族及び五位以上の貴族が百姓の田地・住宅を買い取り閑地・荒田を占拠することを停止すべきこと。

右の事柄について記録を調べてみると、近年諸国で勅旨田の開田が行われている。空闲地・荒廢地を占有しているとはいうが、これは人民の産業の便を奪う行為である。……当代(醍醐天皇)以後は、勅旨田の開田は一切停止して人民に賃租形式で耕作を請け負わせ、寺社や(富裕な)人民の田地は公文書の記載に従って本来の所有者に返還させよ。

延喜二年(902年)3月13日

㊦ 三善清行の意見封事十二箇条—律令支配の行き詰まり—『本朝文粹』by 藤原明衡

私(三善清行)は去る寛平五年(893年)に備中介を拝命しました。同国の下道郡に遷磨という郷(現在の岡山県吉備郡真備町)があります。同国の『風土記』を見ますと、郷名の由来がこう記されております。皇極天皇(実際は皇極天皇が重祚した斉明天皇)六年(600年)に唐の將軍蘇定方が新羅軍を率いて百済を攻撃し、百済は使者を派遣して日本の援助を求めてきた。天皇(斉明天皇)は筑紫に行幸され、百済救援のために兵を派遣しようとした。……途中、下道郡で宿営されたが、ある郷を見ると家々が非常に賑わっていた。天皇(斉明天皇)が詔を下して試みにこの郷から兵士を徴発されたところ、たちまち優秀な兵士を二万人得ることができた。天皇(斉明天皇)は大いに喜ばれ、この郷を二万郷と名づけられた。のちに文字を改めて遷磨郷と呼ぶようになった。……天平神護年間(765～767年)に、右大臣吉備朝臣(吉備真備)が大臣のまま下道郡の大領(郡司)を兼任し(ただし郡司を兼任したという記述には根拠がない)、この郷の人口を調べたところ、わずかに課丁1900人ほどがいるだけでした。貞観年間(859～877年)の初めの頃、亡くなった民部卿の藤原保則が備中介在任中、……大帳(国ごとに計帳を集計した帳簿)を作成するついでに、この郷の課丁を数えてみたところ、70人ほどいるだけでした。私清行が赴任してこの郷の人口を調べたところ、老丁2人、正丁4人、中男3人しかおりませんでした。去る延喜十一年(911年)に備中介藤原公利が任期満了で都へ帰ってきましたので、私清行が遷磨郷の人口は現在何人かと尋ねてみましたところ、公利が答えていうには「一人もいない」とのことです。……一郷の例から推測すれば、天下が疲弊していることは自分の掌をさすように明らかです。

延喜十四年(914年)4月28日 從四位上式部大輔 三善朝臣清行

㊦ 尾張国郡司百姓等解文

尾張国の郡司・百姓等が太政官の裁決をお願い申し上げること

この国の国守藤原元命がこの三箇年の間に行った非法な官物の徴税と、乱暴な行為に関する三十一箇条の訴え状について裁決されることをお願いします。

一、例挙(定例の出挙)のほかに、三年間に正税43万1248束の利息として12万9374束4把1分を徴収したことについて裁断して下さい。……

永延二年(988年)11月8日 郡司百姓等

三の君(右衛門尉の3番目の娘)の夫は、出羽権介田中豊益こののすけ 田中のとよえきという者で、ひたすら農業経営を仕事として、さらに他の計画はしない。数町(1町は約1ha)の土地所有者で、大名(大きな名(名田)の耕作を請け負う)の田堵である。

㊦ 寄進地系莊園『東寺百合文書』

一、この莊園は開発領主の沙弥^{しゃみ}(世俗の僧)寿妙の子孫が代々受け継いできたものである。

一、藤原実政の子孫の願西(実政の曾孫藤原隆通の法名)は力がなかったので、国衙の不当な干渉を防げなかった。そこで願西は、領家の得分(収益)の内の200石を上納する条件で高陽院内親王(鳥羽天皇の皇女)に寄進した。内親王が亡くなった後、菩提を弔うために勝功德院を建立され、その200石を寄進された。その後、内親王の母である美福門院(得子)のお計らいで御室(仁和寺)に寄進された。これがこの荘園の本家の始めである。……

④ 延久の荘園整理令『百鍊抄』

▣ 延久の莊園整理令『愚管抄』by 慈円

後三条天皇の御時に、……延久の記録所(記録荘園券契所)というものを初めて設けられたのは、諸国七道にある荘園が、宣旨や官符(太政官符)で認められたわけでもないのに、公田(国衙領(公領))を横領しており、それが国家にとって大いなる害悪だと考えられていたからであった。その理由はすなわち宇治殿(藤原頼通)の時に「一の所の御領(摂関家領)である」と称する荘園が諸国にあふれ(公領が減ってしまい)、受領が任務を果たすのが難しいということをお聞きになったからである。

第72代、第39世、**白河院**。……壬子年(1072)年に即位、甲寅(1074年)に改元した。古来の儀式を復活させて、嵯峨野(地名)への行幸などもなされた。また白河に**法勝寺**を建立し、九重塔なども、昔建てられた護願寺の規模を超えたものになされ、比類ないほどに壮麗にお造りになった。この後、各天皇の代ごとに続けざまに護願寺(六勝寺のこと)が建てられたが、相次いで寺院建立には、あまりに激しすぎるとの批判もあった。造寺のために諸国の(受領の)**重任**などが多くなって、**受領**の勤務評定も厳密ではなくなり、封戸や荘園も数多く集積されて、実に国家によって損失となったことである。

天下を治められること 14 年。太子(堀河天皇)に譲位して太上天皇となり、政治を初めて院でお執りになられた(1086 年からの院政開始)。のちに出家なされても、そのまま崩御まで政治をお執りになった。

退位された後も政治を執られることなど昔はなかったことである。……主上(天皇)がご幼少の場合はもつぱら執柄(摂政)が政務をみることになっていたのである。しかし宇治の大臣(藤原頼通)の時代になって、……後三条天皇が皇太子時代から自分(頼通)を快く思われていないとの噂が入ってきて、……(後三条天皇の)踐祚とともに(頼通は)関白を辞して宇治に引きこもってしまった。かわって弟の教通大臣が関白になれたが、また格別に権力のないものであった。ましてこの治世(白河上皇の治世)には(上皇が)院で政治をお執りになっていたので、執柄(摂政・関白)はただその職に就いたということだけで実権の伴わないものになってしまった。しかし、この時代から政治の古来の姿(律令国家の体制)が一変したと言ってよいのではないだろうか。執柄(摂政・関白)が政治を担当したとはいっても、国家の行政は天皇の宣旨や官符(太政官符)を下して行っていたのだが、白河上皇の時代から院宣や庁御下文(院庁下文)を重んじたことによって、在位の君(天皇)までもがただ位に就かれたにすぎない名ばかりのものになってしまった。世も末の姿というべきではないか。

[院政] (P20 対応史料)

㊦ 僧兵の横暴『源平盛衰記』

白河法皇は、賀茂川の洪水、双六のさいころの目、山法師(比叡山延暦寺の僧兵)、これが私(白河法皇)の思い通りにならないものであると、常におっしゃっていたと伝えられている。

㊦ 保元の乱の意義－武者の世－『愚管抄』by 慈円

さて、大治(1126年～1131年)ののち久寿(1155年)までは、また鳥羽法皇が白河法皇の死後に国政を統治なさって、保元元年(1156年)7月2日、鳥羽法皇がお亡くなりになった後、日本国始まって以来の乱逆ともいうべきこと(保元の乱)が起こった以後は、武者の世となってしまった。

[平氏政権] (P21 対応史料)

㊦ 平氏の繁栄『平家物語』

六波羅殿(平清盛)の御一家の御子息たちといえば、たとえ花族や英雄などの名門の家柄でも、面と向かって対等に肩を並べる人がいない。だから、入道相国(出家した太政大臣のことで平清盛)の妻の弟の平大納言時忠卿は「平家一門でない者は人ではない」とまで言われた。それほど威勢なので、誰もが何とか工夫して平氏の縁故につながろうとした。……

一身(平清盛)の栄華を極めただけではなく、平家一門がともども繁栄し、嫡子重盛は内大臣・左大将、次男宗盛は中納言・右大将、三男知盛は三位の中将、嫡孫維盛は四位の少将と、全部で一門の公卿16人、殿上人30余人、諸国の受領や衛府・諸司の役人などを合わせると60余人に達し、世の中には平家の他に人がいないように思われた。……

日本全国はわずかに66力国であるが、そのうち平家の知行国は30余力国で、その数は全国の半数を超えている。その他に平家所有の荘園や田畠はどれほどあるかわからない。

また、治承四年(1180年)6月2日、急に遷都が行われた(平清盛が福原京へ遷都した)。全く思いがけないことであった。だいたいこの平安京の始まりについて聞いていることは、嵯峨天皇の御代に都と定まったもので(桓武天皇が平安京に遷都した後、嵯峨天皇が葉子の変(810)を経て都として確定したという意識を示すか)、その後今日まで、すでに400年以上も経過したのである。(都というものは特別な理由もないのに簡単に変わるべきものでもないのに、今度の遷都について人々が一通りでなく心配しあったのも、まことに当然すぎることであった。

しかし、あれこれ言っても仕方がないので、**帝(安徳天皇)**をはじめとして大臣・公卿の全てが新都へお移りになった。仮にも朝廷に仕えているほどの人ならば、誰一人として旧都にとどまっていられようか。……人の考え方も変化して、(武家風に)**馬・鞍**ばかりが大切にされている。(公家風に)**牛や馬**を用いる人はいない(当時の風俗が公家風から武家風へと急速に転換しつつあったことを示す)。**西海道(九州)・南海道(四国)**方面の領地をもらうことを願って、東国・北陸方面の荘園を好まない(西南海とは西海道・南海道のことで、いずれも平氏の勢力範囲。東北は東海道・東山道・北陸道で源氏の勢力が強く、荘園年貢の徴収状況などがよくなかった)。

その時私はたまたま用事のついでに、津の国(摂津国)の新しい都(福原京)に出かけた。その所の様子をみると、土地は狭く、(平安京のように)町割りをするだけの面積はない。……古京(平安京)はすでに荒廃し、新都はまだ完成していない。あるかぎりの人が落ち着かない気持ちであった。

(寿永二年(1183年)10月13日)……また仰られた。……そもそも、東海道・東山道・北陸道三道の荘園・国衙領は以前のように領主・国衙が支配するよう命令を下していただきたいと源頼朝が朝廷に申請した。そこで宣旨が下されたのだが、北陸道だけは源義仲を恐れ、その命令が下らなかった(後白河法皇は都を占拠している源義仲に配慮し、北陸道を除いて、源頼朝の東海道・東山道の軍事的支配権を認めた)。源頼朝がこのことを聴けば、きっと不満に思うことであろう。

(文治元年(1185年)11月)12日辛卯。……そもそも今度の経緯(源頼朝の弟の義経と叔父の行家が反逆し、その動きを利用して後白河法皇が頼朝追討の院宣を下したことは幕府にとって重大事なので、どう扱うべきか、事の処置について源頼朝が非常に悩んでいたところ、前因幡守の大江広元が次のように申し上げた。「この世もすでに末世となって、凶悪な者がはびこるには好都合な時期です。世の中の反逆者が出て、それを根絶することはできないでしょう。ただ、東海道は頼朝公の根拠地であるために穏やかですが、秩序の乱す者はきっと他の地域で起こることでしょう。これを鎮圧するために、その都度東国武士を派遣することにすれば、人々の重荷となり、国費の無駄ともなります。そこでこの機会に、諸国に命令を出し、国衙領・荘園ごとに守護・地頭を任命すれば、それほど恐れることはありません。早急に朝廷に申請なさるべきでしょう。」二品(二位の別称で源頼朝をさす)はこの意見に感心され、この方針で決定した。論理一貫し、真心のこもった(大江広元の)忠告がそうさせたのである。

(文治元年(1185年)11月)28日丁未、国ごとに守護・地頭を補任し、権勢をもつ貴族の荘園・国衙領を問わず、兵粮米を1段につき5升の割合で徴収するよう、今夜、北条殿(北条時政)が中納言藤原経房卿に謁見して申請したということである。

(文治元年(1185年)11月28日丁未。晴れたり曇ったり。伝え聞くところによると、源頼朝の代官の北条丸(北条時政)という者が今夜藤原経房卿に謁見したという。きっと重大な事柄を申し上げたのであろう。さらに聞くところによると、あの北条丸(北条時政)をはじめとする頼朝の家来達が、五畿・山陰・山陽・南海・西海の諸国を分割してもらい受け、荘公(荘園・国衙領)を問わず、兵糧米を1段につき5升の割合で徴収するらしい。これは単に兵糧米の徴収だけでなく、すべて田地を支配するものだという。まったく言語道断のことである。

㊦ 承久の乱①—後鳥羽上皇の北条義時追討の院宣—『小松美一郎所蔵文書』

……天皇からの命令を受けたところ、この頃関東の成敗(鎌倉幕府の命令)であると称して、天下の政治を乱している。かろうじて将軍(当時二歳の九条(藤原)頼経)の名がついているとは言っても、まだまだ幼齡に過ぎない。ところが、あの北条義時はもっぱら將軍家の言葉を借りて、勝手に都市や農村に裁定を下している。そればかりか自己の威勢を誇り、朝廷の定めた法令を忘れているかのようである。これを正しい政治のあり方から糺してみれば謀反といふべきである。早く五畿七道の諸国に命令を下して、かの義時その人を追討せよ(後鳥羽上皇が命じた)。

承久三年(1221 年)5 月 15 日

㊦ 承久の乱②—尼將軍北条政子のよびかけ—『吾妻鏡』

(承久三年(1221 年)5 月)19 日壬寅、……二品(二位の尼のことで北条政子)は、御家人等を簾の下に招いて、秋田城介安達景盛を通じて、次のように言い聞かせた。「みな心をつにして聞きなさい。これが最後の言葉です。故右大將軍(源頼朝)が、朝敵を征討し、関東を草創(鎌倉幕府を開設)して以後、皆が得た官位といい、俸禄のことといい、その御恩は山よりも高く大海よりも深い。それに対する報恩の志が浅くてよいものだろうか。ところが今、反逆者の讒言により、不当な綸旨(北条義時追討の院宣)が下された。名誉を重んずる者は、早く(朝廷側に加わった)藤原秀康・三浦胤義を討ち取り、三代將軍の残した所領や家を守りなさい。ただし、院側(後鳥羽上皇側)へ味方したい者は、只今申し出なさい。」という、そこに集まった家来たちはみな政子の命令に従い、一方では涙をたくさん流して返事をいうことも出来ず、ひたすらに命をかけて鎌倉幕府の恩に報いることを誓った。

㊦ 承久の乱③—南北朝時代における承久の乱論—『神皇正統記』by 北畠親房

源頼朝が高い官職につき、総守護の職を給わったのは、すべて法皇(後白河法皇)自らの裁定である。不法に政權を奪い取ったものとはいえない。頼朝の未亡人(北条政子)もその跡を受け継ぎ、北条義時が長く政權を握って、人々の期待に背かなかったのであるから、臣下としてに非難すべき点があったとは言えない。通り一遍の理由ばかりで幕府を追討(北条義時の追討)されるのは、むしろ君主(後鳥羽上皇)の過ちといふべきであろう。

㊦ 新補率法—新補地頭の設置—『新編追加』

一昨年の兵乱(承久の乱)以後、諸国の莊園と公領の郷・保に任命された地頭(新補地頭)についての決定事項一、得分(地頭の収益)について

右について、(先月出された)宣旨の内容によると、たとえば田畑各 11 町のうち、10 町は領家や国司の取り分で、1 町は地頭の取り分とし、その土地に少々広い狭いがあっても関係なく、この比率(新補率法)で免田を地頭に与えた上、さらに加徴米として田畑 1 段につき五升を割り当てて支給するとのことであった。……

承応二年(1223 年)7 月 6 日

前陸奥守(執権北条義時)判

相模守(六波羅探題北条時房)殿

Ⅳ 御成敗式目①－式目制定の趣旨－『唯浄裏書本』

さて、この御成敗式目をつくったことについては、なにを根拠(もとになった法令)として書かれたのかと、人はきつと非難するでしょう。確かにこれといった典拠となる漢籍などの文書はないのですが、ただ道理で推し量るところを書いたのです。……この御成敗式目は仮名だけを知っている人が世間には多いのですから、広く人々に理解しやすいように、そうした武士の便宜のためにつくったというほどのものです。これによって京都の御沙汰(朝廷の命令)や律令の規定が少しでも改まるようなことはありません。……

貞永元年(1232 年)9 月 11 日

武蔵守(執権北条泰時)在(判)

駿河守殿(泰時の弟である六波羅探題北条重時)

Ⅳ 御成敗式目②－式目の制定－『吾妻鏡』

(貞永元年(1232 年)8 月)10 日、武蔵守(北条泰時)が作らせていらしかった御成敗式目の編集が終わった。50 箇条(51 箇条の誤り)である。今日から後、訴訟(正確には裁判における訴人(原告)と論人(被告)双方の主張)の裁決については、固くこの式目を守って、判決を下される旨を定められたという。これはまさに淡海公(大宝律令・養老律令を編纂した藤原不比等)の律令と比べられるべきものである。彼の律令は日本の手本であり、この式目は関東のすばらしい宝である。

Ⅳ 御成敗式目③－式目の内容－『御成敗式目』

一、諸国の守護人の職務・権限の事(第 3 条)

このことについて、右大將家(源頼朝)の時代に定め置かれたのは、大番催促(京都大番役の催促)、謀叛人・殺害人の逮捕(この三項目をまとめて大犯三カ条といい、夜討ち・強盗・山賊・海賊が付け加えられた)などの事柄である。ところが、近年、守護は代官をそれぞれ郡郷に任命して、夫役や雑税を荘園・公領に賦課し、国司でもないのに(国司のような振る舞いをして)国政を妨げ、地頭でもないのに土地からの収益を貪っている。このような行為は著しく道理にはずれている。……

一、諸国の地頭が年貢を抑え留めている事(第 5 条)

このように農民からの年貢を抑え留めているということで、本所(荘園領主)側からの訴えがあれば、ただちに決算をして、本所の裁定を受けよ。……

一、御下文(幕府政所が出した本領安堵・新恩給与の下文)を持っているにもかかわらず、実際の土地支配を行わぬままに一定の年数を経た所領の事(第 8 条)

これについては、現実には支配した後、20 年(廿年)を過ぎた場合には、大將家(源頼朝)の時代の慣例により、権利の正当性のいかんにかかわらず、現在土地支配をしている者を別の者と交代させることはしない。……

一、女性が養子を迎える事(第 23 条)

これについては、法意(律令による見解)からすれば許されないが、大將家(源頼朝)の時代から今日(当時の將軍は九条(藤原)頼経)に至るまで、子のいない女性が所領を養子に譲与することは、不易の法(変わることはない法＝武家社会の慣習)として数えきれないほどある。そればかりでなく、国内各地の都市や農村で前例も多い。評定会議の決定としても確かなものである。

Ⅳ 蒙古の牒状『東大寺尊勝院文書』

天帝の慈しみを受けている大蒙古国の皇帝(フビライ)が、書簡を日本国王(龜山天皇)に差し上げる。私(フビライ)の考えでは、昔から小国の君主は、国境を接していれば音信を交し合って友好関係をつくるように努めてきた。言うまでもなく、私の先祖は天の命を受けて中国全土を領有している。遠い地方や異国の者で、威勢をおそれ徳を慕う者は数えきれない。……高麗は私の東の属国である。日本は高麗に近接し、国が初まって以来、時には中国に使者を派遣してきた。だが、私(フビライ)の治世には一度も使者を派遣してよしみを結んだことはない。まだ王の国がこの事実をはっきりとわかっていないのかと心配して、あえてこちらが使者を派遣して書簡で私(フビライ)の志を布告するのである。

㊦ 下地中分『金剛三昧院文書』

和与(和解)について 備後国神崎荘の下地(所領)の管理をはじめとする訴訟の事

神崎荘の領家である高野山金剛三昧院の中にある遍照院の雑掌(寺務に当たる役僧の職名)行盛と、地頭である阿野侍従殿(季継)の代官助景との間での土地管理についての争いは、裁判となって互いに訴人(原告)からの訴状と、論人(被告)からの陳状を各3度提出して論争したけれども、高野山金剛三昧院の支配地という特別な事情によって和与(和解)することとする。田畑・山河以下の下地(所領)は領家と地頭で中分し、それぞれを相互の干渉を排除して独占的に支配するものとする。

㊦ 紀伊国阿氏河荘民の訴状『高野山文書』

紀伊国阿氏河荘(かみなら)の百姓らが謹んで申し上げます。

一、御材木のことでございますが、地頭(湯浅宗親)が上京(京都市大番役で上京)する時の人夫役だとか、近夫(近所での人夫役)だとか言って、このように人夫が地頭の方でこき使われますので、まったく暇がないのでございます。それに、地頭に駆り出されずにわずかに残った人夫を、山から材木を運び出すために出発させますと、地頭は「逃亡した農民が耕していた土地に麦を蒔け」といって追い返すのでございます。「お前らがこの麦を蒔かないと、お前らの妻子どもを閉じ込めて、耳を切り、鼻を削ぎ、髪を切って尼のようにして、縄でしばって苦しめるぞ」と、厳しく責められますので、御材木の納入はますます遅れてしまったのでございます。……

建治元年(1275年)10月28日

㊦ 霜月騒動『保暦間記』

さて、弘安(1278～1287年)の時代は、安達泰盛は政治権力をもった人物で、陸奥守に任じられ肩を並べる者はいない。その理由は、相模守北条時宗(しやうしゅう)の舅であったからである(泰盛は自分の娘を時宗に嫁がせていた)。ところが、弘安7年(1284年)4月4日、時宗は34歳にして出家した同日の午後6時に死去してしまった。嫡子の貞時は年齢14歳で、同年7月7日に彼の跡を継いで將軍の執権となった。泰盛は彼の外祖父の立場なので、ますます驕るようになった。……その頃、貞時の内管領に平(左衛門尉)頼綱という者がいた。また政治権力をもった人物で……そこで、泰盛・頼綱は仲が悪く、互いに滅ぼそうとしていた。

㊦ 永仁の徳政令『東寺百合文書』

一、質流れになった所領や売買した所領の事 永仁五年(1297年)3月6日

これについて、地頭御家人が買い取った土地は、本条(御成敗式目第8条の年紀法)の規定通り、20年(廿年)以上経過したものは本主(売主であるもとの持ち主)が取り返すことはできない。(しかし)非御家人(幕府と主従関係を結んでいない御家人以外の武士)や凡下(一般庶民の具体的には金融業者の借上をさす)が買い取った土地については、年紀(20年(廿年)の年限)にかかわらず本主(売主であるもとの持ち主)が取り返すことができる。

鎌倉幕府から六波羅探題に送られた簡条書きの法令

一、越訴(一度結論が出た裁判を、再度申し立てることを)禁止する事

一、質流れになった所領や売買した所領の事

これについて、所領を質に入れて流したり、あるいは売却することは、御家人らの困窮する原因(困窮の原因には分割相続の繰り返しによる所領の細分化された上、貨幣経済の浸透に巻き込まれ、さらに元寇に対する恩賞が不十分であったことが挙げられる)である。今後は(所領の質入れや売却を)禁止する。これまでに売却した分については、本主(売主であるもとの持ち主)が領有せよ。ただし、買った後に將軍家の下文や下知状(土地の譲与・売却を承認する文書)をいただいたり、支配後20年(廿年)を経過したものについては、公領・私領にかかわらず、今さら現状を変更することはしない。もし、規定に反して実力で奪おうとする者があれば処罰する。

次に、非御家人(幕府と主従関係を結んでいない御家人以外の武士)や凡下(一般庶民の具体的には金融業者の借上をさす)が質流れによって得た土地や買った土地については、年紀(20年(廿年)の年限)を経過していたとしても、売主のものとする。

ここに京都の天皇の政治を執行するために、**記録所・雑訴決断所**を設置したというけれども、側近が臨時に天皇の裁許を受けて道理に外れたことを行うので、天皇の命令は朝に変わったかと思うと、夕方にはまた改まるほどの目まぐるしさに、人々の浮き沈みは手のひらを返すようであった。あるいは北条高時の一族の家来以外の者は寛大な措置として死罪を許したのである。また、(天皇は)全国統一の法をうたって所領安堵の**綸旨**を下したが、所領・官職を取り上げられた連中が恨みを抱く頃には、朝廷に仕える人々の間で噂話がされるようになった。「(新政府に)足利尊氏がない」という言葉を好んで使ったものである。

……このことについては、賢明で徳の高い君主（後醍醐天皇）の治世になって、諸国の土地支配は元に戻り、全国の士民・農民達みなが貴いことだと思えるのは明かです。……鎌倉幕府が滅亡した今は東寺（教王護国寺）の所領となり、農民達は喜んでいたり、年貢の取立てはかつての北条氏の得宗の所領だった時代と変わらないばかりか、かえって負担が増加し、非常に多くの負担を課され、それも現在のような農繁期に責め苛み、我慢できないため、この事情を細かく書き上げて申し上げる次第です。

近頃京都で流行しているものは、夜討ち・強盗・偽物の**繪旨**。それに四人・急使の早馬、大したこともないのに起きる騒ぎ。斬られたばかりの首、僧侶は俗人に戻り、俗人は勝手に出家する。急に大名に出世する者、逆に路頭に迷う者。本領安堵や恩賞を得るために、実際にはしてもいいのに戦さをしたという者もある。本領を離れて訴訟のために上京する者、彼らは所領の証書類を入れた細葛（ほなづつ）を背負っている。媚び諂（べつ）う者、人の悪口を言う者、禅僧・律僧の中には政治に関与する者がいて、**下剋上**によって成り上がった者もある。能力の有無を調べることもなく、誰彼となしに任用する**雑訴決断所**。

回 半済令－観応令－『建武以来追加』

一、寺社や公家などの本所(荘園)に関する事 観応三年(1352年)7月24日の通達

諸国の争乱(観応の擾乱)により、寺社の荒廃や本所(荘園領主)の苦境は近年倍増している。一方で、たまたま平穏な国々でも武士の乱暴はまだ止んでいないという。……次に、近江・美濃・尾張の三カ国の本所(荘園)の半分の兵糧米を徴収する所領(兵糧料所)として、今年一年に限り、軍勢に預け置くことを守護人達に通達した。残りの半分については、本所(荘園領主)に渡しなさい。もし、預かった者があれこれの言い訳をして半分を渡さない場合は、すべて本所(荘園領主)に返還しなさい。

回 半済令－応安令－『建武以来追加』

一、寺社や公家などの本所(荘園)領に関する事 応安元年(1368年)6月17日の通達

禁裏仙洞の御料所(禁裏御料などの皇室の荘園)、寺社一円いちまるの仏神領(寺社が地頭を置かず^{でんみんのあたかりよう}に一円支配している荘園)、殿下渡領(藤原氏の氏長者が世襲する荘園)などは、他の荘園とは異なり、決して半済の対象にしてはならない。固く武士の乱暴を差し止めなさい。その他の諸国の本所(荘園)領は、しばらく荘園の土地を半分に分け、その土地の半分の支配を雑掌(荘園の雑務にあたる下級役人)に委ね、今後の土地支配を守護が行うようにしなさい(守護による事実上の下地中分にあたる)。

回 南北朝の合一『吉田文書』

南北朝の合一の事については、念入りに吉田(ト部)^{かたひろ}兼熙卿に打ち合わせをさせたところ、成就したというのはめでたいことです。三種の神器が京都に戻ったうえで、大覚寺統の後亀山天皇から持明院統の後小松天皇に対する譲位の儀式を行わなければならないことについては了解しました。今後は持明院・大覚寺の両統が交互に行為を継承する両統迭立ということに決定しました。とりわけ、諸国の国衙領はすべてみな大覚寺統の管轄とします。長講堂領については、全国の全てにわたって持明院統(後小松天皇)の領有とします。

回 日明貿易の開始①－足利義満の国書(1401)－『善隣国宝記』by 瑞溪周鳳
--

日本国で准三后(太上太后・皇太后・皇后に準じた地位)の待遇を受けている私(足利義満)が、国書を大明皇帝陛下(明の第2代皇帝の恵帝(建文帝))に差し上げます。日本国が始まって以来、貴国(中国)に使者を遣わさなかったことはありません。私(足利義満)は幸運にも国政をつかさどり、国内を平穏に治めています。(そこで)特に古くからのしきたり(遣唐使の派遣)に従って、博多の商人肥富(副使)を、禅僧の祖阿(正使)に同行させ、親交を結ぶために、我が国の特産品を献上いたします。

回 日明貿易の開始②－明の国書(1402)－『善隣国宝記』by 瑞溪周鳳

……ここにあなた(足利義満)日本国王源道義は、明の皇帝に忠誠を誓い、皇帝を愛する誠の気持ちを抱いて、わざわざ海を越えて渡って使者を派遣して……、私(明の2代皇帝恵帝(建文帝))は非常に喜ばしく思う。……今、返事の使者として道彝一如を派遣し、大統暦という中国の暦をお送りし(中国の暦を用いることは明に臣属することを意味する)、錦と綾絹20匹を与えよう。

㊦ 二毛作『新編追加』

諸国の百姓は田の稲を刈り取った後、そこに麦を蒔いている(二毛作をさす)。それを田麦と呼んで、領主達はその麦の所当(年貢米以外の雑税)を徴収しているということである。これは租税の法として適正といえるだろうか。今後は田麦の所当(年貢米以外の雑税)を取ってはならない。農民の依怙(収益)とする。この趣旨をよく弁え、備後・備前両国の御家人達に命令せよとの將軍家のご命令によって、以上の次第を通達する。

文永元年(1264年)4月26日

㊦ 三毛作『老松堂日本行録』by 宋希璟

尼崎村(摂津国(兵庫県)尼崎)に宿泊して、日本のことを詠う

日本の農家では、秋に水田を耕して大麦・小麦を播き、翌年の初夏にその大麦・小麦を刈り取って稲の苗を植え、秋の初めに稲を刈り取ってそばを播き、冬の初めにそばを刈り取って大麦・小麦を播くのである。このように一枚の水田に一年に三回も栽培を行う(三毛作をさす)。これができるのは、川の流れを堰き止めて田に水を引き入れれば、たちまちに水田となり、川の堰を切って水を流し出せば、たちまちに陸田とすることができるからである。

㊦ 撰銭令『蝸川家文書』

定む 撰銭について、京銭(南京銭という中国南京辺から輸入された悪銭)・打平(品質の劣った小さい銭を鋳で打って大きく伸ばした悪銭)などの粗悪銭に限定して撰銭を行う(他は禁止する)

このことについて、中国からの渡来銭(宋銭・元銭・明銭)については、良し悪しに関係なく、小さな傷のあることなどはいわず、すべて皆誰もが使用せよ。……

㊦ 惣村一惣掟(村掟・地下掟)―『今堀日吉神社文書』

定む 今堀(現在の滋賀県八日市市今堀町)地下掟の事 延徳元年(1489年)11月4日の寄合で決定
一、惣(惣村)より屋敷を借り請けて、村人でない者をおいてはいけない。
一、惣(惣村)の土地と個人の土地との境界争いについては、金銭で解決すること。

㊦ 正長の土一揆(正長の徳政一揆)『大乘院日記目録』by 尋尊(興福寺の僧侶で一条兼良の子)

(正長元年(1428年))9月口日。一天下(京都周辺)の土民(支配者が見下した一般庶民のこと)が一斉に蜂起した。「徳政だ」と叫んで、酒屋・土倉・寺院(祠堂銭などの高利貸をしていたため襲撃された)などを襲って破壊し、質入れた物品などを思うままに略奪し、借金証文などを全て破り捨てた。管領(畠山満家)がこれを鎮圧した。総じて国が亡びる原因として、これ以上大きいものはない。日本の国が始まって以来、土民達が立ち上がったというのは、これが初めてのことである。

㊦ 私徳政の宣言『柳生の徳政碑文』

正長元年(1428年)以前については、神戸四ヶ郷(大柳生・小柳生・坂原・邑地の四郷)に負い目(負債)はないものとする。

㊦ 播磨の土一揆『薩戒記』

(正長二年(1429年)正月29日)、……ある人が次のように語った。「播磨国の土民が、去年冬の京都周辺(正長の土一揆)と同じように、一斉に立ち上がった。国中の侍をそろって攻撃したので、国内の諸荘園代官ばかりか守護方の軍兵(赤松満祐の治める守護方の兵士)は、土民らのために、ある者は殺され、ある者は追い払われてしまった。一国の騒動としては、世にも珍しい例であるという。だいたい土民は侍を国の中にいさせないのだとも言っている。乱世も極まったものだ。このため、播磨国守護赤松満祐が京都から出陣した」と語った。

㊦ 嘉吉の変(嘉吉の乱)『看聞御記』

(嘉吉元年(1441年)6月)25日、晴れ。昨日の出来事について、およそのことを聞いた。それによると、一杯、二杯、三杯盃が重ねられ、猿楽が開演した頃、赤松の館の奥の方で響きわたるような大きな音がした。足利義教が「何事か」と尋ねられたので、「雷鳴でしょうか」などと三条実雅が答えたりしているうちに、將軍の後ろの障子を開けて、数人の武士が踏み込み、即座に將軍(足利義教)を討ち果たした。……赤松満祐は領国の播磨へ逃れていったが、これを追いかけて討とうとする人もいなかった。その不行き届きは何とも言いようがない。守護大名達は赤松に同調したのであろうか、納得できないところである。結局は、赤松満祐を討とうという將軍義教の企てがはっきりしたので、赤松満祐が先手を打って將軍を討ち果たしたのだという。將軍の自業自得であるが、一体、將軍の無力とだけで済まされようか。しかし、將軍(足利義教)のこのような犬死には、昔からの例として聞いたことがない。

四 嘉吉の土一揆(嘉吉の徳政一揆)『建内記』

(嘉吉元年(1441 年)9 月 3 日)…最近、京都周辺の土民が蜂起した。「土一揆だ」と叫んで、徳政と称して借金を破棄し、少しの金銭で質物を引き出した。このことは江州(近江国)より起こった。…今日、法性寺(京都市東山区にあった寺院)の周辺でこの事があって火災に至った。侍所は多くの兵を動員して防戦したがやはり収められなかった。……今土民たちは將軍の代替わり(6 代將軍足利義教から 7 代將軍足利義勝への代替わり)の最初の年に徳政を行うのは先例となっているという(正長の土一揆の時も、4 代將軍足利義持が病死して 6 代將軍足利義教が就任したことがきっかけとなって起きた。このことを先例だと称している)。全くけしからんことである。

(9 月 10 日)…今回の土一揆で暴動が起きたことを、土倉方一衆(土倉の代表的組織で一種の職種別結合)はまず管領(細川持之)に訴え、1000 貫の賄賂を渡した。

(9 月 14 日)…定む、徳政令のこと。右、山城国に一國平均に徳政令を發布するとの内容が、命ぜられてしまった。

四 応仁の乱(応仁・文明の乱)一政道の混乱一『応仁記』

応仁元年(1467 年)、天下は大きく乱れ、これ以後長期にわたって五畿七道(日本全国)全てが戦乱となった。その原因をたどてみると、初代將軍足利尊氏公から七代目の將軍足利義政公が、天下の政務を徳のある管領に任せなかったことにある。もっぱら夫人(日野富子)、あるいは香樹院・春日局などという道理もわきまえず、裁判や政治のことも知らない未熟な女房(香樹院)や尼僧(春日局)達が、計画的に酒盛りやみだらな遊びの席を利用して訴訟を取り次いでいる。……ああ、情けないことに鹿苑院殿(足利義満)の治世には、倉役は 1 年のうち、季節ごとに 4 回かけられ、普広院殿(足利義教)の治世になって年に 12 回課税された。ところが、この治世(足利義政の治世)では、臨時の倉役だとして、大嘗会(大嘗祭)のあった 11 月には 9 回、12 月には 8 回も課税された。また、借金を踏み倒すため、これまで聞いたこともない徳政令が、この治世(足利義政の治世)には、13 回まで行われたので、幕府御用の土倉も一般の土倉もみな潰れてしまった。

四 足輕の出現『樵談治要』by 一条兼良

一、足輕という者は永久に禁止されるべき事

…今度(応仁の乱)初めて登場した足輕は、並外れた悪者である。その理由は、京都内外の神社・仏寺・五山・十刹・公家・門跡寺院の衰退は、彼等の仕業である。

四 山城の国一揆『大乘院寺社雜事記』by 尋尊(興福寺の僧侶で一条兼良の子)ら

(文明十七年(1485 年)12 月 11 日)一、今日、山城の国人が集会をした。同じく山城国中の土民達が群れ集まった。今度の(畠山)両陣営(応仁の乱後も引き続き対立していた畠山義就軍と畠山政長軍)の処理を相談して決めるためであるという。もっともなことであろう。ただし、これは下剋上が極まったものである。

(文明十七年(1485 年)12 月 17 日)……今後、畠山両陣営は山城国内に入ってはならない。莊園領主が支配する莊園などの領地はそれぞれ元通りとする。新関(新しい関所)などを設置することは一切禁止するという。めでたいことである。

(文明十八年(1486 年)2 月 13 日)一、今日、山城の国人が宇治平等院で会合した。山城国中を統治するための掟(国掟)を定めるのだという。……

四 加賀の一向一揆『蔭涼軒日録』

(長享二年(1488 年)6 月 25 日)……今朝、香厳院で叔和西堂(禅僧)が次のように話してくれた。「私は今月 5 日に越前の府中に行った。この日より前に越前の守護朝倉氏の援軍(足利義尚の派遣した朝倉氏の援軍)が賀州(加賀国(石川県))へ向かって出発していた。しかし、一向一揆の軍勢 20 万人が富樫氏の高尾城を包囲した。そのため今月 9 日には城は攻め落とされ、城中の富樫一族の者はみな自害してしまった。そこで、一向一揆側は富樫一族の者一人(富樫泰高)を加賀国の守護に取り立てた。」

四 加賀の一向一揆『実悟記拾遺』

富樫泰高を守護としてからは、百姓が富樫氏において取り立てた人物なので、百姓等の中で力が強くなって、最近では、加賀国は百姓が支配している国(約 100 年間の百姓による自治が続いた)のようになってしまった。

回 伊達氏の分国法『塵芥集』by 伊達稔宗	一，百姓が地頭の年貢や雑税を納めず，他の領主の所領へ逃げ込むことは盗人として処罰する。そこで，その百姓を匿^{かくま}っているところに連絡しても，身柄を引き渡さない場合には，百姓を匿^{かくま}った者を同罪とする。
凶 武田氏の分国法－喧嘩両成敗－『甲州法度之次第（信玄家法）』by 武田信玄	一，喧嘩の事については，理由のいかんを問わず成敗（処罰）を加える。ただし，相手から仕掛けられても，怒りを堪忍（我慢）した者については，処罰しない。
回 長宗我部氏の分国法－喧嘩両成敗－『長宗我部氏掟書（長宗我部元親百箇条）』by 長宗我部元親	一，喧嘩口論については，厳しくこれを禁止する。……この趣旨に反して，互いに勝負するようなことがあれば，理由のいかんを問わず両方を成敗（処罰）する。
凶 今川氏の分国法－私婚の禁止－『今川仮名目録』by 今川氏親	一，駿河・遠江両国の（今川氏の家臣の）者は，今川氏の許可を得ないで勝手に他国から嫁をもらったり，あるいは婿を迎えたり，娘を他国へ嫁につかわすことは，今後禁止する。
凶 朝倉氏の分国法－家臣の城下町集住－『朝倉孝景条々（朝倉敏景十七箇条）』by 朝倉孝景（朝倉敏景）	一，わが朝倉の城郭の他に，領国内に城郭を造ってはならない。全ての禄高の多い有力な家臣は，一乗谷に移り住み，地元の村には代官だけを置くようにせよ。

〔ヨーロッパ人の来航〕(P34 対応史料)

回 鉄砲の伝来『鉄炮記』by 文之玄昌

天文十二年(1543 年)8 月 25 日、我が西村の入江(種子島の港)に一艘の大きな船(中国船)が漂着した。どこの国から来たかは不明である。乗客は 100 余人、その容貌・服装は日本人と異なり、その言葉は通じず、彼らを見た者は皆奇妙に思った。……外国(ポルトガル)商人の長が 2 人いた。1 人はフランシスコ・ゼイモトといい、1 人はキリシタとアントニオ・ダ・モタといった(2 人の名前が混同されており、ポルトガル商人は 3 人いたとも考えられる)。手にある物を携えていた。その物の長さは 2〜3 尺で、形は中が空洞、外側はまっすぐで、大変重いという特質があった。

……種子島時堯はその値段がとても高いにもかかわらず問題とせず、南蛮の鉄砲を 2 挺買い求めて家宝とした。

回 キリスト教の伝来『耶蘇会士日本通信』by ガスパル＝ヴィレラ

1549 年聖母マリア昇天日である 8 月 15 日、サンタ＝フェーのパウロ(ザビエルを案内した日本人アンジロー(ヤジロウ)の洗礼名)の故郷である鹿児島に到着した(フランシスコザビエルの到着)。……日本について我等イエズス会宣教師が見聞して知り得たことを次に述べる。

回 堺の発展『耶蘇会士日本通信』by ガスパル＝ヴィレラ

堺の町は非常に広大で、大商人が多数いる。この町(堺)はベニス市(北イタリアの代表的自治都市のヴェネチア)と同じように執政官(堺の町を合議制で指導した 36 人の会合衆)によって治められている。……

〔織豊政権(織田信長)〕(P35 対応史料)

回 延暦寺の焼打ち『信長公記』by 太田牛一

(元亀 2 年(1571 年))9 月 12 日、比叡山を厳しく攻め、根本中堂(延暦寺の本堂)や三王二十一社(近江坂本の日吉(山王)神社の本宮・撰社・末社を合わせた 21 社)をはじめ、霊験あらたかな仏・神社・僧侶の住居・経典も一つ残らず瞬時に雲や霞のように焼き尽くし(織田信長が焼き討ちを行った)、灰と燃えかすだけの地となったのは労しいことである。

回 楽市令『八幡町共有文書』

安土の城下の町中に対する定め

- 一、この地(安土)を楽市として命ぜられた上は、諸座(座の特権や座役)・諸役(段別銭や兵糧米などの課役)・雑税(いろいろな名目の雑税)などは、すべて免除することとする。
- 一、往来する商人は、上海道＝上街道(中山道)を通行することをやめて下街道(のちの朝鮮人街道)だけにし、京都へ上る者も下る者も下街道を通行し、この町(安土)に宿泊しなければならない。
- 一、(織田家の)領国内全土で徳政を実施しても、この地(安土)では(徳政令適用を)免除する。
- 一、博勞(馬を売買する商人)について、領国中の馬の売買はすべてこの地(安土)で行うこと。

天正 5 年(1577 年)6 月 日

回 指出検地『多聞院日記』

(天正 8 年(1580 年)9 月)26 日、当国(大和国)の中の公家・寺社・土着の武士(興福寺の衆徒として勢力をはった土着の武士)に、あらゆる土地について(面積・作人・収穫などを記したものを)すべて指出(差し出し)するようにとの命令がことごとく出された。慎重に考えねばならない。……

㊦ バテレン追放令『松浦文書』

- 一、日本は神国であるから、キリシタンの国(ポルトガル・イスパニア)が邪惡な教え(キリスト教)を布教することは、大変よろしくないことである。
- 一、大名が自分の領地の国郡の者に奨めて門徒(信者)にし、神社仏閣(寺社)を壊している(バテレン追放令が出された背景には、宣教師が寺院や神社を破壊していること・ポルトガル人の商人が日本人を奴隸として外国人に売買していること・大村純忠がイエズス会に長崎を寄進したことが挙げられる)ということであるが、前代未聞である。国郡や村を知行地として大名に与えたのは、一時的なことである。……
- 一、伴天連(宣教師)は、そのいろいろな知識(キリスト教の教義や自然科学や医学の知識)を駆使して人々に布教し、思い通りに檀那(信者)を獲得していると豊臣秀吉公は思われていたが、右のように強制的に信者を増やしたり、日本の仏教を破壊したりしていることはけしからぬことであり、これでは伴天連(宣教師)を日本に置いておくことはできない。したがって、今日より20日以内に準備して帰国せよ。
- 一、南蛮船(ポルトガル船・イスパニア船)については商売が目的なので、南蛮貿易に関しては特別に継続する。以後、年月を経ても諸取引をするようにせよ。

天正 15 年(1587 年)6 月 19 日

㊦ 刀狩令『小早川家文書』

- 一、諸国の百姓が、刀・脇差・弓・槍・鉄砲、その他の武具の類を所持することを厳しく禁止する。その理由は、百姓が農耕に不必要な武器を持っていると、年貢やその他の雑税を出し渋り、もしも一揆を企て、給人(大名から知行地(領地)を給付された武士)に対して不法な行為をとる者が出たら、そのような者は当然処罰される。そうなれば、その所の田畑は耕作する者がいなくなり、知行地(領地)は荒廃してしまう。そこで、国主・給人・代官は、右の武具をすべて集め、差し出しなさい。
- 一、右のように集めた刀・脇差は無駄にするのではなく、今度、大仏を建立(京都方広寺の大仏殿建立)するにあたって、その釘・鋸につくりなおすのである。そうすれば、現世は言うに及ばず、来世までも百姓は助かるのである。
- 一、百姓は農具だけを持ち、耕作に専念すれば、子々孫々まで長く安泰である。百姓のことを哀れんでこのように命じられたのである。誠に、国土の安全・万民の安楽の基本である。……

天正 16 年(1588 年)7 月 8 日 (秀吉朱印)

㊦ 身分統制令『小早川家文書』

- 一、武家の奉公人、すなわち侍・中間・小者・荒子に至るまで、前年天正 18 年の 7 月(1590 年)の奥州への出征(後北条氏滅亡に行われた伊達政宗平定のための奥州出征)以後に、新たに町人・百姓になった者があれば、その町中または百姓らよく調査し、一切町や村に置いてはいけない。もし、隠し置いていたならば、その町あるいは村全体が処罰されるべきである。

天正 19 年(1591 年)8 月 21 日 (秀吉朱印)

㊦ 人掃令『吉川家文書』

厳重に申し付けなさい。

- 一、関白様(豊臣秀次。前関白は秀吉をさすが、当関白は秀次をさす)から日本全土 66 カ国に対して人掃(戸口調査)が命じられたこと。……
- 一、戸数・人数・男女・老若を村ごとに帳面に書き付けるようにすること。……

天正 19 年(1591 年だが 1592 年の誤りと考えられている)3 月 6 日

㊦ 朝鮮出兵の目的『前田家文書』

- 一、殿下(関白の豊臣秀次)の出陣の用意については油断のないように、来年(1593 年)の 2 月頃に出陣すべきこと。
- 一、高麗の都(実際は李氏朝鮮の都である漢城(現在のソウル)が、去る 2 日に落城した。そこで、いよいよ秀吉自身が海を渡って、今度は明国に残らず支配下に置き、中国の関白職を秀次に渡すつもりである。
- 一、大唐の都(明の都である北京)へ叡慮=天皇(後陽成天皇)には移っていただくつもりである。その準備をなさっていただくつもりである。再来年(1594 年)には行幸していただくつもりである。

天正 20 年(1592 年)5 月 18 日 (秀吉朱印)

回 太閤検地①ー検地の強行ー『浅野家文書』

一、(検地について)申し渡したことの趣旨は、**国人**や**百姓**たちが納得するように、よく申し聞かせよ。もしも、これに納得しない者がある場合は、その者が**城主**であれば、城へ追い込み、検地担当の奉行たちが相談のうえ、1人も残さず**なで斬り(皆殺し)**にせよ。また、百姓以下の者までこれに納得しない場合には、一郷も二郷でも**悉くなで斬り(皆殺し)**にせよ。日本全土の60余州に厳しく命令したからには、出羽・奥州までもいいかげんに実施してはならない。たとえ、**亡所(耕作者がいなくなって荒れ果ててしまった土地)**となっても構わないので、この趣旨を十分に承知せよ。……もしも、検地担当者どもが怠けるようなことがあれば、**関白殿(豊臣秀吉)**ご自身がお出かけになられて命令されるぞ。かならず、この手紙の返事はすぐ出すようにしなさい。

天正 18 年(1590 年)8 月 12 日 (秀吉朱印)

回 太閤検地②ー検地の方法ー『西福寺文書』

右は、この度の検地に際して定めた細目である。

- 一、**六尺三寸**(約 191cm)の棹を一間として、間口**五間**、奥行**六十間**の**三百歩**を**一反(段)**とすること(長さ 5 間×長さ 60 間=面積単位の 300 歩となり、300 歩を 1 反(段)とすること)。
- 一、田畑及び屋敷地を上・中・下(田畑は**上田・中田・下田・下々田**の 4 等級に区分された)に見定め、それぞれの**斗代(石盛)**を定めること。
- 一、**只米(年貢以外の付加税)**は一石につき二升とし、口米以外の付加税は一切禁止とすること。
- 一、**京枅**(戦国時代に京都で使用された枅)によって年貢は納入し、売買でも同じ枅を使用すること。

慶長三年(1598 年)7 月 18 日

㊦ 武家諸法度－元和令(1615 年)－『御触書寛保集成』

- 一、**文武弓馬**(学問・武芸)の道に、ひたすら励むようにせよ。……
- 一、**法度**(法令)に違反する者は、それぞれの領国に隠し置いてはならない。……
- 一、諸国の**居城**はたとえ修理であっても、必ず幕府に報告せよ。まして、新規に築城することは厳重に禁止する。……
- 一、隣りの国で、新たに不穏な動きがあったり、**徒党**(同志)を集めている者があれば、速やかに報告せよ。……
- 一、幕府の許可受けなく、**婚姻**(結婚)はしてはならない。……
- 一、諸大名が江戸に**参勤**する時の作法について。……
- 一、諸国の侍の身分の者達は**儉約**を心がけるようにせよ。……

㊦ 武家諸法度－寛永令(1635 年)－『御触書寛保集成』

- 一、**文武弓馬**(学問・武芸)の道に、ひたすら励むようにせよ。……
- 一、**大名・小名**(1 万石以上をもつ者で、大規模な知行を持つ大名と小規模な知行を持つ小名)が国元と**江戸**とを参勤交代するよう定めるものである。毎年夏の**四月中**に江戸に**参勤**せよ。……
- 一、**500 石**(約 75 トン)積み以上の船をつくることは禁止する。
- 一、大名が幕府の許可無く私設の**関所**を置いたり、新たに法をつくつての**津留**(領内の港で物資の移出入を禁止すること)を行うことは禁止する。

㊦ 禁中並公家諸法度『御当家人令条』

- 一、天皇が修めなければならない諸芸能の第一は**学問**である。……
- 一、**摂家**(摂政・関白に就任し得る家柄の**一条・二条・九条・近衛・鷹司**の五摂家)出身の人物であっても、能力のない者は**三公**(**太政大臣・左大臣・右大臣**)・摂政・関白に任命してはならない。ましてや、それより下の家柄の者は言うまでもないことである。
- 一、武家に与える**官位**は、公家の在官者とは別に扱うこととする。
- 一、年号を改めることについては、中国の年号から縁起の良いものを定めよ。……
- 一、**紫衣**を許される寺の住職は、以前はきわめて少なかった。しかし、近頃はやたらに**勅許**されている。これは一つには序列を乱し、一つには官寺の名誉を汚すもの、はなはだけしからぬことである。以後は、その能力をよく吟味して、……任命すべきである。

㊦ 諸宗寺院法度『御当家令条』

- 一、諸宗派で定めている掟を、乱してはならない。もし掟を守らない者がいる場合は、必ず処罰する。
- 一、その宗派の掟を理解していない僧侶は、寺の住職になってはならない。

寛文五年(1665 年)10 月 1 日

㊦ 田畑勝手作の禁令『御触書寛保集成』

- 一、来年(1644 年)より幕領・私領共に、本田畑に**たばこ**を作ってはならないということが、(幕府より)命令された。
- 一、水田に**木綿**を作ってはならない。
- 一、田畑共に、油の原料として**菜種**を作ってはならない。

㊦ 田畑永代売買の禁令『徳川禁令考』

- 一、暮らし向きの良い農民は田地を買い取ってますます裕福になり、家計の苦しい農民は**田畑**を売却して、さらに暮らし向きが悪くなるので、今後、**田畑**の売買は禁止する。

寛永 20 年(1643 年)3 月

㊦ 慶安の触書『教令類纂』

- 一、朝、早起きをして草を刈り、昼は田畑の耕作をし、夜は縄をない、俵を編み、どんな仕事でも手を抜かないようにせよ。
- 一、酒・茶を買って飲んではならない。妻子も同様である。
- 一、百姓は、衣類については布(麻布)・木綿の他は帯や衣の裏にも使ってはならない。
- 一、たばこを吸ってはならない。これは食のたしにもならず、結局のちに厄介なことになるものである。……
右のように物ごとに念を入れ、家計が楽になるように稼ぐようにせよ。……年貢さえ納めてしまえば、百姓ほど気楽なものはない。よくよくこの趣旨を心がけ、子孫代々にまでも語り継ぎ、一生懸命稼ぐようにすべきである。

慶安二年(1649 年)2 月 26 日

㊦ 分地制限令－寛文十三年令(1673 年令)－『憲教類典』

- 一 **名主・百姓**が持つべき田畑の大よその規模は、**名主**は石高で **20 石**以上、**百姓**は **10 石**以上をめどとする。それ以下の石高しか持たない者は土地をやたらに分けてはならない旨を幕府より仰せ渡されたので、以後はそのことを必ず遵守するよう(御代官が)命じられ、(私共百姓は)承知いたしました。もし、違反すればどのような厳しい処罰を命じられても結構です。

㊦ 分地制限令改正－正徳三年令(1713 年令)－『新選憲法秘録』

一田畑配分に関する書付け

石高は **10 石** 土地の面積では **1 町**

右の定めより少ない規模で土地を分与することを禁止する。なお、分け与える土地だけでなく、残りの土地についてもこの定めより少なくなってはならない。したがって、石高で **20 石**以上、面積で **2 町**より少ない田畑を持つ者は、子供や親類へ田畑を分地することはできないので、そのような厄介人がある場合は、彼らに村で農業を手伝わせて生計を立てさせるか、相応の奉公に出すようにすること。

㊦ 為政者の農民観

- (江戸初期) **徳川家康** ……東照宮(徳川家康)のお気持ちとしては、「村々の百姓は死なさぬよう、生きないように」と…
『昇平夜話』(高野常道の著書か)
- (江戸初期) **本多正信** ……百姓は財産を持たせないように、**不足**が発生しないように支配するべきである。
『本佐録』(本多正信か)
- (江戸中期) **神尾春央** ……胡麻の油と百姓からの年貢は絞れば絞るほど出てくるものである。
『西域物語』(本多利明の著書)

黒船(ポルトガル船)が長崎に着いた時、年寄共(糸割符仲間)が、糸(中国産の生糸)の値段を決める前に、他の商人は長崎に入ってはならない。生糸の値段が決定したならば、自由に取引しない。

その時の、生糸の分配率

京都 100 丸, 堺 120 丸, 長崎 100 丸

、文禄元年(1592 年)頃より、長崎・京都・堺の商人が朱印状を受け取り、アンナン(ベトナム南部の安南)・トンキン(ベトナム北部のハノイ付近)・チャンパ(ベトナム南部)・カンボジア・リゴール(山田長政がリゴール太守に就任)・パタニ(マレー半島東岸中部の港)・シャム(タイ)・台湾・ルソン(フィリピン)・マカオなどに商売目的に海を渡ることが許されていた。

一、イギリスから日本へ、今回初めて海を渡ってきた船について、貿易は万事、問題なく行って良い。海を渡ってきたものについては、関税も免除する。

一、江戸で希望の場所に屋敷(イギリス商館は実際には平戸に置かれた)を与える間、……

慶長 18 年(1613 年)8 月 28 日

一、異国へ奉書船以外の船を派遣することは嚴重に禁止する。

一、奉書船以外で、日本人を異国に派遣してはならない。……

一、異国へ渡航してそこに住居をもった日本人が帰国したならば死罪とする。ただし、やむをえない事情があって異国に滞在し、5年以内に帰国した者は調査の上日本に住む場合は無罪とする。しかし、異国へまた立ち戻る場合は死罪に処する。

一、異国船が積んできた白糸(中国産の上質の生糸)は、値段を決定してすべて五ヶ所商人(長崎・堺・京都・江戸・大坂の商人)に割符(分配)するようにせよ。

寛永十年(1633年)2月28日

一、異国へ日本の船を派遣することは嚴重に禁止する。

一、異国へ渡航して住みついていた日本人が帰国したならば**死罪**に処する。

寛永十二年(1635 年)

一、南蛮人(ポルトガル人)の子孫は日本に残り置かないように詳細に厳しく申し付けるものである。

一、日本国が禁止しているキリシタン(キリスト教)について、その趣旨を知りながらキリスト教を広める者が今でもひそかに日本へやって来ている。

一、キリシタンの信徒達が徒党を組んで、(島原の乱のような)良からぬことを企てれば直ちに処罰する。

一、バテレン(宣教師)と信徒の隠れている所へ、彼の国(ポルトガル)から仕送りの物を与えている。

右の理由によって今後、かれうた（ポルトガル船）の来航はこれを禁止する。これ以後来航してきた場合は、その船を破壊し、乗組員は即座に処刑される旨、（幕府が長崎奉行・西国の大名へ）命じられた。よって、このように通達する。

寛永十六年(1639年)7月5日

回 末期養子の禁の緩和『御触書寛保集成』

一 跡継ぎについて、養子は主が生きているうちに幕府に届け出るようにせよ。末期(死の直前)に養子を届け出ても、無効である。そうは言っても、父親が 50 歳以下の者の場合、末期(死の直前)であっても、事情によっては養子を立ててもよい。17 歳以下の者を養子にする場合は、よく調べた上で許可を出すようにせよ。

寛文 3 年(1663 年)8 月 5 日

回 武家諸法度一天和令一『御触書寛保集成』

一、学問・武芸・忠孝に励み、礼儀を正しくするようにせよ。
一、(実子のいない大名の)養子は同姓(一族)の者から、相応の者を選び、もし相応しい者がいない場合は、(候補の者の)由緒を正し大名自身が存命中に報告せよ。50 歳以上・17 歳以下の年齢である大名が臨終にのぞんで養子を決める場合でも、他の一族がよく当人の資質を調べた上で養子に立てるようにせよ。たとえ、実の子でも、筋道の違う者は跡継ぎに立ててはならない。付則、殉死はいっそう厳しく禁止する。

天和 3 年(1683 年)7 月 25 日

回 生類憐みの令『御当家令条』

生類憐みの令については以前から仰せ出されているが、下々ではこの御触れを知らないのか、この頃傷ついた犬たちをたびたび見かける。けしからぬことである。今後、犬を傷つけたことが、他に知れないように手段を講じた上で、後からその事実が発覚したならば、町内全体の落ち度とする。ならびに、辻番人の内で犯人を隠したりしたことが分かれば、組全体の落ち度とする。

回 元禄の貨幣改鑄『折りたく柴の記』by 新井白石

今度荻原重秀が提案したところによれば、幕府の御料(天領＝幕領)はおおよそ 400 万石で、毎年の幕府の歳入はおおよそ 76～77 万両余りである。……そうすると、国の財政の足りない金額は、おおよそ 170～180 万両余りである。…ところが、現在、幕府の御蔵にある金額は、わずかに 37 万両にすぎない。…前代(前將軍徳川綱吉)の時に、幕府の年間の歳出が歳入の倍となり、幕府財政が行き詰まったので、元禄 8 年(1695 年)の 9 月より金銀の改鑄(元禄小判の鑄造)に乗り出した。これ以降、今までに年々回収した差額の利益の公利(出目)は、総計おおよそ 500 万両になった。これによって常に足りない幕府財政を補ったが、元禄 16 年(1703 年)の冬の大地震(元禄大地震)によって、傾き壊れた多くの所を修理した結果、その改鑄によって年々回収した差額の利益の公利(出目)もあつという間に尽きてしまった。

回 海舶互市新例『教令類纂』

一、唐人(中国人)との商売の方法は、年間の船を口船(中国本土からの中国船)・奥船(東南アジア諸地域から廻航する中国船)合わせて 30 隻とし、総額は銀 6000 貫を限度とし、そのうち銅で 300 万斤を払うようにすること。
一、オランダ人との商売の方法は、年間の船を 2 隻とし、総額は銀 3000 貫を限度とし、そのうち銅で 150 万斤を払うようにすること。

正徳 5 年(1715 年)1 月 11 日

回 貨幣経済の浸透『政談』by 荻生徂徠

……この頃(享保の頃)、武士は旅の宿にいるような不安定な状態なので、金が無くては立ち行かないから、米を売ってお金にして商人より物を買って日々を送っている。そこで、商人が主で武家は客である。したがって、諸物価の値段は武家の思うようにはならないのだ。武家が皆知行地(領地)に住んでいる時は、米を売らなくても済むので、商人が米を欲しがるから武家が主となり、商人は客となる。ゆえに、諸物価の値段は武家の思うままになる。これは皆、昔の中国の聖人の広く深い知恵より生まれた永久に変わらない掟である。

㊦ 上米『御触書寛保集成』

將軍直属の**旗本**として召し抱えられている御家人(家臣)は、將軍の代を重ねるごとにだんだん数が増えた。幕府の**蔵入高**(幕領からの貢租収入)も前よりは多くなったが、御切米・御扶持(幕府の蔵入米から**旗本・御家人**に支給される俸禄)その他主要な経常支出の支払高と比べれば、結局毎年不足である。……今年(1722 年)にいたって御切米の支給も困難となり、政治向きの費用も支障をきたしている。そのため、代々このような沙汰はなかったことであるが、万石以上の面々(1 万国以上の石高のある大名)より**八木(米)**を上納するよう命じようとお考えになった。そうしなければ御家人の内数百人に暇をとらせるより他はないので、恥辱もかえりみずお命じになったものである。石高**一万石**につき**八木(米)**を **100 石**の割合で上納せよ。……この上米の代わりとして在**江戸半年**(参勤交代での江戸滞在期間を**半年**)に免除されるので、国元でゆつくり休息するようにとの仰せである。

㊦ 新田開発の高札『御触書寛保集成』

覚
一、諸国の御料所(幕領(天領))や私領が入り組んでいる場所でも、**新田**になりそうな土地があれば、その土地の代官や、役人百姓等が話し合っ、納得の上で**新田**を取り立てる方法を、詳細な図や書面に書き表し、五畿内は**京都町奉行所**へ、西国・中国地方は**大坂町奉行所**へ、北国地方関東 8 カ国なら**江戸町奉行所**へ申し出ること。……

㊦ 足高の制『御触書寛保集成』

諸役人(旗本・御家人)の中で役職を勤めるのに不相応に禄高の低い者には、前々から一定の役料が下されていたが、知行の多い者・少ない者があったため、今まで決められていた一定の役料では小禄の者は奉公をつづけることができなくなってきた。そこで、今度調査があつて、役柄に不相応な小禄でお役を勤めている者は、役職に在職中は(今度定めた役高に対して不足分を支給するという)**足高**を命じられたので、従来の役料は家禄に応じて増減することになり、別紙の通り決定した。この旨、申し渡すよう命じられた。……
(下記の役職の者で)三千石に
足らない者は、三千石による足高をいただける
大目付・町奉行・勘定奉行

㊦ 金肥(購入肥料)の普及『民間省要』by 田中丘隅

……最近だんだん新田を開発できるところは開発しつくして、……田地を作るための肥料について、……段々と金を出して色々の糞し(現金を支払って買う様々な肥料。**金肥**)を買うということが世間に多くなってきた。

㊦ 相对済し令『御触書寛保集成』

近年、金銀貸借をめぐる訴訟がしだいに多くなり、**評定所**(老中・三奉行などで構成される政務・所掌を採決する最高機関)での会議の時もこのことをもつぱら取り扱い、**公事**(一般の訴訟)がおろそかになり、評定所本来の趣旨を失っている。金銀貸借・売掛け・買掛け(ツケで買うこと)など取引上の問題は、**相对**(当事者間の話し合い)によって解決すべきであるので、今後は**三奉行(寺社奉行・勘定奉行・町奉行)**においては**済口**(訴訟の調停)をしたりすることはしない。しかし、私欲をもって企まれた事件は罪を糾明し、処罰を申し付けることとする。……

㊦ 公事方御定書『徳川禁考令』

盗人の処罰について(第五六条)
一、人を殺し、盗みを行った者
引き回しの上、斬首しさらし首
一、追いはぎを行った者
斬首しさらし首

㊦ 享保の改革への風刺『享保世話』

上げ米とはいえ、米の上納は気に入らない。(しかし)金納するならば四十九両(始終苦勞)になる。

〔田沼時代〕(P49 対応史料)

回 田沼政治への風刺

役人の子は(賄賂が好きな親に似て、遊びの中でも特に)にぎにぎ(賄賂のこと)をよく覚える。
元号は(明和から)安永に変わっても、物価高は明和の頃と変わらず迷惑だ。
あさま(浅間山の噴火)しく驚くことだ 富士山より高い米相場 (米価高で)火の車の江戸に火山の砂が降るとは

〔寛政の改革〕(P50 対応史料)

回 棄捐令『御触書天保集成』

今度、蔵米取り(幕府から浅草蔵前より俸禄米を支給されている武士)の旗本・御家人の生計を救済するため、蔵宿(札差)からの借金の方法について改正を仰せ出された。
一、旗本・御家人が、蔵宿(札差)より新たに借りる借金の月の利息は、以後金1両について銀6分(銀0.6匁。当時の金銀相場で約1%の月利)の計算で、利息を下げるよう申し渡したので、借りる時はこれまで通り蔵宿(札差)と相對(当事者間の話し合い)で借りるようにせよ。
一、昔の借金はもちろん、6年前の天明4年の辰年(1784年)までに借りた借金は、古い借金と新しい借金の区別なく、棄捐(債権の放棄)を命ずるから、そのように心得るように。

回 困米『御触書天保集成』

最近、幕府の支出が多くなった上に、凶作が続いて(天明の飢饉)、飢えた民衆の救済のための支出が莫大になったため、倭約令を命じられたのだが、凶作に備えた備荒貯蓄が不十分な状態では済まないことだと思われる。そこで、享保の頃の上米のように上納米を命じたい……しかし、広大な地域にわたる備荒貯蓄であるので、現在行っている倭約だけでは、その備えを命令されるのと同じであるので、……1万石につき50石の割合で、戊年(1790年)より寅年(1794年)までの5年間、大名が各々困穀(困米)をするようにしなさい。

回 旧里帰農令『御触書天保集成』

在方(農村)から当地(江戸)へ出てきている者で、故郷へ帰りたいと思っても、旅費がなかったり、帰っても食費や農具代に事欠くような者は、町役人の書類を添付して願い出るようにせよ。調査をした上で一時金を支給する。……

回 寛政異学の禁『憲法類集』

林大学頭(大学頭林信敬)へ
朱学(朱子学)のことについては、慶長(徳川家康が林羅山を登用した1605年)以来、將軍家が代々信用してきた学問で、すでに其方家(お前の家。林家)が代々その学風を維持するよう命じられているのであるから、油断することなく正学(朱子学)を学び研究し、門人達を取り立てなければならない。ところが最近、世間では種々新規の説(いろいろな新しい学説。古学・陽明学・折衷学などを唱え、異学(朱子学以外の儒学の学派)が流行し、善良な風俗を乱す者が多いのは、まったく正学(朱子学)が衰えたためであろうか、大変よろしくないことである。お前の門人共の中にも、前に述べたような正しくない学問を学んでいる者も時々いるような噂も聞いているが、けしからぬことである。この度、聖堂(聖堂学問所)の取り締まりを厳重にすることを仰せ付けられ、柴野彦助(柴野栗山)・岡田清助(岡田寒泉)も、右の御用を命じられることになったので、よくよくこの趣旨を申し渡して、必ず門人どもが異学を学ぶことをきびしく禁じ、そしてまた、自分の門下に限らず他の門派とも話し合い、正学(朱子学)を講義・研究して、人材を取り立てるように心がけなくてはならない。

回 寛政の改革への風刺

松平定信が旗本や御家人に熱心に文武を奨励したことを、蚊の羽音にたとえて、うるさいと判断した。
魚が白川の清流よりも濁った田や沼を恋しがっているという文面の裏に、白河藩主の松平定信による寛政の改革の潔癖さに対する息苦しさや自由であった田沼意次の田沼時代への恋しさを掛けている。

㊦ 大塩平八郎の檄文『改訂史料集覧』

この頃は米価がますます高騰しているが、大坂町奉行所や諸役人どもは万物一体の仁を忘れ、自分勝手な政治をしており、江戸へは米を廻送する世話はあるが、天皇がおられる京都へは廻米の世話をしないばかりか、五升一斗ぐらいのわずかな米を買うために大坂に下って来た者まで召し捕えたりする。……このたび、有志の者と申し合わせて庶民を苦しめ悩ませている役人達をまず討伐し、引き続いて奢りにふけっている大坂市内の金持町人を打ち殺すつもりである。

㊦ 内憂外患一徳川斉昭の戊戌封事一『水戸藩史料』

……内憂とは国内の動揺で、外患とは対外的な危機(具体的にはモリソン号事件など)のことである。……最近参州・甲州の百姓一揆(1836 年に起こった三河加茂一揆と甲斐郡内一揆)が起こり、また大坂の奸賊容易ならざる企仕り(大塩平八郎の乱)など物騒な事件が起き、…島原の乱以来、200 年あまり、弓・鉄砲などの武器を用いた騒動はなかったのに、近頃はともすれば弓・鉄砲などの武器を持ち出し騒動を起こすことがまかり通っている。

天保九年(1838 年)八月一日 前水戸藩主徳川斉昭

㊦ 人返しの法『牧民金鑑』

在方(農村)に住んでいた者が当地(江戸)へ出て来て、その生活に慣れるにしたがい、故郷に帰る気をなくし、そのまま江戸の人別に登録する者が年ごとに増加し、農村の人別が減っているとのことであり、困ったことであるので、今度、すべての人別を調査して残らず帰郷させるよう命じるところであるが、商売を始めていたり、妻子を持った者も同様に帰郷させると困ることになるので、格別の御知恵によってこれまで何年も江戸の人別に登録していた者は、帰郷を命じることはいやめ、今後の取り締まり方について左のように命じられた。

- 一、在方(農村)の者が所帯をたたんでやって来て、江戸の人別に登録することは、以後、絶対にしてはいけない。……
- 一、近頃、御府内(江戸)へ入り込み、裏店などを借りている者の中には、妻子もなく、一年契約の奉公人同様のものがあるだろう。そのような者は、ただちに村に呼び戻すようにせよ。……

㊦ 株仲間解散令『徳川禁考令』

菱垣廻船積問屋、十組問屋共

株仲間の構成員たちは、これまで毎年 1 万 200 両の莫加金を上納してきていたが、問屋たちが売り惜しみや買占めで不当な利益を上げ、不正をしているという風聞があるので、今後は上納をやめさせる。当然、今後は仲間としての証の株札はもちろん、この他すべて問屋・仲間および組合などの称号を用いることも禁止する。

- 一、以上の次第であるから、これまで右の廻船(菱垣廻船)に積んできた品物はもちろん、すべてどの国から持ってきたどのような品物でも、素人(株仲間に参加していない在郷商人)が株仲間を通さずに自由に直接取引をすることを認める。また、諸藩の国産品、その他すべて江戸へ送られてきた品にも、問屋だけでなく、それぞれ出入りの商人が引き受けて自由に販売してもよいものとするから、そのように心得よ。

(天保十二年(1841 年)十二月)

㊦ 上知令『続徳川実紀』

御料所(幕府の直轄領である天領(幕領))の中には、やせた土地が多く、年貢の収納率も低い土地が多い。……現在、御料所(幕府の直轄領である天領(幕領))よりも私領の方が年貢収納率の高い土地が多くあるのはおかしいと思われる。たとえ如何なる由緒によって下された土地でも、または祖先たちが武功などによって拝領した土地でも、加増減封については、現代の将軍のお気持ちしだいである。……このたび、江戸・大坂周辺の取り締まりのため、直轄地として上知(領地を返上)するように命じられた。右の領地やその他の飛地の領地にも年貢収納率の高い場所があり、幕府の命令次第に上知し、これに代わる土地はどのような所でもかまわず与える。しかし、その土地の年貢収納率が三ツ五分(三割五分)よりも高い所では、せっかく大名が上知を申し出ても意味もないので、規定通り三ツ五分(三割五分)を越えない土地を代知として下されることになるので、ありがたいことと安心するように。

㊦ 天保の改革への風刺

白河の岸に打ち寄せる波に比べて、浜の松に吹きつける風の音の方が激しいとは、白河藩主であった松平定信の寛政の改革よりも浜松藩主である水野忠邦の天保の改革の方が激しいということ。
水が引いて水没していた一〇里四方の地が、元の土地にもどったという歌の裏に、水野忠邦が失脚して、上知令により上知されるはずだった江戸・大坂 10 里四方の地が、(上知されずに)元の地に戻ったということ。

回 無二念打払令(異国船打払令)『御触書天保集成』

異国船(オランダ・中国・朝鮮・琉球船を除く外国船)が渡来してきた時の取り扱いの方法は、以前から数回ご命令が出されている。をろしや船(ロシア船)のことについては、文化の折にお触れ(1806年の文化の撫恤令)を出したことがあったが、いきりす船(イギリス船)が先年(1808年)長崎において乱暴(フェートン号事件)をし、近頃は各地に小舟で乗り寄せて薪水・食料を求め、昨年(1824年)は勝手に上陸して廻船の米穀や島の野牛などを奪い取るというように、しだいに乱暴な振舞いがつのり、その上、邪宗門(キリスト教)に入信をすすめた事実もわかり、いずれにしても放置しておくことはできない。もともといきりす(イギリス)に限らず、南蛮・西洋の国々は、日本で禁止している邪教のキリスト教国であるから、今後どこの海辺の村においても異国船(外国船)が乗り寄せてきたことを発見したならば、その場に居合わせた人々で、有無を言わずただちに打ち払い、逃げた時には追跡船を出す必要はなく、そのまま捨ておいてよいが、もし、無理に上陸したならば、捕縛し、または打ち殺してもさしつかえない。

回 鎖国政策への批判ーモリソン号事件『戊戌夢物語』by 高野長英

イギリス(アメリカの間違い。モリソン号はアメリカ船であり、高野長英らはイギリス船と誤解した)は、日本にとって、敵国ではなく、いわば付き合いもない他人の国であるから、今、イギリスが日本の漂流民を憐れんで、仁義を名目として、わざわざ送り届けにきたものを何の対応もしないで、ただちに打ち払いを行えば、日本は人民を大切にしない人道に背く国と思われてしまう。もしまた、万一イギリスがその日本の不仁不義を怒れば、日本近海にはイギリス(アメリカの間違い)の支配する島がたくさんあって、イギリス船が始終通行するので、後に日本の海上輸送の敵となり、海運の邪魔にもなることであろう。たとえ、右のようなことがなくとも、打ち払いを行えば、イギリスは日本を理非もわからない野蛮な国と思い、不義の国であると他国に言いふらし、日本は礼儀を重んじる国としての名誉を失うことになる。これによりどのような災いが生まれるかは推測しがたい。あるいは、ただイギリス(アメリカの間違い)を恐れるように民衆が思い込まれると、国内が衰弱するようにも思われ、恐れながら、国家の武勇の威厳を傷つけることになりはしないかと、恐れ多くも考える次第である。

回 天保の薪水給与令『通航一覽統輯』

異国船(外国船)が渡来してきた時、二念なく(迷うことなく)打ち払うべきことを文政八年(1825年)に(無二念打払令を)命じられた。しかしながら、現在はすべてを改革する(天保の改革)さなかで、享保・寛政の改革の政治にもどされて、何事によらずご仁政を行いたいとの有難いお考えである。これについては、外国船でも暴風にあい、漂流して食物や薪水を求めて渡来した場合、その事情のわからないままに、ひたすら打ち払っては、すべての国に対する適切な処置とはいえないとお考えになった。こういうわけで、文化三年(1806年)の異国船(外国船)渡来時の取り扱いについて出された法令(文化の撫恤令)に戻すように命じられた。そこで異国船(外国船)を見受けたならば、よく事情を取り調べ、食料・薪水などが不足して帰国することが困難な事情の場合は、望みの品を適当に与え、帰国するように言い聞かせよ。ただし、上陸させてはならない。

回 オランダ国王の開国勧告『通航一覽統輯』

弘化元年(1844年)オランダ国王(ウィレム2世)書簡翻訳

近年イギリス国王(ビクトリア女王)から清国皇帝(宣宗帝)に対して兵を出して激しく戦った戦争(アヘン戦争)の本末については、我が国(オランダ)の船が、毎年長崎に来航して提出するオランダ風説書をご覧になって、既にご存じのことと思います。……ここに将軍(徳川家慶)にご忠告いたします。今日本のような幸福な土地を戦争のために荒廃させたくないと思うのであれば、異国の人を禁じる法(鎖国令)をゆるめるべきでしょう。

〔開国〕(P54 対応史料)

㊦ ペリー来航時の狂歌・川柳

日本を茶化しにきたか(ペリーの乗る)蒸気船(茶の銘柄の上喜撰)。たった四隻の船(お茶四杯)で夜も寝させないことよ。
陣羽織(ペリー)が異国から来て洗い張り、ほどいてみたら、裏が(浦賀)大変なことになっている。

㊦ 日米和親条約『日本外交年表並主要文書』

第一ヶ条 日本国とアメリカ合衆国とは、両人民が永久にかかわることのない和親条約を結び、場所や人で差別をしないこと。
第二ヶ条 伊豆の下田と松前(北海道)の箱館の二港は、日本政府が、アメリカ船の欠乏している薪水・食料・石炭など欠乏している品を、日本で調達する場合に限っては、補給のために渡来することを許可する。
第九ヶ条 日本政府が、アメリカ以外の外国人に対し、現在アメリカ人に許可していないことを許す場合は、アメリカ人に同様に許可し(片務的最恵国待遇)、このことについては談判に時間をかけない。

㊦ 日露和親条約『日本外交年表並主要文書』

第二条 今後、日本とロシアの国境は、択捉島と得撫島の間とする。択捉全島は日本領とし、得撫全島と、それより北のクリル諸島(千島列島)はロシア領とする。樺太島は日本とロシアの間においては、国境を定めない。従来の通りとする。

㊦ 日米修好通商条約『幕末外国関係文書』

第一条 今後、日本の大君(将軍。徳川家定)とアメリカ合衆国とは、いつまでも仲良くしていく。……
第三条 下田・箱館港のほか、次に記す場所を左の期日より開港する。
神奈川……1859年7月4日
長崎……右と同じ
新潟……1860年1月1日
兵庫……1863年1月1日
もし、新潟港を開港しにくい事情があった場合は、その代わりとして新潟の近くの場所に一港を別に選ぶこととする。
神奈川港を開いたのち六ヵ月たつと下田港は閉鎖することとする。この第三条のなかに記載した各地においてはアメリカ人に居留(居住)を許可する。
第四条 すべて国内に輸出する品物については、別冊の通り(別につくる「貿易章程」の規定通り)日本の役所へ運上(関税)を納める。……アヘンの輸入は厳禁する。もしアメリカ商船がアヘン三斤(約 1800 グラム)以上を持って来た場合は、超過分は日本の役人が取りあげる。……
第六条 日本人に対し犯罪を犯したアメリカ人は、アメリカ領事裁判所において取調べの上、アメリカの法律によって処罰する(領事裁判権)。アメリカ人に対して犯罪を犯した日本人は、日本の役人が取調べの上、日本の法律によって処罰する。

〔貿易の開始〕(P55 対応史料)

㊦ 五品江戸廻送令『続徳川実紀』

神奈川が開港され、貿易が行われるようになった結果、諸商人(在郷商人)たちが自分だけの利益を求めて、競って値段をつり上げて、生産者から商品を買付け、ただちにその商品を開港港へ直送する。そのため、御府内(江戸)に入ってくる商品が減り、品不足となって、江戸の人々が困っているので、当分の間、今から述べるとおりにする。
一、雑穀 一、水油 一、蠟 一、呉服 一、生糸
これらの品々に限っては、貿易商は、いったん商品を御府内(江戸)に通さなければいけない。村々から直接神奈川に商品を送っては絶対にいけない。

㊦ 大政奉還の上表文『維新史』

臣徳川慶喜がつつしんで我国の時世の変遷を考えてみまするに、昔、天皇の政治が乱れ、相家(藤原氏)が摂関となって権力を握り、保平の乱(保元・平治の乱)を機に政権は武家に移り、それ以来私の祖宗(祖先)徳川家康にいたり、さらに朝廷のご寵愛を受け、200余年子孫が將軍職を受け継いできました。臣(徳川慶喜)は將軍職を受けついでいますが、政治・刑罰の運用で適当でないことが少なくありません。今日の時勢になりましたのも、結局は私の不徳のいたすところで、恥ずかしさに堪えられない次第です。まして最近外国との交際が日に日に盛んになり、いよいよ朝廷の権力が一本化されませんと秩序を保つことができません。そこで、従来の古い習慣を改め、政権を朝廷にお返し、広く天下の公議(議論)をつくした上で天皇のご決断を仰ぎ、心を一つにして協力して、ともに皇国を守っていくようにすれば、必ず海外諸国と肩を並べることができるでしょう。

㊦ 王政復古の大号令『法令全書』

徳川内府(内大臣徳川慶喜)がこれまで天皇から御委任されていた大政(政権)を返上し、將軍職を辞退したいという二つの申し出を、このたびきっぱりとお聞き入れになられた。それにしても、癸丑(嘉永六年(1853年)のペリー来航)以降、いまだかつてなかった国難がつづき、先帝(先の孝明天皇)が毎年みこころを悩ませられていた事情は人々の知るところである。そこで明治天皇はお考えをきめられて、王政復古、国威回復の御基本を確立されたので、今からは摂政・関白・幕府などを廃止し、ただちにまず仮に総裁(有栖川宮煥仁親王を任命)・議定(皇族2名、公卿3名、大名5名を任命)・参与(公卿5名、藩士15名を任命)の三職をおかれ、天下の政治を行われることになった。

㊦ 五箇条の(御)誓文『法令全書』

一、広く会議を開いて、天下の政治は公論(公議世論)によって決められるべきである。
 ※由利公正の原案と福岡孝弟の修正案では「列侯会議」と記されていたが、木戸孝允が「広く会議」と加筆修正した
 一、上下なく国民が一丸となって、経綸(国家を治める方策)を行うべきである。
 一、官武(公家も武家)も庶民も、皆その願いが叶えられるようにし、人の心を飽きさせないようにすることが大切である。
 一、旧来の陋習(昔の悪習である攘夷運動など)はやめて、公道(世界共通の正しい道のことで、ここでは国際法をさす)に基づき開国和親を行うべきである。
 一、知識を世界から吸収し、皇基(天皇統治の基盤)を盛んにするべきである。
 この国が大きな変革をするのにあたり、私(明治天皇)は率先して天地神明(天地の神々)に誓って、国政の基本方針を定めて国民を守る道をつくろうとするものである。

㊦ 五榜の掲示『法令全書』

第一札 一、人間として、五輪の道(儒教の掲げる五つの倫理)を正しくすること
 第二札 一、どのような理由であれ、大勢でよからぬことを申し合わせることを徒党といい、徒党を組み(仲間をつくって)、(役所・役人に)集団で無理に要求を願うことを強訴といい、また、示し合わせて居住している町や村を立ち退くことを逃散という。これらのことは固く禁止する。
 第三札 切支丹(キリスト教)は邪教なので固く禁止する。もし疑わしい者をみつけたら関係する役所に通報せよ。そうすれば褒美を与えることにする。

㊦ 政体書『法令全書』

一、大いにこの国政の基本方針を定めて、制度や規律をつくるのは、御誓文(五箇条の(御)誓文)の趣旨を実現するためである。
 一、国家の権力のすべてを太政官に集める。これは、政治上の命令が2箇所以上の方面から出て混乱することをなくすためである。太政官の権力を分けて、立法・行政・司法の三権を分立させる。これは権力の偏り(ひとよ)をなくすためである。
 一、立法官は行政官を兼ねてはならない。行政官は立法官を兼ねてはならない。
 一、各府・藩・県はその地から選出した貢士を議政官下局の議員とする。議事のやり方をとるのは公議世論を掲げているからである。
 一、官吏は4年で交代する。選出は公選入札の法(選挙)で行う(が、実際は一回しか実施されなかった)。

㊦ 版籍奉還の上表『法令全書』

薩長土肥(薩摩・長州・土佐・肥前)の4藩主は版籍奉還の上表をたてまつります。そもそも私たちが居る土地は天皇の土地であり、私たちが支配している人民は天皇の家来の人民であり、どうして私有することができましょうか。今、謹んで私たちの支配する版図(土地)と戸籍(人民)を天皇にお返しします。どうぞ朝廷のよろしいように処置なさって、私たちに与えるべきものは与え、没収するべきものは没収し、諸藩の領土については、天皇のご命令をもって、あらためてお決めください。

㊦ 廃藩置県の詔『法令全書』

私(明治天皇)が考えるに、明治維新の変革という新しい政治を始めるこの時、国内で億兆(人民)を守り、国外には世界の国々と対等に交渉していこうとすれば、名実ともに政治が一本化されていなければならない。私はすでに版籍奉還を開き入れて、旧藩主を新しく知藩事を任命しその職に就かせた。ところが数百年の古いしきたりが続き、なかには名のみで実が整わない者もある。(こんなことで)どうして億兆(人民)を守り、世界の国々と対等に交渉していくことができるだろうか。私は深くこのことを嘆かわしく思う。したがって今、さらに藩を廃止し県を置くことにとする。

㊦ 徴兵告諭『法令全書』

我が国の古代律令制の徴兵制度では、国内中みなが兵士となる決まりであった。……もとより後世のように両刀を腰にさして武士と称し、傍若無人で働かず生活し、ひどい時には人を殺してもお上がその罪を問わないといった特権は持たなかった。…ところが、明治維新で諸藩が版図を奉還(版籍奉還で領土を返還)し、辛未の年(1871 年)になって遠く群馬の古に復す(廃藩置県で昔の群馬制に戻った)。……一般にこの世界にあるもので一つとして税のかからないものはない。その税は国家の費用にあてる。したがって、人間である以上、全力をかけて国のために報いなければならない。西洋人は、これを血税と呼ぶ。その生き血で(生命を投げ出して)、兵士として国に報いるということである。だから今、西洋の長所を取り入れて、古代からの軍制を補い、陸海二軍を備え、身分に関係なく全国の国民男子で 20 歳になった者は全て兵籍に編入し、内乱や戦争などの国家の緊急事態に備えなければならない。

㊦ 地租改正条例『法令全書』

今回地租改正により、従来の田畑からの納税法はすべて廃止となり、さらに地券の調査が済み次第、土地の代価(地価)に従ってその 100 分の 3 を地租と定める命令が出された。改正された趣旨は、別紙の地租改正条例のとおりであるので心得ておくように。

(別紙)地租改正条例

第2章 地租改正が実施されたら、土地の原価(地価)に従って課税を行うので、今後は豊作の年であっても増税しないが、凶作の年であっても減税は一切しない。

第6章 従来の地租は物品税・家屋税が入り混じっていたが、今回の改正にあたってはきちんと区別して、本来地租は地価の 100 分の 1 に定めるべきだが、まだ物品税などの課税目が決まっていなかったので、とりあえず地価の 100 分の 3 を税率と定めた。今後、茶・煙草・材木などの課税目も決まり、歳入が増加し、その額が200万円を越えた時には、地租改正を行った土地に対して、その地租に新税による増収を考えて、地租は最終的には 100 分の 1 になるまで順次減額していく(と将来的には地租を1%にまで減額すると約束したが、実際は1877年に 2.5%に減額しただけだった)。

㊦ 日朝修好条規『日本外交文書』

- 第1款 **朝鮮国**は自主の国(自主独立の国家)であり(のち、清国は**下関条約**で朝鮮の独立を認めた)、日本国と平等の権利を保有する。今後両国の和親の成果を示そうと望むには、両国が互いに同等の礼儀で対応し合い、少しも相手を侵略したり、妬み嫌ったりしてはならない。……
- 第10款 日本国の人民が、**朝鮮国**の指定した**各港**(開港した**釜山・元山・仁川**の三港を指している)滞在中に、もし罪科を犯し朝鮮国の人民と関係する事件が生じた場合には、すべて**日本国官吏の裁判に任せる**(朝鮮駐在の日本領事が裁判を行う**領事裁判権**に関する規定)。もし朝鮮国の人民が罪科を犯し日本国の人民と関係する事件が生じた場合は、同様に朝鮮国官吏の処理に任せる。……
- 第11款 日朝両国は既に通商を行ってはいるが、別に貿易章程を定めて、両国の商人の便利になるようにする。

㊦ 樺太・千島交換条約『日本外交年表並主要文書』

- 第1款 **日本国**の天皇陛下はその子孫に至るまで、現在の**樺太島**(サハリン島)の一部を所有する権利及び天皇陛下に属する一切の権利を**ロシア国**皇帝陛下に譲り、これ以後**樺太全島**はすべて**ロシア国**の所領とし、**ラペルーズ海峡**(**宗谷海峡**)を両国の国境とする。
- 第2款 **ロシア国**皇帝陛下は第一款に記してある**樺太島**(サハリン島)の権利を得る代わりとして、その子孫に至るまで、現在の所領である**クリル諸島**(**千島列島**)、すなわち**占守島**から…(中略)…**得撫島**までの計18島の権利及びロシア帝国皇帝陛下に属する一切の権利を**日本国**の天皇陛下に譲り、これ以後**クリル全島**(**千島列島**)は**日本国**に属し、カムチャッカ地方の**ラバッカ岬**(**ロバトカ岬**)と**占守島**の間にある海峡(占守海峡)を両国の国境とする。

[条約改正] (P61 対応史料)

㊦ 条約改正の実現と日清戦争の開戦『蹇蹇録』by 陸奥宗光

明治27年(1894年)7月13日付で、**青木周蔵**駐英公使は**私**(**陸奥宗光**)に電報で報告してきた。「本使(私)は明日をもって**新条約**(**日英通商航海条約**)に調印する運びとなった」と。しかし、私(**陸奥宗光**)がこの電信に接した日はそもそもいつの日だろうか。**朝鮮**(**雞林**)**八道の危機**(**朝鮮**の**甲午農民戦争**(**東学党の乱**))が大変切迫しており、私(**陸奥宗光**)が**大島圭介**駐朝鮮公使に対して「今は断然たる処置を施す必要がある。どのような口実を使っても差し支えないから実際の行動(朝鮮政府への最後通牒)を始めよ」と決別じみた電報を発した僅か2日後だったのである。……

Ⅳ 民撰議院設立建白書『日新真事誌』

私たち（建白書に署名した愛国公党に所属する板垣退助・後藤象二郎・江藤新平・副島種臣・古沢滋・小室信夫・由利公正・岡本健三郎の8名）が謹んで現政権がどこにあるかを考えてみると、政治権力は、上は帝室（皇室）にもなく、下は人民にもなく、ただ有司（大久保利通・岩倉具視らの藩閥官僚）に集中している。そもそも有司（藩閥官僚）が、上の皇室を尊敬していないとは言わないが、実際には帝室（皇室）は次第にその尊栄を失っている。また、下の人民の安全を保たないとは言わないが、……そこでこれを救う方法を求めてみると、ただ天下に公議世論の尊重を主張すること以外にない。天下に公儀世論を尊重するためには、民撰議院を設立するしかない。すなわち有司（藩閥官僚）の権力を制限することによって、上下の者が安全と幸福を受けることができるだろう。次にこの事情を述べる。そもそも人民の中で政府に対し租税を払う義務を持つ者は、同時にその政府の政策を調べ、その是非を議論する権利を持っている。……今、民撰議院設立の建議を拒む者（加藤弘之ら）がいうのには、我が民は学が足らず無知で、文明も開けていないので、今すぐ民撰議員を立てるのは時期尚早であると。私たちが思うに、もし本当に彼らの言う通りであるならば、我が民の学問を高め、知識を広め、そして文化の向上に進ませる道は、まさに民撰議院を設立することである。

Ⅳ （漸次）立憲政体樹立の詔『法令全書』

私（明治天皇）は今、誓文（五箇条の（御）誓文）の方針を拡大し、元老院を設けて立法の源とし、大審院を置いて裁判権を強め、また地方官を集めて（府知事・県令を招集して開く地方官会議）民情を知り、何が公益かを判断し、徐々に国家の立憲政体を樹立し、人民と共にその慶事を祝うつもりだ。お前たち人民は古いことにとらわれず、事を進める時には早まることもなく、私の考えに賛成し助けよ。

Ⅳ 讒謗律『法令全書』

第1条 事実の有無に関係なく、人の榮譽を侵害する事柄をあばき出し、公表する者・事を讒毀（名誉棄損）とする。人の行為を挙げるのではなく、悪い評判を人に与えて公表する者・事を誹謗（人を誹り傷つけること）とする。……

Ⅳ 集会条例『法令全書』

第1条 政治に関する事項を講談論議（講演・議論）するために民衆を集める者は、開会3日前に講談論議（講演・議論）の事項、講談論議（講演・議論）する人の氏名・住所、集会を行う場所・年月日を詳しく記して、その会議の責任者（会主・会長・幹事など）から管轄の警察署に届け出を出し、許可を受けなければならない。

第9条 政治に関する事項を講談論議（講演・議論）するために、屋外で民衆を集める集会を開催してはならない

Ⅳ 東洋大日本国国憲按（植木枝盛の私擬憲法）『牧野伸顕文書』

第70条 政府がこの憲法に違反する時は、日本人民は政府に従わなくてよい。

第71条 政府や役人が抑圧的な行為をする時は、日本人民はそれらを排除することができる。政府が威力をもってほしいままに虐げる行為をあくまでもなす時は、日本人民は武器をもって政府に抵抗することができる（抵抗権の規定）。

第72条 政府がわがままにこの憲法に背き、ほしいままに人民の自由・権利を害し、日本国の趣旨を裏切る時は、日本国民はその政府を打倒して、新たな政府を設けることができる（革命権の規定）。

Ⅳ 国会開設の勅諭『法令全書』

私（明治天皇）は先祖代々2500年余りの皇統を継承し、平安中期以降から政治の乱れ（摂関政治・武家政治をさす）で衰えた天皇の大権を大きく広げ、政治の統一権力を総攬（一手に掌握）し、また早くから立憲政体を立て、後の世まで子孫が継承するような事業を達成しようと考えた。さらに明治8年（1875年）に元老院を設け、明治11年（1878年）に府県会を開かせた。……ふりかえてみると、国の政治体制は、各国それぞれの事情に応じて異なっている。このような大事業は軽々しく行うべきではない。……今ここに明治23年（1890年）を期して、議員を集め、国会を開き、それによって私の初志を達成したいと思う。……

Ⅳ 自由党盟約『自由党史』

第1章 我が党（自由党）は、自由の拡充、権利の保全、幸福の増進により、社会の改良を図る。

第2章 我が党（自由党）は、善良な立憲政体を確立することに尽力する。

第3章 我が党（自由党）は、日本国において我が党（自由党）と主義を共にし、目的が同じ者と一致協力して、上記の我が党（自由党）の目的を達成する。

㊦ 保安条例『官報』

第4条 皇居または天皇の行在所(天皇が地方巡行した際に住む仮の御所)から**3里**(約12km)以内の土地に居住または寄宿している者で、内乱を企てたり、唆したり、または治安を妨害する危険性があると認められた時は、**警視總監**(この当時は**三島通庸**)または**地方長官**(府知事・県令)は、**内務大臣**(この当時は**山県有朋**)の許可を得た上で、期日までに、もしくは即刻退去を命じ、**3年**以内は同じ距離内への出入りや寄宿、居住することを禁止することができる。

〔立憲国家の形成〕（P64 対応史料）

㊦ 大日本帝国憲法『官報』

- 第1条 大日本帝国は**万世一系**(永遠に一つの系統が続くこと)の**天皇**がこれを統治する。
- 第3条 **天皇**は**神聖**であり、侵してはならない。
- 第4条 **天皇**は国家の**元首**であり**統治権**を**総攬**(すべてを掌握)し、この憲法の条規によって統治を行う。
- 第5条 **天皇**は**帝国議会**の**協賛**により立法権を行使する。
- 第8条 **天皇**は公共の安全を守り、または災難を避けるために、緊急の必要があり、かつ**帝国議会**が閉会中の場合において、法律に代わる**勅令**を発する(緊急勅令)。
- 第11条 **天皇**は陸海軍を**統帥**(指揮・統率)する。
- 第20条 日本**臣民**は法律の定めに従って、**兵役**の義務を有する。
- 第21条 日本**臣民**は法律の定めに従って、**納税**の義務を有する。
- 第28条 日本**臣民**は安寧秩序を乱さず、**臣民**の義務に背かない限り、**信教**の自由を有する。
- 第29条 日本**臣民**は**法律の範囲内**で、言論・著作・出版・集会及び結社の自由を有する。
- 第33条 **帝国議会**は**貴族院**・**衆議院**の両院で成立している。
- 第55条 各国务大臣は**天皇**を**輔弼**(補佐)し、天皇に対して責任を負う。

㊦ 黒田清隆首相の超然主義演説『牧野伸顕文書』

このたび憲法の発布式を行い(1889年2月11日に行われた)、**大日本帝国憲法**やこれに関連した**法令**(**皇室典範**・**衆議院議員選挙法**・**貴族院令**・**議院法**などの法令)は昨日に公布された。……天皇が定められた**欽定憲法**は、**臣民**がとやかく意見を述べることはできないのはもちろん、いろいろの行政は憲法に基づいて方針を定め、天皇陛下の国家統治の大権に属するものであることはくどくど言う必要はない。しかし、政治上の意見は人々によって考えるところが異なり、意見が一致する者たちが集まって一つの団結をし、いわゆる**政党**というものが社会に存在することは、情勢の避けられないことである。しかし、**政府**は常に**一定の政策**を取って、**超然**として(世俗の動きにとらわれず)**政党**の外に立ち、公正な立場を貫かなければならない。……

㊦ 明治民法『官報』

- 第749条 家族は**戸主**(**戸主権**をもつ家の統率者)の意思に反して、居住するところを定めることはできない。
- 第750条 家族が婚姻または養子縁組をする場合には、**戸主**(**戸主権**をもつ家の統率者)の同意を得る必要がある。

㊦ 山県有朋首相の主権線・利益線演説『帝国議会衆議院議事速記録』

予算中について最も歳出の大部分を占めるものは、すなわち陸海軍の経費でございます。……そもそも国家の独立・自立の道には二通りあり、第 1 には主権線(国家主権の範囲)を守ること、第 2 には利益線(国家の政治的・経済的安定を保証する勢力範囲にあたる朝鮮半島)を保護することである。

㊦ 自由党を祭る文『万朝報』by 幸徳秋水

庚子年(1900 年)8 月のある夜(1900 年 8 月 25 日、立憲政友会創立の宣言・趣意書が発表された)、秋風がもの寂しく吹き、露が白く輝き、天高く澄み渡る時、1 つの星がたちまち墜ちて声があった、「ああ、自由党(論説が掲載された 8 月 30 日当時は憲政党。この後の 9 月 15 日に伊藤と結んで立憲政友会を結成した)は死んでしまった」。こうして、自由党の光栄ある歴史は全く葬り去られてしまった。……自由党が結成された時は、政府の抑圧が一層甚だしく迫害がますます激しくなっていた頃であった。……しかし、見よ。今では彼らは退去令(保安条例)発布時の伊藤博文首相、山県有朋内相の忠実な政友となってしまった。自由党の死を見る傍観者のように、私(幸徳秋水)は一人朝報(万朝報)を拠点にして、自由・平等・文明の進歩のために奮闘している。自由党の死を弔^{なぐさ}って霊を祭るにあた^つて、私(幸徳秋水)は昔を思い、今を慈^{いつく}しむ気持ちがないわけではない。

回 天津条約『日本外交年表並主要文書』

一、将来**朝鮮国**でもし重大な事件が発生し、日中両国あるいはいずれかの一国が派兵を要する時は、まず互いに行文知照(文書で事前通知)する。その事件が解決した後は、速やかに撤兵し再び軍隊を駐留させてはならない。

回 脱亜論『時事新報』by 福沢諭吉

わが日本の国土は**アジア**の東端に位置するのであるが、国民の精神はすでに**アジア**の古い習慣を脱し、**西洋**の文明に移っている。しかし、ここに不幸なのは隣国があり、その一を**支那(清国)**といい、一を**朝鮮**という。……そうであるから、現在の(日本が欧米列強から自立する)戦略を考えるに、わが国は**隣国(清国・朝鮮)**の開明を待ち、共に**アジア**を発展させる猶予はないのである。むしろ、その仲間から脱出し、**西洋**の文明国と進退をともにし、その**支那(清国)・朝鮮**に接する方法も、隣国だからと特別の思いやりをもつに及ばず、まさに**西洋**人がこれに接するように処置するべきである。悪友と親しく交わる者も、また悪名をまぬがれない、私は心の中で、東**アジア**の悪友と絶交するものである。

回 下関条約『日本外交文書』

第1条 **清国**は、**朝鮮国**が完全無欠なる独立自主の国であることを確認する。よって、この独立自主を侵害するような**朝鮮国**から**清国**に対する貢物や儀礼などは、以後すべて廃止する。

第2条 **清国**は、左記の土地の主権並びに該当地方にある城堡・兵器製造所及び官有物を永遠に日本国に割譲する。

一、左の境界内にある奉天省南部の地(**遼東半島**をさす)

一、**台湾**全島及びその付属する諸島

一、**澎湖**諸島……

第4条 **清国**は賠償金として、**庫平銀**(清国で使用された秤ではかった銀貨)で**2億両**(日本円にして約**3億1千万円**)を日本国に支払うことを約束する。

回 三国干涉『日本外交文書』

ロシア国皇帝陛下(ニコライ2世)の政府は、**日本**が**清国**に対して要求した講和条件(下関条約)を実際に調べてみたところ、その要求に係る**遼東半島**を**日本**が所有するということは、常に**清国**の首都(北京)に脅威を与えるばかりでなく、同時に**朝鮮国**の独立を有名無実にするものであるから、このことは将来にわたって極東における永久の平和に対して障害を与えるものと認められる。したがって、**ロシア**国政府は**日本**国天皇陛下の政府に対して、再び誠実な友情を示そうと、**日本**国政府に対して**遼東半島**を領有することを放棄するように勧告する。

回 日英同盟協約『日本外交文書』

第1条 ……つまり、大不列顛国(イギリス)にとっては主として清国に関して利益を有し、また日本国にとっては清国において有する利益に加えて、韓国において政治上並びに商業上及び工業上の格段な利益を有する。両締約国はもしこれらの利益に関して別国(ロシアをさす)の侵略的行動により、もしくは清国または韓国において両締約国のいずれかの国民の生命及び財産を保護するために干渉を必要とするような動乱(東学党の乱や義和団事件の民衆運動)の発生によって侵略を受けた場合には、両締約国のどちらも該当利益を保護するために必要不可欠な措置を執ることがあることを承認する。

第2条 もし日本国または大不列顛国(イギリス)の一方が、上記の各自の利益を保護する上で別国(ロシアをさす)と戦争を始めた場合は、他の一方の締約国は厳正中立を守るとともに、その同盟国に対して他国が参戦することを防止するように努めなければならない。

回 内村鑑三の戦争廃止論『万朝報』

私(内村鑑三)は日露戦争開戦反対論者であるだけでなく、戦争絶対的廃止論者である。戦争は人を殺すことである。そして、人を殺すことは大罪である。そして、大罪を犯して個人も国家も永久に利益を得られるはずがない。世の中には戦争の利益を説く者がいる。その通りで、私も一時はこのような愚を唱えた者である(内村鑑三は日清戦争にあたっては、それを弱い朝鮮を守る「義の為の戦争」であると主張していた)。しかし、今に至ってはそれが愚の極みであったことを表白する。戦争の利益はその害毒をつぐなうに足りない。戦争の利益は強盗の利益である。……もちろんサーベルが政権を握る(陸軍大将桂太郎が首相であったことをさす)今日の日本において私の戦争廃止論がすぐに実施されることは、私といえども望まない。しかし、戦争廃止論は今では文明国の知識人たちの多くの意見となりつつある。

回 ポーツマス条約『日本外交文書』

第2条 ロシア帝国政府は、日本国が韓国において政治上・軍事上及び経済上において圧倒的にすぐれた利益を持つことを承認し、日本国政府が韓国において必要と判断した指導・保護及び監督管理の措置をとる場合に際して、これを妨害したり、または干渉しないことを約束する。

第5条 ロシア帝国政府は、清国政府の承認を得た上で(清国は北京条約で承認)、(1898年にロシアが清国より租借した)旅順港・大連並びにその付近の領土と領海の租借権、そして租借権に関連し、またはその租借権の一部を成す一切の権利・特権及び譲与されたものを日本国政府に移転・譲渡する。……

第6条 ロシア帝国政府は、長春・旅順港間の鉄道(1896年にロシアが敷設権を獲得した東清鉄道の支線で、のちの南満州鉄道)、及びその全ての支線、並びに同地方において付属する全ての権利・特権及び財産、及び同地方において鉄道に属し、またはその利益のために経営される一切の炭鉱(撫順炭鉱など)を、補償を受けることなく清国政府の承認を得た上で、日本国政府に移転・譲渡すべきであることを約束する。

第9条 ロシア帝国政府は、サハリン島(樺太)南部及びその付近における全ての島々、並びにその地方における全ての公共建築物・財産を完全な主権と共に永久に日本国政府に譲与する。その譲与地域の北方境界線は北緯50度と定める。

第11条 ロシア帝国政府は、日本海・「オホーツク」海及び「ベーリング」海に沿っているロシアの領地の沿岸における漁業権を日本に与えるため、日本と協定を結ぶことを約束する。

回 日韓議定書『日本外交年表並主要文書』

第4条 第3国(ロシアのこと)の侵害、もしくは内乱によって、**大韓帝国**の皇室の平和、あるいは領土の保全に危険がある場合は、日本政府は、速やかに臨機必要の措置をとらなければならない。そして、**大韓帝国**政府は、その大日本帝国の行動を容易ならしめるため、十分便宜を与えること。大日本帝国政府は、前項の目的を達するため、軍略上必要の地点をその都度収用することができること(土地収用権)。

回 第一次日韓協約『日本外交文書』

一、**韓国**政府は、日本政府が推薦する日本人1名(大蔵省主税局長目賀田種太郎が就任)を**財務(財政)**顧問として任用し、**財務(財政)**に関する事項は、全てその意見に従って行うこと。
一、**韓国**政府は、日本政府が推薦する外国人1名(アメリカの駐日公使館顧問スチーブンスが就任)を**外交**顧問として韓国外務省に任用し、**外交**に関する事項は、全てその意見に従って行うこと。

回 第二次日韓協約(乙巳保護条約)『日本外交文書』

第1条 日本国政府は、東京にある外務省により今後**韓国**の外国に対する関係及び事務を管理・指揮するものとし(外交権掌握の規定)、日本国の外交代表者及び領事は、外国における**韓国**の臣民及び利益を保護するものとする。
第3条 日本国政府は、その代表者として**韓国**皇帝陛下(第26代皇帝高宗)のもとに1名の**統監**(resident general)を設置する(初代統監に伊藤博文が就任)。**統監**は外交に関する事項を管理するため、**京城**(韓国の首都で現在のソウル。もともと**漢城**と呼んだが、日本によって強制的に改称させられた)に駐在し、親しく**韓国**皇帝陛下に内謁(面会)する権利を有する。……。

回 第三次日韓協約『日本外交文書』

第1条 **韓国**政府は、政治の改善に関して統監の指導を受けること。
第2条 **韓国**政府は、法令の制定や重要な行政処分を行う際は、統監の許可を得ること(行政権(内政権)の掌握の規定)。

回 日韓併合条約『日本外交文書』

第1条 **韓国**皇帝(第27代皇帝純宗)は、**韓国**全部に関する一切の**統治権**を完全かつ永久に日本国天皇陛下(明治天皇)に譲与する。
第2条 日本国天皇陛下は、前条に掲げられた譲与を受け入れ、かつ完全に韓国を日本国に併合することを承認する。

回 製糸女工の実態『日本之下層社会』by 横山源之助

私(横山源之助)は、以前に桐生や足利の絹織物業地帯を訪れ、「聞いて極楽見て地獄」と女工自身が言っていたように、私もまたその生活環境の劣悪さを見て想像以上と感じた。しかし、桐生・足利を去って前橋へ行き、製糸女工に接してみると、織物女工よりも更にひどいことに驚いた。労働時間は、忙しい時は朝起きるとすぐに仕事につき、残業が深夜 12 時に及ぶことも珍しくなかった(昼夜交代の紡績女工の労働時間は 12 時間、製糸女工は 12 時までの夜勤、労働時間は 18 時間に及ぶことも珍しくなかった)。……もし、各種労働に就き、その女工の境遇の中で憐れむべき者を挙げるなら製糸女工が第一である。

回 治安警察法『官報』

第 5 条 左にあげる者は、政治上の結社に加入することを禁止する。

- 1, 現役及び招集中の予備役・後備役の陸海軍軍人 2, 警察官 3, 神官・神職・僧侶・その他宗教の教師
 4, 官立・公立・私立学校の教員・学制・生徒 5, 女子 6, 未成年者 7, 公権を剥奪された者及び停止中の者
 女子及び未成年者は民衆を集める政治集会に参加したり、またその発起人となることは禁止する。……

回 工場法『官報』

第 1 条 本法(工場法)は左の条件のいずれかに該当する工場に適用される。

- 一、常に 15 人以上の労働者を使用する事業所
 二、事業の性質上危険なものまたは衛生上有害な恐れのあるもの
 本法(工場法)の適用を必要としない工場は、勅令によって除外することができる

第 2 条 工場主は、12 歳未満の者を、工場で就業させることはできない。ただし、本法(工場法)施行の際に、10 歳以上の者を引き続き就業させる場合は、その限りではない。

第 3 条 工場主は、15 歳未満の者及び女子を、1 日に 12 時間を超えて就業させてはならない。

第 4 条 工場主は、15 歳未満の者及び女子を、午後 10 時から午前 4 時まで就業させてはならない(深夜業の禁止)。

㊦ 尾崎行雄の桂首相弾劾演説『帝国議会衆議院議事録速記録』

彼ら（第3次桂太郎内閣）は口を開けばすぐに忠君愛国を唱えて、まるで忠君愛国は自分の専売のように唱えているが、そのやっているところを見れば、常に玉座（天皇の権威）に隠れ、政敵を狙撃するかのような行動をとっているのである（拍手が起こる）。
 彼ら（第3次桂太郎内閣）は玉座（天皇の権威）を弾よけの胸壁（盾）とし、詔勅（詔書と勅語）を弾丸に代えて政敵を倒そうとするものではないか。また、内閣総理大臣（桂太郎）の地位に就いてから、その後政党の組織結成の準備を始める（のちに結成された立憲同志会）というも、彼らがいかに憲法を軽視し、その本質を理解していないかが分かる。……

〔第一次世界大戦〕（P71 対応史料）

㊦ 第一次世界大戦における元老井上馨の提言『世外井上公伝』

- 一、今回欧州で起きた大騒動（第一次世界大戦）は、日本国の運命の発展に対する大正新時代の天祐（天の助け）であり、日本国は直ちに国全体が一体となった団結をもって、この天祐を享受しなければならない。
- 一、この天祐を成し遂げるために、国内においてはこの年（1914 年）騒がしい廃減税などの討論（営業税・通行税・織物消費税の廃税運動）を中止し、財政の基礎を強固にし、全ての党争を排し、国民の意見を世界の大勢に歩調を合わせるよう指導し、そして外交方針を確立しなければならない。
- 一、この戦局と共に、イギリス・フランス・ロシアの団結一致（三国協商）はさらに強固になると共に、日本は前記の三国と一致団結して、この時期に東洋に対する日本の利権を確立しなければならない。

㊦ 第一次世界大戦における外相加藤高明の発言『加藤高明』

このような次第で、日本は現在同盟条約（日英同盟協約）の義務によって参戦しなければならない立場には居ない。条文の規定が、日本の参戦を命ずるような事態は、現在のところでは未だ発生してはいない。ただ、一つはイギリスからの依頼（1914 年 8 月 7 日、イギリス駐日大使がドイツの武装商船撃破のため、日本に援助を要請してきた）による同盟のよしみがあり、一つは日本がこの機会にドイツの根拠地（中国の山東半島膠州湾やドイツ領南洋諸島など）を東洋から一掃して、国際上の地位を一段と高める利益がある。この 2 点から第一次世界大戦への参戦を断行するのが時期に適した良い策であると思う。

㊦ 東洋経済新報社説（1914）－青島は断じて領有すべからず－『石橋湛山全集』

青島の陥落（1914 年に日本軍が中国山東省のドイツ租借地青島を占領した）が私（石橋湛山）の予想よりはるかに早かったのは、それとともに戦争の不幸が意外に少なかった意味においても、国民と共に深く喜ぶところである。しかし、このようにして日本軍の手に落ちた青島を、最終的にどのように処分することが最も得策となるだろうか。これは実に最も熟慮を要する問題である。
 この問題に対する私（石橋湛山）の立場は明白である。「アジア大陸に領土を拡張してはならない。満州も当然早くこれを放棄するべきである（自由主義・個人主義・産業主義、植民地の放棄を主張する小日本主義の立場）」、これは私（石橋湛山）のもとからの意見である。さらに、新たに中国山東省の一角に領土を獲得するようなことは、害悪に害悪を重ね、危険を加えるものであり、断じて反対しないわけにはいかないところである。……

回 二十一カ条の要求『日本外交文書』

第1号(前文略)

第1条 支那国政府(中華民国の袁世凱政府)は、ドイツ国が山東省において条約その他によって支那国(中華民国)に対して有する全ての権利・利益・譲与などの処分に関して、日本国政府(第2次大隈重信内閣)がドイツ国政府と協定する全ての事項を承認することを約束する。

第2号 日本国政府及び支那国政府は、支那国政府が南満州及び東部内蒙古における日本国の優越な地位を承認することによって、ここに以下の条項を締約した。

第1条 両締約国は、旅順・大連(関東州)の租借権、並びに南満州鉄道・安奉鉄道の各租借期限を、いずれも **99年**ずつ延長することを約束する(租借期間は25年間だったので、99年間に延長しようとした)。

第3号(前文略)

第1条 両締約国は、将来適当な時期に、漢冶萍公司(漢陽製鉄所・大冶鉄山・萍郷炭鉄)を総合経営する中国の民間会社)を日中共同経営とすること……を約束する。

第4号(前文略)

支那国政府は、支那国沿岸の港湾・島嶼を外国に譲与したり、もしくは貸与しないことを約束する。

第5号

一、中国政府に政治顧問・財政顧問・軍事顧問として有力な日本人を雇用すること。

回 石井・ランシング協定『日本外交文書』

アメリカ合衆国と日本国(寺内正毅内閣)両政府は、領土が隣り合う国家の間には特殊の関係が発生することを承認する。よって、アメリカ合衆国政府は、日本国が支那(中華民国は当時段祺瑞政権)において特殊権益をもつことを承認する(日本は政治的権益も含むものとしたのに対し、アメリカは経済的關係に限るとして対立が表面化した)。……アメリカ合衆国と日本国両政府は、少しも中国の独立・領土保全を侵害する目的を持たないことを声明する。かつアメリカ合衆国・日本国両政府は、常に支那(中華民国)においていわゆる門戸開放・商工業に対する機会均等の主義を支持することを声明する。

回 米騒動『東京朝日新聞』

富山県^{たかにいわ}中新川郡西水橋町^{にしみずばし}(現在の富山市)町民の大部分は出稼ぎ労働者であるが、本年度(1918年)は出稼ぎ先である樺太が不漁のため、帰路の旅費に差し支える有り様で、生活もたいへん窮迫し、加えて昨今の米価暴騰によって困窮はますます限界に達していた。1918年8月3日午後7時、漁師町一帯の主婦たち200名は海岸に集合して3隊に分かれ、一つは浜方有志(漁業などに従事する人)、一つは町有志、一つは浜池の米屋・米所有者を襲い、所有する米は他に売らないこと、このような時期だからこそ男気を出して米を安い値段で売ることを要求した。さらに、この要求を聞き入れなければ家を焼き払い、一家を皆殺しにするつもりだと脅迫し、事態は少しも穏やかにならなかった。この事態を聞いた東水橋警察署から巡査数名が出動し、必死になって解散を命じたところ、ようやく午後11時頃から解散したものの、一部の女たちは米屋の付近をうろうろと歩き回り、米を他に売らないようずっと警戒し続けている。

徐々に**選挙権**を拡大することについては、何も異議はないし、やがていつか国内の事情がそのようなことを許すようになったら、いわゆる普通選挙についてもそれほど思い悩むこともなく実施するべきである。しかし、階級制度を打破しようと唱える社会主義的主張のような、現在の資本主義体制に打撃を加えようとする趣旨によって納税資格を撤廃することは、実に危険きわまる行為である。この民衆の強要(全国で展開されていた大規模な普通選挙運動をさす)によって、現代組織を破壊する勢いを作ってしまったら、実に国家の基礎を危険にするものである。ゆえに、むしろこの際、議会を解散して政界の一新を図る他ないと思う(憲政会・立憲国民党は連合して 1919 年から翌年にかけての第 42 議会に普選法案を提出していたが、これに対して原敬内閣は議会を解散し、5 月の総選挙で大勝している)。

我々はここに**朝鮮国**が独立国であること、朝鮮民族が自由の民であることを宣言する。これを世界各国に告げて、人類平等の大義を明らかにし、これを子孫万代に求めて、民族生存の正当な権利を永く保有せしめるのである。……

第1条 締約国(英・米・日・仏の4カ国)は互いに太平洋方面における島々に付属する土地及び領地に関するその権利を尊重することを約束する。……

第 1 条 支那国(中華民国)以外の締約国(英・米・日・仏・伊・蘭・ベルギー・ポルトガルの 8 カ国)は以下の通りに約定する。

一、支那(中華民国)の主権・独立、並びにその領土的・行政的保全を尊重すること。

第 3 条 全ての国民の商業及び工業に対して、支那(中華民国)における門戸開放・機会均等の主義(中国では進出した全ての国が同一の待遇を受けるべきだとするアメリカの対中国政策の基本原則)を一層有効に適用するため、支那国(中華民国)以外の締約国(英・米・日・仏・伊・蘭・ベルギー・ポルトガルの 8 カ国)は以下(自己の利益のため、中国の特定地域に勢力範囲を設定することなど)を要求してはならず、またそれぞれの自国民が以下(自己の利益のため、中国の特定地域に勢力範囲を設定することなど)を要求することを支持しないことを約定する。

第1条 締約国(英・米・日・仏・伊の5カ国)は本条約(ワシントン海軍軍縮条約)の規定に従って、諸国の海軍軍備を制限すべきことを約定する。

第4条 締約国(英・米・日・仏・伊の5カ国)の主力艦(戦艦・巡洋戦艦のこと)の合計建設予定艦のトン数は基準排水量において、アメリカ合衆国 52 万 5000 トン、イギリス帝国 52 万 5000 トン、フランス国 17 万 5000 トン、イタリア国 17 万 5000 トン、日本国 31 万 5000 トンを超えることはあってはならない(主力艦の保有量比率は英米・日・仏伊それぞれ 5:3:1.67 となった)。

第1条 **国体(天皇制を中心とする国家体制)を变革しようとする、または私有財産制度(資本主義制度)を否定することを目的として結社を組織したり、または事情を知ってこれ(共産党)に加入した者は、10年以下の懲役(刑務所に拘置し労働させる刑罰)または禁錮(刑務所に拘置するが労働はさせない刑罰)にする。**

回 吉野作造の民本主義『中央公論』

民本主義という用語は、日本語としては極めて新しいものである。従来は民主主義という語を用いて普通に唱えられていたようである。時には民衆主義とか平民主義とか呼ばれたこともある。しかし、民主主義といえば、社会民主党などという場合のように「国家の主権は人民にある」という危険な学説と混同されやすい。また平民主義といえば、平民と貴族を対立させ、貴族を敵にして平民に味方するという意味に誤解される恐れがある。民衆主義の用語だけは、以上のような欠点はないけれども、民衆を重んずるという意味が表れない傾向がある。……ゆえに、民本主義という比較的新しい用語が一番適當であると思う。

回 『青鞥』発刊の辞『青鞥』by 平塚雷鳥

元始(はるか昔)、女性は実に太陽であつた。主体性をもった真実の人であつた。今、女性は月である。男性依存して生き、男性の光によって輝く、病人のような青白い顔の月である。さてここに青鞥は産声を上げた。現代の日本の女性の煩悩と手によって初めて出来た青鞥は産声を上げた。…私(平塚雷鳥)たちは隠されてしまった我が太陽を今こそ取り戻さなければならない。…

回 金融恐慌に対する伊東巳代治(枢密院顧問官)の見解『伯爵伊東巳代治』

現内閣(第一次若槻礼次郎内閣)は、一銀行(台湾銀行)・一商店(鈴木商店)の救済に熱心であるが、中国方面の我が日本人居留民(国民革命軍の北伐による日本総領事館襲撃などの事件)や対中国貿易については何も施すところがなく、ただ私たちに聞こえてくることは、その無残な状況と、政府が弾圧手段を用いて、これらの報道を新聞紙に掲載することを禁止していることである。これはつまり、今日の恐慌(金融恐慌)は、現内閣の内外に対する失政(台湾銀行の不良貸付けの暴露と幣原喜重郎外相の対中国協調(軟弱)外交)の結果といえよう。……

回 東方会議「対支政策綱領」『日本外交年表並主要文書』

東方会議は、本大臣(田中義一首相兼外相)主宰のもと、外務省幹部、駐華公使(芳沢謙吉)・上海総領事(矢田七太郎)・漢口総領事(高尾亨)・奉天総領事(吉田茂)、また陸軍省・海軍省・大蔵省・関東庁・朝鮮総督府の各代表を集めて、6月27日の開会から中国情勢とその対策に関して遠慮なく意見を聴取した上で、7月7日の最終会議において本大臣(田中義一首相兼外相)から「対支政策綱領」として以下の内容を通達した。

- 5, 近頃、中国の政情が不安定なことに乗じて、反日・抗日的な立場をとる中国共産党のような不屈きな者が暴れまわって、治安を乱すのはよくあることで、不幸な国際事件を引き起こす恐れがあるのは否定することができない。日本政府は……中国における日本の権利・利益・居留民の生命・財産が、不法に侵害される恐れ(北伐による侵害をさす)がある時は、必要に応じて強い意志をもって自衛の手段をとり(出兵を意味する)、日本の利権を擁護しなければならない(これを現地保護主義という)。
- 6, 満蒙(満州・モンゴル)、とりわけ東三省(中国東部にある黒竜江省・吉林省・奉天省)地方に関しては、日本の国防上、国民的生存が関係する上で重要な利害関係を有する地方であり、日本として特殊な判断を必要とするだけでなく、同地方の平和維持・経済発展によって、その地域の人と外国人が落ち着いて暮らせる土地であるようにさせることは、堺を接した国としては特に責務を感じなければならない。

回 パリ不戦条約『日本外交年表並主要文書』

第1条 締約国(はじめ米・英・日・独・仏・伊など15カ国が調印し、のち63カ国が調印した)は国際紛争の解決のため戦争に訴えることをよしとせず、またそれぞれの相互関係において国家の外交政策の手段としての戦争を放棄すること(自衛権発動の戦争は認められると解釈された)をその各国の人民の名において宣言する。

回 治安維持法の改正(1928)―田中義一内閣―『官報』

第1条 国体(天皇制を中心とする国家体制)を変革することを目的として結社を組織した者、または結社の役員その他の指導者の任務に従事した(担当した)者は、死刑または無期、もしくは5年以上の懲役(刑務所に拘置し労働させる刑罰)または禁錮(刑務所に拘置するが労働はさせない刑罰)に処し、事情を知って結社に加入した者または結社の目的遂行のためにする行為をした者は、2年以上の有期の懲役または禁錮に処する。の否定のために結社した者、またはその役員や指導者の任に就いた者は、死刑または無期、もしくは5年以下の懲役か禁錮にする(改正では「国体の変革」に重点が置かれたため、「私有財産制度の否認」については規定されていない)。

[満州事変と昭和恐慌] (P78 対応史料)

回 日満議定書『日本外交年表並主要文書』

一、満州国は、将来日本と満州国の間に別の約定を締結しない限り、満州国の領域において日本国または日本国民が従来取り交わした日中間の条約、協定その他の取り決め及び公私の契約により有する全ての権利(日本軍が必要とする鉄道・港湾・水路・航空路の管理権など)・利益を確認し尊重すべきである。

二、日本及び満州国は、締約国の一方の領土及び治安に対する一切の脅威は同時に締約国のもう一方の安全及び存立に対する脅威である事実を確認し、両国共同して国家の防衛にあたるべきものとする。このために必要な日本軍は満州国内に駐屯するものとする。

回 リットン報告書『日本外交文書』

9月18日(1931年9月18日)午後10時より10時30分の間に鉄道上もしくはその付近において爆発があったこと(柳条湖事件)は疑いないが、鉄道に対する損傷はもしあったとしても、事実、長春から(大連に向かう)南行列車の定刻到着を妨げるものではなく、それだけでは軍事行動を正当化するのに十分ではない。前述により、この日の夜における日本軍の軍事行動(石原莞爾を中心とする日本軍の行動)は正当な自衛措置と認めることはできない(パリ不戦条約に規定される日本の自衛権発動と認められない)。……「満州国政府」及び公共事務に関しては、たとえ各部局の名義上の長官は、満州在住の中国人であるといっても、主たる政治的・行政的権力は日本人の役人及び顧問の手のひらの中にある。……我々(リットン調査団)は、「満州国政府」は、地方の中国人による日本側の手先と判断され、中国側一般の支持はないものである(満州国政府は日本の傀儡政権である)との結論に到達した。

回 国際連盟脱退通告文『日本外交文書』

今年(1933年)の2月24日の臨時総会(国際連盟臨時総会)が採択した報告書(リットン調査団が提出したリットン報告書)は、日本が東洋の平和を確保しようとする他に何ら意図のない精神を考慮せず、また事実の認識やこれに基づく判断に大きな誤りを犯している。特に9月18日事件(柳条湖事件)当時や、その後における日本軍の行動を自衛権の発動(パリ不戦条約が規定する自衛権の発動)ではないと根拠もなく判断し、また同事件が発生する以前の緊張状態(柳条湖事件以前に中国が進めた満鉄並行線計画、中村大尉事件、万宝山事件など)や事件後における事態の悪化が中国側の全責任にあることを見過ごし、このため東洋の政局に新たな混乱の原因を作っている。一方、満州国成立の真相を無視し、同国を承認した日本の立場を認めず、東洋における事態安定の基礎を破壊しようとするものである。……ここに日本政府は平和維持の方策、特に東洋平和確立の根本方針について連盟と全くその所信を異にすることを確認した。よって、日本政府はこれ以上連盟と協力する余地はないと信じ、連盟規約第1条第3項(2年の予告をもって連盟から脱退できるとある)に基づき、日本が国際連盟を脱退することを通告するものである。

[満州事変と昭和恐慌] (P79 対応史料)

回 井上準之助蔵相の金解禁論『井上準之助論叢』

1917年以来の金輸出禁止(金本位制の停止)のために、日本の財界はこのように不安定になっていますから、一日も早く金解禁(金本位制への復帰)を実行しなければならないのであります。しかし、現在の状況のままでは金解禁は出来ないのであります。……それならば、どうすれば金解禁をすることができるかと言いますと、用意が必要になります。……政府が財政を緊縮する、その政策の意図を国民が理解して、国民も消費節約をして緊張すれば、物価も下落する状況が生まれる。輸入も減少するだけの状態になります。そうなると、為替相場もずっと上がっていきます(円高へ向かっていきます)。……現在、日本の経済界は不安定であります。このような時期に金解禁の準備として、政府が財政を緊縮し、一般国民が消費を節約すれば、物価は下落して、さらに不景気をもたらすこともあるでしょうが、現在の状態は全く先の見えない不景気であり、……今わたし達の行こうとする道には坂はある、汗は出ますけれども、この道は確かな間違いの無い道である、この道は最も近道であると考えます。すなわち、現在の不景気を好転させるには、骨は折れても、最も確かな道で、最も近い道をとらなければならないのであります。

㊦ 天皇機関説問題『帝国議会貴族院議事速記録』

去る 2 月 19 日 (1935 年 2 月 19 日) の本会議 (第 67 議会貴族院本会議) において、菊池武夫 男爵その他の方から、私の著書 (美濃部達吉の著書『憲法撮要』) のことについてご発言がありましたので、ここに一言、一身上の弁明をせざるを得ないことは、私の深く遺憾とするところであります。……いわゆる天皇機関説と申しますのは、国家がそれ自身で 1 つの生命であり、それ自身に目的をもつ恒久的の国体、つまり法律学上の言葉をもって申せば、1 つの法人であると考えまして、天皇はこの法人である国家の元首たる地位におられ、国家を代表して国家のすべての権利を掌握なされ、天皇が憲法に従って行われる行為が、そのまま国家の行為として効力をもつということを言い表すものであります。

㊦ 国体明徴声明『現代史資料』

畏れ多くもよくよく考えてみると、我が国体 (天皇制を中心とする国家体制) のあり方とは、天孫降臨 (ニギノミコトが高天原からこの国に降ってきたという神話) の際に天照大神がご下賜された御神勅 (天照大神がニギノミコトに下した神勅で、大神の子孫が日本を統治すること) によって明らかにされているのである。すなわち、万世一系の天皇が国を統治され、皇位は天地と等しく永久に栄え続けて極まりないこと、これに尽きる。ゆえに、憲法発布の際の御上諭には「国家統治の大権は朕が祖先から受け継ぎ、子孫に伝えるものである」と仰せられ、憲法第一条には「大日本帝国は万世一系の天皇がこれを統治する」と明示されているのである。たがって、大日本帝国統治の大権は疑いようがなく天皇にあることは明らかである。もし仮に統治権が天皇にあらずして、天皇はこの統治権を行使するための機関 (天皇機関説) であるとする考えの如きは、まったくもって他国の例をみない我が国の国体のあり方の本質を見逃しているものである。近ごろ、憲法学説 (天皇機関説などの憲法学説) をめぐって、我が国体のあり方の本質に関連して、様々な議論が生じているのがみられるのは、本当に残念なことである。政府はますます国体のあり方を明徴 (明らかに示す) することに力を尽くし、その素晴らしさを発揮することを期待する。

㊦ 二・二六事件一蹴起趣意書一『現代史資料』

謹んで思いめぐらしますに、我が国日本が神国である理由は、万世一系 (建国以来天照大神の系統が続いている) の天皇陛下の御統率のもとで、国を挙げて一体となって発展・成長を遂げ、最終的には八紘一宇 (天皇を中心として全世界を一つの家とする思想) を成し遂げるのできる国体があるからです。この国体の尊厳・秀逸さは、天照大神が国をはじめ、神武天皇が建国した時から、明治維新を経てますます体制を整え、今やまさに世界に向かって八紘一宇の理想を実現するべき時であります。ところが、近頃は反体制的な輩が続出して、私利私欲をほしいままにし、天皇陛下の絶対的な尊厳を軽視して、身分を超えた驕り高ぶりが働き、国民の発展・成長を阻害して、塗炭の苦しみにうめかせています。そのため、外国に侮られ (中国での排日運動)、海外の患い (国際連盟の脱退) が日を追って激化しております。

いわゆる元老 (西園寺公望)・重臣 (侍従長鈴木貫太郎・前内大臣牧野信顕・内大臣斎藤実ら)・軍閥 (統制派の永田鉄山ら)・財閥 (三井・三菱・住友・安田)・官僚・政党 (立憲政友会・立憲民政党) などは、この国体を破壊する元凶であります。ロンドン海軍条約 (ロンドン海軍軍縮条約)、並びに教育総監更迭 (皇道派の真崎甚三郎教育総監更迭事件) にみられた統帥権干犯、天皇陛下の統帥大権を、身分を超えて盗もうとした三月事件 (1931 年の橋本欣五郎中佐を中心とした桜会によるクーデタ計画)、あるいは学者の賊 (自由主義的学者の滝川幸辰・美濃部達吉ら)・共産の賊 (共産主義者)・大逆教団 (1935 年に不敬罪で弾圧された大本教) などの国賊と利害を結んで、陰謀を企てたことなどは最も著しい事例であって、その勢いの盛んな罪悪は、血を流すまで憤怒しても例えることは難しいほどであります。中岡 (1921 年に原敬首相を暗殺した中岡良一)、佐郷屋 (1930 年に浜口雄幸首相を狙撃した佐郷屋留雄)、血盟団 (1932 年に血盟団員が前蔵相井上準之助・三井合名理事長団琢磨を暗殺) の先駆的な犠牲的行為、五・一五事件 (1932 年に海軍青年将校が犬養毅首相を暗殺した事件) がわき起こり、相沢中佐が刀をきらめかせた (相沢三郎中佐が陸軍軍務局長永田鉄山を暗殺した事件) のも、全く理由がないことではございません。……

㊦ 第一次近衛声明－「国民政府ヲ对手トセズ」『日本外交年表並主要文書』

日本政府は南京を占領後(1937年12月13日に占領)、中華民国蔣介石の国民政府に、最後の反省の機会を与えようと今日に至った。しかし、国民政府は日本の真意を理解せず、むやみに抗戦し(蔣介石が国民政府を重慶に移して抗戦したこと)、国内では人民の苦しみを、国外では東洋の平和を全く考えていない。よって日本国政府は今後国民政府を交渉相手とはせず、日本と本当の意味で提携する価値のある(日本の傀儡となる)新しい中国政権の成立・発展を期待し(のち、この近衛声明に呼応して重慶を脱出した汪兆銘が1940年3月に南京に新国民政府(南京政府)を樹立した)、その政権と両国の国交を調整して、もとの良い状態の新中国の建設に協力しようと思う。

㊦ 第二次近衛声明－「東亜新秩序建設」－『日本外交年表並主要文書』

蔣介石の国民政府はもはや地方の一政権(国民政府は拠点を重慶に移した)に過ぎない。しかし、国民政府が抗日容共(日本への抵抗・共産主義の容認)の政策を固執する限り、これが壊滅されるまでは、日本は決して攻撃をやめることはない。日本の願う求めるところは、東アジアの永久の安全を保障する新秩序(東亜新秩序)の建設にある。このたびの日中戦争の究極の目的もまたこれにある。この新秩序の建設とは、日本・満州国・支那政権(誕生を期待する日本の傀儡となる中国の新政権)の3カ国がそれぞれ提携し、政治・経済・文化など様々にわたり互助連環の関係を樹立することを根幹とし、東アジアにおける国際正義の確立、共同防共の達成、新文化の創造、経済結合の実現を期待するものである。

㊦ 国家総動員法『官報』

第1条 本法律において国家総動員とは、戦争時(戦争に準ずる事変も含む。国際法上、宣戦布告のない日中戦争は北支事変→支那事変と呼ばれた)に際して、国防目的の達成のため国の全力を最も有効に発揮できるよう、人的・物的資源を統制し運用することをいう。

第4条 政府は戦争時に際して、国家総動員上必要な時は、勅令を定めることによって、国民を徴用して、国家総動員業務に就かせることができる(これにより国民徴用令が発せられた)。ただし、兵役法とかち合う時は兵役法を優先する。

第 39 条 第 1 章に掲げる罪を犯して刑罰に処された者、その刑罰の執行を終えて釈放されるべき場合、釈放後に第 1 章に掲げる罪を再び犯す恐れが顕著な時は、裁判所は検事の請求によって、本人を**予防拘禁**(刑期満了後も改悛の情のない者を、犯罪予防のため引き続き拘禁する処分)に処理する主旨を命じることを可能とする。

第1条 **日本国**は、**ドイツ国・イタリア国**のヨーロッパにおける新秩序(それまでの英・仏主導のベルサイユ体制にかわる、独・伊に有利なヨーロッパの国際秩序)の建設に関して、指導的地位を認め、これを尊重する。

第2条 **ドイツ国・イタリア国**は、**日本国**の東アジアにおける新秩序(英・仏に妥協したワシントン体制にかわる、日本が支配的地位を占める東アジアの国際秩序)の建設に関して、指導的地位を認め、これを尊重する。

第3条 **日本国・ドイツ国・イタリア国**は、前記の方針(欧州新秩序・東亜新秩序の建設)に基づく努力について相互に協力することを約束する。さらに、3カ国の締約国のうちいずれか1カ国が、欧州戦争(第二次世界大戦)や日中戦争に参加していない1国(アメリカをさす)によって攻撃を受けた場合は、3カ国はあらゆる政治的・経済的・軍事的方法によって相互に援助することを約束する。

第1条 締約国(日本・ソ連)は、両国間に平和友好の関係を維持し、互いに相手国の領土を保全し、侵略しないことを約束する。

第2条 締約国(日本・ソ連)の一方が、一または二以上の第3国による軍事的行動を受けた場合には(日本はアメリカを想定し、ソ連はドイツを想定していたが、日本の松岡洋右外相は後者に気づかなかった)、他方の締約国はその紛争の間中、中立を守ることを。

日本は現在の窮迫する情勢、特にアメリカ・イギリス・オランダなど各国が行う対日攻撃(英・米・蘭・中のA B C D包圍陣)、ソ連の情勢(独ソ戦争の開始)、日本の戦争遂行力の弾力性などに照らして考え、「情勢の推移に伴う帝国国策要綱」(1941年7月2日の御前会議において決定された南方進出のための対米英戦と対ソ戦の準備)中、南方に対する計画を以下の通り遂行する。

- 1、日本は自存自衛を成し遂げるため、アメリカ(イギリス・オランダ)との戦争を辞さない決意のもと、概ね10月下旬を目途に戦争の準備を完全に整える。
- 2、日本は「1」に並行して、アメリカ・イギリスに対して外交の手段を尽くして(駐米大使野村吉三郎・米國務長官ハルによる日米交渉)、日本の要求(米英の「支那事変」処理への不介入・極東軍事の増強・通商回復など)を貫徹することに努める。
- 3、「2」の外交交渉によって10月上旬頃に至っても日本の要求が貫徹できる目途が立たない場合は、直ちにアメリカ(イギリス・オランダ)との開戦を決意する。対南方以外の計画は、既定の国策に基づいて行い、特にアメリカ・ソ連による対日共同戦線を結成させないように努める。

回 カイロ宣言『日本外交年表並主要文書』

三大同盟国(アメリカ(ローズヴェルト大統領)・イギリス(チャーチル首相)・中華民国(蒋介石大総統))は、日本国の侵略を制止し罰するため、今次の戦争を行っている。同盟国は、自国のためには何の利得も求めず、また領土拡張の念も有しない。

同盟国(アメリカ・イギリス・中華民国)の目的は、1914年の第一次世界大戦の開始以後に日本国が奪取し又は占領した太平洋における全ての島(日本が統治していた旧ドイツ領南洋諸島の委任統治権)を剥奪すること、並びに満州、台湾及び澎湖諸島のような日本国が清国人から盗取した全ての地域を中華民国に返還することにある。また、日本国は暴力及び強慾により日本国が略取した他の全ての地域から駆逐される。

前記の三大国(アメリカ・イギリス・中華民国)は、朝鮮の人民の奴隷状態(日本による朝鮮の植民地支配)に留意し、やがて朝鮮を自由独立のものにする決意を有する。

以上の目的で、三同盟国は、同盟諸国中の日本国と交戦中の諸国と協調し、日本国の無条件降伏をもたらすのに必要な重大で長期間の行動を続行する。

回 ヤルタ協定『日本外交年表並主要文書』

三大国、すなわちソヴィエト連邦、アメリカ合衆国及びイギリスの指導者(ソ連書記長スターリン・アメリカ大統領ローズヴェルト・イギリス首相チャーチル)は、ドイツ国が降伏し且つヨーロッパにおける戦争が終結した後2カ月または3カ月を経て、ソヴィエト連邦が以下の条件で連合国側において日本国に対する戦争に参加することを協定した。

1. 外蒙古(蒙古人民共和国)の現状は維持する。
2. 1904年の日本国の背信的攻撃(日露戦争)により侵害されたロシア国の旧権利は、以下のように回復される。
(イ) 樺太の南部及びこれに隣接するすべての島をソヴィエト連邦に返還する。
3. 千島列島はソヴィエト連邦に引き渡す。

三大国(ソ連・アメリカ・イギリス)の首班は、ソヴィエト連邦のこれらの要求が日本国の敗北した後に確実に満足されることを合意した。

回 ポツダム宣言『日本外交年表並主要文書』

我々(アメリカ・イギリス・中華民国。以下同じ)、アメリカ合衆国大統領(トルーマン)、中華民国主席(蒋介石)及びイギリス政府首相(アトリー)は、我々の数億の国民を代表して協議した結果、この戦争終結の機会を日本に与えることで意見が一致した。

6. 我々は、無責任な軍国主義が世界から駆逐されるまでは、平和、安全、正義の新秩序は実現不可能であるという主張をもって、日本の人々を欺き、世界征服という間違った方向に導いた影響勢力(軍部・政府・財閥などの戦争を指導した者)や権威・権力は永久に排除されなければならない。
8. カイロ宣言の条項は履行されるべきものとし、また、日本の主権は本州、北海道、九州、四国及び我々の決定する周辺小諸島(1946年1月にGHQが対馬など約千の小島を指定した)に限定するものとする。
10. 我々は、日本を人種として奴隷化するつもりもなければ国民として絶滅させるつもりもない。しかし、我々の捕虜を虐待したものを含めて、すべての戦争犯罪人に対しては断固たる正義を付与するものである。日本政府は、日本の人民の間に民主主義的風潮を強化しあるいは復活するにあたって障害となるものはこれを排除するものとする。言論・宗教・思想の自由及び基本的人権の尊重はこれを確立するものとする。
13. 我々は日本政府に対し全ての日本国軍隊の無条件降伏の宣言を要求し、且つ、そのような行動が誠意を持って実行されるよう、適切かつ十二分な保証を提出するように要求する。もし拒否すれば、日本国は即座にかつ徹底して撃滅される。

五大改革指令『幣原喜重郎』	1. (要約)選挙権付与による婦人の解放 2. (要約)労働組合の結成奨励 3. (要約)教育制度の自由主義化 4. (要約)特別高等警察・憲兵・圧政的諸制度の撤廃 5. (要約)経済機構の民主主義化
日本国憲法(1946年11月3日公布・1947年5月3日施行)－第一次吉田茂内閣－『官報』	
史料本文が現代語のため、現代語訳は省略。	

〔対日占領政策〕(P85 対応史料)

㊦ 天皇の人間宣言『官報』

……私(昭和天皇)はあなた達国民と共にあり、常に国民と利害を同じくして、喜びも悲しみも一緒に分かち合いたいと思う。私(昭和天皇)とあなた達国民との間のつながりは、終始相互の信頼と敬愛とによって結ばれており、それは単なる神話と伝説によって生じているものではない。そして、そのことは、天皇を^{あらたつ みこと}現御神(^{あらひととみ}現人神)とし、かつ日本国民を他の民族よりも優越する民族とし、ひいては世界を支配すべき運命を持っているという架空の観念に基づくものでもない。……

㊦ 教育基本法(1947)－第一次吉田茂内閣－『官報』

史料本文が現代語のため、現代語訳は省略。

〔日本の国際復帰〕(P88 対応史料)

㊦ サンフランシスコ平和条約(1951)－第三次吉田茂内閣－『日本外交主要文書・年表』

史料本文が現代語のため、現代語訳は省略。

㊦ 日米安全保障条約(1951)『日本外交主要文書・年表』

史料本文が現代語のため、現代語訳は省略。

㊦ 日ソ共同宣言(1956)－鳩山一郎内閣－『日本外交主要文書・年表』

史料本文が現代語のため、現代語訳は省略。

[高度経済成長の時代] (P90 対応史料)

㊦ 日米相互協力及び安全保障条約(1960)－岸信介内閣－『日本外交主要文書・年表』

史料本文が現代語のため、現代語訳は省略。

㊦ 日韓基本条約(1965)－佐藤栄作内閣－『日本外交主要文書・年表』	
史料本文が現代語のため，現代語訳は省略。	
㊦ 日中共同声明(1972)－田中角栄内閣－『日本外交主要文書・年表』	
史料本文が現代語のため，現代語訳は省略。	
㊦ 日中平和友好条約『日本外交主要文書・年表』	
史料本文が現代語のため，現代語訳は省略。	

回 仏教私伝『扶桑略記』 by 皇円

繼体天皇即位 16 年の壬寅(522 年)、中国の鞍作鳥(止利仏師)の祖父である司馬達等が、この年の春 2 月に来日した。彼はすぐに大和国高市郡坂田原(現在の奈良県高市郡明日香村の坂田付近)に草堂を建て、本尊を安置し、仏に帰依して礼拝した。世間の人が皆言うことには、「これは中国の神様だ」と。

回 仏教公伝『上宮聖徳法王帝説』

志葵嶋天皇(欽明天皇)の治世、戊午の年(538 年)の 10 月 12 日に、百済国の聖明王が初めて仏像・経文を伝え、僧侶をおくってきた。そこで天皇は命令を下し、大臣の蘇我稲目に仏像などを授け、仏法を盛んにさせたのである。

回 仏教公伝『日本書紀』

欽明天皇 13 年(552 年)冬 10 月、百済の聖明王が、…釈迦仏の金銅像一体と幡蓋(仏堂内の荘厳具)と、いくらかの経論を献上した。…そこで天皇は群臣に一人一人問いかけられた。「百済から献上された仏の顔は端正で美しい。いまだかつて見たことがないものであるが、礼拝すべきかどうか」と。大臣の蘇我稲目が申し上げた。「西隣りの国ではすべて礼拝しています。どうして日本だけがそむけましょうか」と。大連の物部尾輿と中臣鎌子が同じように申し上げた。「わが国で天下を支配されている天皇は、常に天地の多くの神々を春夏秋冬おまつりされることになっています。今、改めて外国の神を拝まれるならば、おそらくわが国の神の怒りをまねくことになりましょう」と。すると欽明天皇は、「では、礼拝を希望している蘇我稲目に仏像をあずけ、試みに礼拝させてみることにしよう」と述べられた。

回 法隆寺の創建『法隆寺薬師如来像光背銘』

池辺宮で天下を治めていた天皇(用明天皇)は、自らが病気になるれた 586 年、後の推古天皇と厩戸王(聖徳太子)に「私の病気が治ることを願って、寺を建立し薬師如来像を造りなさい」とお命じになりました。しかし、用明天皇は間もなく崩御なされて寺院建立は延期されていましたが、小治田宮で天下を治めていた天皇(推古天皇)と東宮聖王(厩戸王(聖徳太子))は、用明天皇の命令を受けて 607 年に寺を建立しました。

回 国分寺建立の詔『続日本紀』

(天平十三年(741 年 3 月))24 日、(聖武天皇は)詔の中で次のように述べられた。「……諸国に命じて各々七重塔一基を建立し、金光明最勝王經(国分寺で読ませた護国經)・妙法蓮華經(国分尼寺で読ませた護国經)を各一部を写させよ。……僧寺(国分寺)には必ず僧 20 人を置き、金光明四天王護国之寺(国分寺の正式名称)と名づけ、尼寺(国分尼寺)には尼僧 10 人を置き、法華滅罪之寺(国分尼寺の正式名称)と名づけ、両寺ともに仏の教えと戒律を伝えよ。」

回 大仏造立の詔『続日本紀』

(天平十五年(743 年))冬 10 月 15 日、(聖武天皇は)詔の中で次のように述べられた。「……天平十五年(743 年)10 月 15 日をもって、普く衆生を救済しようという菩薩の願いを起こして、廬舎那仏(俗に大仏と呼ばれる華嚴經の本尊)の金銅像一体をお造りする。……天下の富をもつ者は私(聖武天皇)であり、天下の勢いをもつ者も私(聖武天皇)である。この富と勢いをもって仏の尊像をお造りする。」

㊦ 浄土教『往生要集』by 源信

往生極楽(極楽浄土に往生)するための教えと修行は、けがれの多い末法の世(**末法思想**に基づく末法の世)における道しるべとなるものである。僧も俗人も、貴族も庶民も皆この教えに帰依しない者があるだろうか。**顕教・密教**といった仏教の教えは、経文も一つではなく、成仏するための修行も多い。知恵があり仏道修行に励んでいる人ならば、それほど難しいことではないだろうが、**私**(源信)のような頑なで愚かな者には、到底できないことである。こうした理由で、**念仏**の教えに限って、経論の中の重要な部分を集めてみた。この書を開いて修行すれば、教えもわかりやすく、修行も行いやすいであろう。内容は全部で 10 部門であり、3 巻から成っている。(その 10 部門は)第 1 は汚れた現世を厭い離れること、第 2 は浄土への往生を願い求めること、第 3 は極楽浄土が最も尊いという根拠、……第 9 は極楽往生するための種々の修行、第 10 は問答によって他の教えと比較することである。この書を身近において、信心が弱まったり忘れそうになったりした時の備えとしたらよかろう。

㊧ 往生集(空也)『日本往生極楽記』by 慶滋保胤

僧侶**空也**は、自分の父母の名前を言わず、本籍地から逃亡して世にいる。ある人は、皇族の流れをくむ出身であるという。常に南無阿弥陀仏を唱えている。そのため周囲からは**阿弥陀聖**とよばれる。また市中に住み仏教を説いているので、**市聖**とも呼ばれている。

㊨ 僧兵の横暴『源平盛衰記』

白河法皇は、賀茂川の洪水、双六のさいころの目、**山法師**(**比叡山延暦寺**の僧兵)、これが**私**(**白河法皇**)の思い通りにならないものであると、常におっしゃっていたと伝えられている。

㊦ 専修念仏『一枚起請文』by 法然

中国や我が日本において、あらゆる智者(高僧)たちが勧める瞑想して仏の世界を観想する念仏のことでもありません。また学問をして観想の境地を理論的に理解して唱える念仏でもありません。ただ単に極楽浄土に往生するためには、南無阿弥陀仏と唱えて、疑いなく往生できると信じきって念仏を唱えるという他には別の理由はないのです。……念仏を信じようとする人は、たとえ釈迦が生涯をかけて説かれた教を十分学んだとしても、学問のひとかけらもない人間になりきって、尼や入道などの無知の者たちと同じように、智者(高僧)のような振る舞いをせず、ただひたすら念仏だけを唱えるべきです。

㊦ 親鸞の悪人正機説『歎異抄』by 唯円

善人でさえも極楽に往生するのであるから、悪人が往生できないはずはない。ところが、世間の人は一般に「悪人でさえ往生するのだから、どうして善人が往生できないことがあろうか」と言っている。この言い分は一応正しいように思われるが、阿弥陀仏の本願である他力による救いの考え方には反している。……欲望や悩みにつきまとわれている私たちが、どのような修行をつんでも、生死を繰り返す苦しみから解放されない。そのことを阿弥陀仏はお憐れみになって、救ってやろうという願いを起こされたのは、悪人を極楽浄土で救うためである。だから、阿弥陀仏の救いを求める悪人こそが、最も往生できる理由を備えているのである。それゆえ、善人でも往生するのだから、まして悪人が往生できないはずがないと、親鸞がおっしゃったのである。

㊦ 日蓮の主張『立正安国論』by 日蓮

もし、まず国土を平安にして、現在と未来の安楽を祈ろうと思うならば、速やかに深い考えをめぐらして、急いで煩惱を断ち切りなさい。その理由は何か。薬師経に見える七難の内、五難(疫病の流行・天体の異変・日蝕月蝕・風雨の異常・日照り)が実際に起こり、二難がまだ残っている。いうところの「他国が侵略してくる難(元寇を予言したことになる)と、国内に反乱が起こる難」である。

㊦ 茶の効用『喫茶養生記』by 栄西

将軍(源実朝)が御病気になられた。人々は奔走した。しかし、容態は一向によくならない。これは、もしかしたら昨晚の酒宴のせいではないか。そこで、葉上僧正(栄西)に加持を行わせたところ、これを聞き、良薬だと言って本寺から茶を持参し、一巻の書(『喫茶養生記』)を添えて献上した。これは茶の徳を誉めた書(『喫茶養生記』)である。将軍(源実朝)はたいそう喜んだという。

㊦ 只管打坐『正法眼蔵随聞記』by 懷奘

ある日、奘(懷奘)が質問した。「禅宗の道場での修行生活の送り方はどのようにすればよいのでしょうか」。師(道元)が言われた。「只管打坐(ひたすら坐禅すること)である。ある時は高殿の上で、ある時は高殿の下で、常に坐禅を行うのである。人と一緒であっても雑談をせず、耳の聴こえない者や話すことのできない者のように、たえず一人で坐禅を好んですることである」。

㊦ 専修念仏の批判『摧邪輪』by 高弁

最近、上人(法然)がいて、『選択本願念仏集』という一巻の書を作った。経論を迷わせるもので、人々を惑わすものである。極楽往生の修行を宗旨としているが、かえって極楽往生の修行を妨害するものである。

回 古事記の序文『古事記』

臣太安麻呂が申し上げます。……天皇(天武天皇)がおっしゃった。「私の聞くとくによれば、豪族の家々に伝わる帝紀や旧辞の記事は、すでに真実と異なり、多くの虚偽が加わっているという。今の内に、その誤りを改めなければ、何年も経たないうちに、本当のことがわからなくなってしまうだろう。こうした記録は国家にとって骨組みを示すものであり、天皇が民を導く基礎となるものである。そこで、帝紀を撰び記録し、旧辞を調べ尽くし、偽りの記録を削って真実を定め、後世に伝えたいと思う」と仰せられた。その時、天皇の側近くに仕える舎人に、姓は稗田、名は阿礼という者がいた。年齢は28で、聡明な人物であり、一度見ただけで音読することができ、一度聞いただけで記憶することができた。そこで、天皇は阿礼に命じて、皇位の継承についての記録や旧辞などの古い物語を誦み習わせた。しかしながら、時代が移り、代も改まったので(天武天皇が崩御されて)、その事業も実行することができなくなった。これを考慮なさった皇帝陛下(元明天皇)は、旧辞に誤りがあるのを残念に思い、先紀(帝紀)の誤りや不統一を正そうとされて、和銅四年(711年)9月18日に太安麻呂に「稗田阿礼が天武天皇の命によって誦み習った旧辞を撰び記録して、献上するように」と命じられた。そこで、御命令の通りに事細かに記録した。……記録した内容は、天地が開けてから小治田の御世(推古天皇)までである。そして、全3巻を記録して献上するものである。

和銅五年(712年)正月28日

正五位上勲五等太朝臣太安万侶

回 風土記の編纂命令『続日本紀』

(和銅六年(713年))5月2日、五畿・七道諸国の郡・郷などの地名は良い字を選んでつけよ。その地域で産出する銀・銅・彩色・草木・禽獸・魚虫などの物は、その品目を詳しく記録せよ。……

回 古今和歌集仮名序『古今和歌集』by 紀貫之

やまとうた(和歌)は、人の心を種として、多くの言葉となって出たものである。世の中の人々は、様々なことを行うので、そうした行いの中で、心で思ったことを、見るもの聞くものにつけて口に出しているというのである。花のもとで鳴く鶯や水中に住む蛙の鳴く声を聞けば、生きとし生けるもの、歌を詠まない者がいるだろうか。

回 土佐日記『土佐日記』by 紀貫之

この日記は、男が書く日記というものを女も書いてみようと思って記したものである。ある年(紀貫之は930年に土佐守に任官し、934年に離任した)の12月21日の戌の時刻(午後7～9時)に旅立ったのだが、その旅の事情を少々書き記したものである。

回 源氏物語『源氏物語』by 紫式部

どの帝の時代のことであろうか。多数おられる女御・更衣(天皇の配偶者で、序列は皇后(中宮)・女御・更衣の順)の中に、それほど高い家柄の出身ではないが、特別に帝の寵愛を受けられた女性がいた。

[文化史概説②] (文化史テキスト P10・P11 対応史料)

回 平安末期の歌謡一今様一『梁塵秘抄』by 後白河法皇

阿弥陀如来さまは、不滅なものとしていつも存在するのだが、目に見えないことが、尊いのだ。人の物音のしないような静かな暁には、かすかに夢の中に姿を見せてくださいます。

私たちは遊びをしようとしてこの世に生まれてきたのだろうか？それとも戯れをしようとしてこの世に生まれてきたのだろうか？無心に遊んでいる子供たちの声を聞いていると、自分の体も自然と動き出すように思われる。

回 能一能楽論一『花鏡』by 世阿弥

幽玄(幽はかすか、ほのか、奥深いという意味)の芸風について
すべての芸道において、幽玄が理想の美とされている。とりわけ我が芸(能)においては、幽玄の芸風が第一とされている。…
一体、幽玄の最高の境地というのは、本当はどのようなものとしてあるべきなのであろうか。……ただ美しくもの柔らかな表情が幽玄の本質である。…

回 貨幣経済の浸透『政談』by 荻生徂徠

……現在(享保の頃)は、武士は旅の宿先にいるような不安定な境遇なので、金が無くては立ち行かないから、米を売って金にして、商人より品物を買って日々を送っているの、商人が主となり、武家は客となってしまった。したがって、諸物価の値段が武家の思うようにはならないのである。武家が皆知行地(領地)に住めば、米を売らなくても済むので、商人が米を欲しがることになり、武家が主となり、商人は客となる。そうなれば、諸物価の値段は武家の思うままになる。これは皆、昔の中国の聖人の広く深い知恵より生まれた永久に変わらない掟である。

回 大名の窮乏『経済録』by 太宰春台

現在(享保の頃)の大名は、石高の多い大名も少ない大名も、すべてが頭を下げて町人に借金を頼み、江戸・京都・大坂、その他あちこちの富商に頼って、彼らからの借金を続けていくことで世を渡っている。村入り(知行地の農民からの年貢収入)を、ほとんど富商からの借金の返済にあて、年貢を収納する期には、子銭家という高利貸によって米蔵を封印されて、差し押さえられてしまう。子銭家とは、大名に金銀を貸す者をいう。

回 藩専売制『経済録拾遺』by 太宰春台

……今の大名は、金がなければ藩も財政難になり、満足な政治もできないのだから、何よりも金を手に入れる工夫を行うべきである。金を手に入れる方法は市賣(商人)のように商売をするのが一番よい。大名が市買(商人)のように商売を行うのは、国家を治める上で良い方法とはいえないが、財政難の中で急いで金を手に入れるには1つの手段である。

回 寛政異学の禁『憲法類集』

林大学頭(大学頭林信敬)へ

朱子学については、慶長(徳川家康が林羅山を登用した1605年)以来、將軍家が代々信用してきた学問で、すでにお前の家(林家)が代々その学風を維持するよう命じられているのであるから、油断することなく正学(朱子学)を学び研究し、門人たちを取り立てなければならない。ところが最近、世間ではいろいろな新しい学説(古学・陽明学・折衷学など)を唱え、異学(朱子学以外の儒学の学派)が流行し、風俗をしている。これは、正学(朱子学)が衰えたためであろうか、このままでは済まないことである。お前の門人共の中にも、前に述べたような正しくない学問を学んでいる者も時々いるような噂も聞いているが、困ったことである。この度、聖堂(聖堂学問所)の取り締まりを厳重にすることを命じられ、柴野彦助(柴野栗山)・岡田清助(岡田寒泉)も、右の御用を仰せつけられたので、よくこの趣旨を申し聞かせ、門人には異学を学ぶことを厳しく禁じ、そしてまた、自分の門下に限らず他の門派とも話し合い、正学(朱子学)を講義・研究して、人材を取り立てるように心がけなくてはならない。

回 海国貿易論『経世秘策』by 本多利明

……日本は海国(海で囲まれた国)であるから、渡海・運送・交易は、本来国君(将軍)の仕事の中で最も重要な政務であり、万国へ船を派遣して、国政に役立つ産物や金・銀・銅を手に入れて日本に輸入し、国力を盛んにすることは海国が備える当然の方法である。自国の力をもって国を治めるばかりでは、国力は次第に弱まり、その衰弱がすべて農民の負担となり、農民が年々衰え減少するのは自然の流れである。

回 無神論『夢の代』by 山片蟠桃

あらゆる生き物は、年数の長い短いはあるけれども、ほとんどがそれぞれの寿命があり、死んで枯れてしまう。生きていれば、知恵があり、神経があり、血が流れ、手足も心臓も腸がみな働くが、死んでしまえば、知恵もなく、神経もなく、血も流れず、手足も心臓も腸もみな動くことはない。それならば、どうして鬼や神のような霊魂などというものが存在するだろうか。そんなことは全くありえるものではない。……

回 海防論『海国兵談』by 林子平

今の世の習わしとして、外国船の入港は長崎に限られていて、他の港に船を寄せることは決してできない事と思っている。実に平和に慣れきった人というべきである。……現在、長崎には厳重に砲台の備えがあるが、安房(房総半島)・相模(三浦半島)の港にはその備えがない。この事は大変不可解である。よく考えてみると、江戸の日本橋から清国やオランダまでは境のない水路で結ばれている。にもかかわらず、ここ(江戸周辺)に備えをしないで、長崎のみ備えるとはどういうことであろうか。

[江戸時代の学問] (文化史テキスト P32 対応史料)

回 身分制の否定『自然真営道』by 安藤昌益

平地に住む人々は盛んに耕作して穀物をつくり、山里に住む人々は薪用の木材を切り出して平地へ出荷し、海岸に住む人々は魚をとって平地へ出し、薪材・穀物・魚を互いに交易して、山里でも薪材・穀物・魚のこれらを食べて家をつくり、海辺に住む人々も家をつくり穀物や魚・野菜を食べ、平地の人々も同様にする。こうして平地に余りもなく、山里でも不足なく、海辺においても過不足なく、一方に富める者もなく、他方に貧しい者もなく、ここに支配する者もなく、むこうに支配される者もなく、……支配者がいなければ支配される者を責め取るおごった欲望もなく、支配される者がいなければ支配者にこづたり、または企みをもつこともない。……おのおの各々が耕作して子を育て、子が大人になり、一生懸命耕作して親を養い、また、その子を育て、一人がこのようにすれば皆がこれを行い、奪い取る者がないので奪い取られる者もない。天地と人々は常に一緒に、天地が誕生すると(陽が昇れば)、人々は耕作を始める。これ以外に一切の私事もない。これが自然の世の様子である。

[江戸時代の学問] (文化史テキスト P33 対応史料)

回 百姓一揆発生の原因『秘本玉くしげ』by 本居宣長

百姓・町人が大勢で徒党を組んで、強訴乱暴するようなことは、昔の平和な世の中では、ほとんど聞いたことのなかったことである。江戸時代になっても、以前(江戸時代初期)は大変まれなことであったが、この頃(天明の頃)になると毎年あちこちで起こり、珍しくないことになった。……そもそも、百姓一揆が起こる原因は、いずれも下の者の落ち度はなく、皆上に立つ者の落ち度から起こるのである。今の世、百姓や町人の心も悪くなったとはいふものの、よほど我慢できなくならなければ、このようなことは起こるものではない。……近頃、容易に団結して一揆が起きやすいのは、結局は人の仕業によるものではない。上に立つ者は、一揆が起こることのないよう先々のことまでよく考えるべきことである。だからといって、どれ程かねてから防止策の工夫をしようとも、目先にとらわれた表面的な鎮圧策ばかりでは一揆はなくなるまいであろう。とにかく、その百姓一揆が起こる根本を直さなければならない。その根本を直すというのは、悪政をやめて、民を大切にすることである。たとえ、どんなに困窮しても、上に立つ者の政治が良ければ、この事は起きるものではない。

回 九変五変論『読史余論』by 新井白石

(北畠親房が著した)神皇正統記には、第 58 代光孝天皇より以前はすべて古代とある。いろいろな例を考えると、光孝天皇の仁和年間(885～889 年)より後を新しい時代としているようだ。第 56 代清和天皇は幼少であったので、外祖父の藤原良房が摂政となった。これは外威が権力を握った始めである<一変>。藤原基経は陽成天皇の女御(佳珠子)の父であることを利用して陽成天皇を退位させ、光孝天皇を擁立したので、天下の権勢は藤原氏に帰した。その後、(醍醐・村上天皇の延喜・天暦の治のように)関白を置いたり置かなかつたりした時代があったが、藤原氏の権勢は当然日々盛んとなった<二変>。第 63 代冷泉天皇より……後冷泉天皇までの 8 代・103 年の間は、外威が権力を独占した(摂関政治)<三変>。後三条天皇・白河天皇は天皇が政治を行った(天皇親政)<四変>。堀河天皇から安徳天皇までの 9 代・97 年間は、上皇が政治を行った(1086 年から白河・鳥羽・後白河上皇(法皇)が行った院政)<五変>。後鳥羽・土御門・順徳天皇までの 3 代・38 年の間は、鎌倉幕府が天下の武力を掌握した<六変>。御堀河天皇から光厳天皇まで 12 代・112 年の間は、執権北条氏が将軍の家臣として政治を行った(執権政治)<七変>。後醍醐天皇が重祚して、天下が朝廷に戻ったのはわずかに 3 年<八変>。その後、天皇は都から逃れて、足利尊氏が光明天皇を立てて北朝の主として、天下は長く武家の世となった<九変>。

武家は源頼朝が幕府を開いて、父子 3 代(頼朝・頼家・実朝の 3 代)天下の武力を掌握した。約 33 年間<一変>。北条義時(北条氏は平氏の一族)は承久の乱後、天下の実権を握った。その後、7 代 112 年間たつて北条高時の時代に至り、滅亡した<二変>。この時に摂家将軍(藤原(九条)頼経・頼嗣)2 代、親王将軍(宗尊・惟康・久明・守邦親王)4 代があった>……後醍醐天皇が親政を再開したが、足利尊氏(足利氏は源氏の一族)が叛いて天皇は都から逃れた。尊氏は光明天皇を立てて北朝の主として、自ら幕府を開き、子孫が続いて 12 代に及んだ。約 238 年間<三変>。<このうち南北朝の動乱が 54 年、応仁の乱後の 107 年の間、天下は非常に乱れた。実に 77 年の間、武家の威光があるようにみえるが、東国はみな鎌倉に属していた。>……足利家の後に、織田家が台頭して将軍を廃し(足利義昭を京都から追放)、天皇を擁して天下に号令しようと謀ったが、成就しないうちにおよそ 10 年間で家臣明智光秀によって殺された(本能寺の変)。豊臣家は古人の知恵を利用して自ら関白となって、天下の権力を思いのままにしたのが、約 15 年間であった<四変>。その後、とうとう徳川家の世となった<五変>。

㊦ 蘭学の評価『西洋紀聞』by 新井白石

おおよそ、その人(シドッチ)は博学であり、西洋では優れた学者として知られ、天文・地理の事に関しては、我々の知識が及ぶところではない。(シドッチの言うことはいろいろと理にかなっているが)一たびキリスト教の教を説くことになると、道理にかなった所が一つもなくなってしまう。智者が突然愚者に入れかわって、まるで別の人が話しているような感じがする。これでわかるのは、西洋の学問は、ただその形(物質)と器(技術)に詳しいだけということである。いわば(物質や技術などの形のあ
る具体的な)形而下のものだけを知っていて、(道徳などの観念的・抽象的な)形而上のものについてはほとんど知らない。

㊦ 蘭学の発達－解体新書の苦勞談『蘭学事始』by 杉田玄白

一、帰路は前野良沢・中川淳庵と私(杉田玄白)の3人が一緒であった。途中で帰り合ったことは、いやいや、今日の実験(1771年3月4日の千住小塚原の刑場で行われた死刑囚の死体解剖)はどれも驚くことばかりであった。また、これまで気づかなかったことは恥ずべきことである。いやしくも医師として互いに主君に仕える身で、その医術の基本である人間の形態の本当の姿を知らず、今まで毎日この仕事を勤めてきたのは面目ない次第だ。

一、その翌日(解剖を見た翌日の1771年3月5日)、良沢の家に集まり、前日のことを語り合い、まず、その「ターヘル・アナトミア(ドイツ人クルムスの解剖書『解剖学図譜』のオランダ語翻訳本)」の書に向かったが、本当に體も舵もない船で大海に乗り出したようなもので、広々として寄るべきところもなく、ただあきれ返るばかりであった。

㊦ 蘭学の統制『宇下人言』by 松平定信

寛政4～5年(1792～93年)頃から、紅毛(オランダ)の本を集めた。西洋は科学が発達していて、天文・地理や兵器、内科・外科の治療については、有益なものも多い。しかし、人々が関心をもつきっかけとなり、幕藩体制を批判するような悪いこと(具体的には『海国兵談』がこれにあたる)を言いだす元にもなる。それならば、禁止すればよいかというと、禁止すればかえって興味をもつ者も増えてしまう。まして、有益なものでもある。そこで、そのような本(『海国兵談』)などは、幕府を批判する部外者の手に入らないようにしなければならない。……

㊦ 心学－商人蔑視の社会を批判－『都鄙問答』by 石田梅岩

士農工商を治めるのは君主の仕事であり、君主を助けるのは士農工商の仕事である。武士はもとから位をもった臣下であり、農民は野にいる臣下であり、商人・工人は町にいる臣下である。……商人が売買するのは、世の中の助けとなる。職人に工賃を払うことは職人への給料であり、農民が耕作料を得ていることは、武士が俸禄(給料)をもらうことと同じである。天下の人々が産業に関わることで、世の中は動いている。商人が商売で利益を得ることも天下で認められていることである。それなのに、商人ばかりが商売の利益を得ることが欲心であり、「道」を知らないことであると叱咤し、商人を憎んで断絶しようとする。ど
ういうわけで、商人ばかりを賤んだり、嫌うのであろうか。

㊦ 福沢諭吉の啓蒙思想『学問のすゝめ』by 福沢諭吉

「天は人の上に人を造らず、人の下に人を造らず」と言われる。そうであるならば、天から人が生ずる以上、万人が万人みんな同じ身分のはずで、生まれながらにして貴い賤しい、身分が高い低いといった差別はないはずである。また、人は、万物の霊長たる人間の身と心の働きをもって、天地の間にある万物を活用して衣食住の必要を満たし、人々がお互いに妨げをしないで、各々安心してこの世を自由自在に渡ることができるはずである。しかし、今、広くこの人間社会を見渡してみると、賢い人もいれば、愚かな人もいるし、貧しい人もいれば、お金持ちもいるし、生まれながらにして身分の高い人(貴い人)いれば、人に使われる下人という人もいる。このように同じはずの人の間に雲泥の差があるように思われるのはどうしてだろうか。だが、このことは実はとても簡単なことである。実語教(平安末期に作成されたものと推定されている初等教科書)の教えに、人が学ばなければ智は無いし、智が無いということは愚かということだ、とある。ならば、賢人と愚人との違いは、学ぶのか学ばないのかという理由で生まれてくるのである。

㊦ 被仰出書(学事奨励に関する太政官布告)－学制序文(1872)－『法令全書』

人々が自分自身で立身し、その資産を蓄え、その生計を立てていく、そうすることでその一生を全うすることができるのは、それは他でもない、身を修め、知識を広め、才能や技芸を伸ばすことによるのである。そうして、その身を修め、知識を開き、才能や技芸を伸ばすことは、学問によらなければ不可能である。これが学校を設置している理由であって、日常生活の行い、言葉遣いや書道・算数を始めとして、役人・農民・商人・様々な職人・技芸に携わる人、及び法律・政治・天文・医療などに至るまで、およそ人の営むもので学問が関係しないものはない。人はその才能のあるところに応じて勉め励んで学問に従事し、そうして初めて自分の暮らしの道を立て、資産を蓄え、事業を盛んにすることができるであろう。そうであるから、学問は立身のための資本というべきものであって、人たるものは、誰が学問をしないでよいということがあろうか(いや、人間誰しもが皆学ばなければならないのである)。……このために、このたび文部省で学制を定め、順を追って教則を改正し布告していくので、今から以後、一般の人民(華族・士族・卒族・農民・職人及び女性や子供)に、必ず村に学ばない家が一軒もなく、家には学ばない人が一人もいないようにしようと期待する。

㊦ 教育に関する勅語(教育勅語)(1890)－第一次山県有朋内閣－『法令全書』

私が思うには、我が皇室の先祖が国を始められたのは、はるかに遠い昔のことで、代々築かれてきた徳は厚く深いものでした。我が臣民(国民)は忠義と孝行を尽くし、全国民が心をつ一つにして、世々にわたって立派な行いをしてきたことは、我が国体(ここでは国柄の意味)の優れたところであり(国柄の優れて美しいこと)、教育の根源もまたこの国体の美に根ざしています。あなたたち臣民(国民)は、父母に孝行し、兄弟は仲良くし、夫婦は仲睦まじく、友人とは互いに信じあい、自分自身の言動は慎み深く、全ての人々に博愛の手を差し伸べ、学問に努め、職業に専念し、知識を養い、徳と才能を磨き上げ、進んで社会公共の利益や世の中の努めに貢献し、いつも憲法を重んじ、法律に従いなさい。そして、国家の危急の事態が生じたら、正義心から勇気を持って公のために奉仕し、それによって永遠に続く皇室の運命を助けるようにしなさい。これらのことは、単にあなた方が忠義心を厚く善良な臣民(国民)であるということだけでなく、あなた方の祖先が残した伝統的美風を褒め称えることでもあります。このような国民の歩むべき道は、実に我が皇室の祖先が残された教訓であり、その子孫と臣民(国民)が共に守っていかなければならぬことであると共に、昔も今も変わらず、国の内外を問わず、間違いのない道理です。私はあなた方臣民(国民)と共に、この押し手を胸に抱いて、皆一致して立派な行いをしていくことを切に願っております。

明治二十三年(1890年)十月十三日

㊦ 教育基本法(1947)－第一次吉田茂内閣－『官報』

われらは、さきに日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は根本において教育の力にまつべきものである。

われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。

ここに、日本国憲法に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律(教育基本法)を制定する。